

地域資源とコミュニティの行方

1 飛び地

岡上
地域の記憶を読む

● 岡上地区の概要

意外と知られていないことだが、川崎市には飛び地が存在する。今回取り上げる麻生区の岡上である。小田急線の鶴川駅から南側に広がる約一・四キロメートルの地域が、町田市と横浜市青葉区に取り囲まれる形で飛び地を形成している。人口は約六千五百人、地区の半分強にあたる約七四・〇ヘクタールが市街化調整区域である。なぜ岡上が飛び地となったのか、その経緯を振り返ると、岡上の歴史的・地勢的特異性が浮かび上がってくる。岡上は地形的に南高北低で、かつてから同じ都筑郡の奈良村よりも、鶴見川側に開けた北側の村々との交流が深かった。一八八九（明治二二）

年の町村制施行に向けて、行政村への編成作業が進められていくなか、これら北側の三輪村や大蔵村は多摩郡であり合併することとは適わず、都筑郡内の黒川、栗木などの一〇方村が合併してできた柿生村とともに一部事務組合として組合村を構成することになった。これはまた、津久井往還による生田村、稲田村との経済的交流の深さ（注一）も一因している。

岡上周辺の自然村（注二）が行政村に吸収されていく一方で、岡上は自然村として四〇〇年近く存在し続け、そして、一九三九（昭和一四）年四月、都筑郡の他の町村が横浜市への編入を選択し、都筑郡や橋樹郡といった名は消滅していったが、柿生村とともに川崎市との編入を希望（注三）し、町田市と横浜市の中に浮かぶ飛び地として存続していくことになった。それは、その後の埋立地の編入や市境界変更を除けば、周辺町村の編入を繰り返して肥大化してきた川崎市にとっての、最後の大規模な編入地域となったのである。

● 飛び地とコミュニティ意識

● 岡上地区基礎データ ●

該当町丁	岡上
面積	1.422km ²
人口	6,487人（平成15年9月末現在）
人口密度	4,562人
人口増減率	8.9%増（平成10年9月末との比較）
人口構成	0～14歳 12.5%・15～64歳 76.9%・65歳～ 10.7%
学校	岡上小学校、和光大学
その他の主な公共施設	岡上こども文化センター、岡上老人いこいの家、岡上分館
町会・自治会	2組織



- 小学校
- ⊗ こども文化センター
- ⊙ 老人いこいの家
- その他の公共施設
- 区域
- おもな道路
- 鉄道
- - - 河川

川崎市への編入後、飛び地という行政区
域としての特性は、画一的な行政サービス
においては非効率な側面もあり、通学問題
など地域住民への様々な不便を強めてきた。
しかしそれは同時に、川崎市内の他の地域
には見られないほどの連帯感の高さを生み
出している。岡上町内会の大塚幸男さん、
梶司朗さん、星芝義人さん、森口俊二さん
にお話を伺った。「飛び地であるが故に、皆
がまとまっていく」という意識があたりま
えに働いてきた」「地付きの人も新しく引
越してきた人も一緒に活動をしていくこ
とに何の違和感もない」と語る。岡上町内
会の役員構成を見ても、三七人の役員のうち、
古くからの住民は五人に過ぎない。また、
麻生区の他の地域ではマンションや団
地単位の自治会が多く存在するが、岡上には、
もともと先祖代々岡上に住み続けている
農業従事者と多数の「川崎都民」が混在
する東側の地域にある「本町会」と呼ばれ
る岡上町内会（約二千世帯）と、一九六〇
（昭和三五）年以降の宅地分譲で開発され
た住宅地を中心とした西側地域の岡上西町
会（約五〇〇世帯）の二つしか存在しない。
飛び地と混在の中で育まれた連帯感と他者
も受け入れるという土壌がそうしたことに
つながったともいえるよう。

●二つの町内会と保全と開発の狭間で

いわゆる新住民を主体とした岡上西町会
の五十嵐久能さんは、「岡上のこの豊かな
自然環境を選択して引越してきたが、山
が削られ、谷戸田が埋められていくのは残
念だ」と語る。実は、この二つの町内会は
前述のように、その基本的な性格を異にし
ている。

西町会の区域は市街化区域の住居系の用
途地域となっているが、一方、東側の岡上
町内会（本町会）には、市街化調整区域の
農振農用地区域（注4）内に営農団地が広が
る。市街化調整区域の約四三・六パーセン
トが農振農用地区域になっていて、市街化
調整区域内の農地は約二八・一ヘクタール、
農家戸数は四九戸（注5）となっている。
谷戸田の入口から、その奥を見渡してみ
ると、農地造成という名を借りた建設残土
処分場や資材置き場、そして調整区域内で
も開発可能な最近流行りの郊外型墓地在
る。人目につきにくい谷戸の奥まで足を
運んでみると、その多くは埋め立てられて
いる現実に気づく。農産物価格の低迷や後
継者不足、相続税問題、土地利用問題など
を背景に、無秩序な土地利用が進み、かつ
ての農的風景は壊され、生き物の生命脈わ
う豊かな里山環境は、大きな変化を遂げつ
つある。

五十嵐さんは「地域住民が援農ポランテ
イアの形で営農団地に関わることはできな
いか」とも語った。そして、この地で農業
を続ける人たちもまた、様々な想いを抱え
ている。

いわゆる線引き制度による土地利用規制
は、地域全体のランドデザインを持たな
いまま、一律に都市的土地利用を抑制しな
がらも、一方で部分的には個別の土地利用
を許してきたために、結果的に無計画な土
地利用が進行してしまうこととなった。市
街化調整区域におけるこれからの土地利用
のあり方については、現場の視点に立つて、
土地活用による公平な負担と利益分配を前
提とした地域還元型の持続可能な地域経営
の観点から新たな制度設計を行なっていく

ことが課題解決の基本だが、同時に地域の
農業資源を軸にした市民農園などによる新
しい市民間の交流の可能性など、地域環境
の保全と農業振興とが調和した、田園空間
に相応しい新たな土地利用のあり方も模索
されなければならないだろう。

一方、緑を求めて都内などから多くの人
が流入した西町会自身も、地域に多くの課
題を抱えている。宅地造成等規制法（注6）
が施行される前に、傾斜地を切り開いて宅
地造成された地域なため、急峻な地形に狭
隘な道路、未接道の宅地など、多くの課題
を抱えている。また公園混雑地域でもあり、
唯一の市道、麻生一〇号線は、幅員が狭く、
交通事故も頻発している。未だ都市計画道
路柿生町田線としての事業認可も下りず、
現時点では拡幅や路線延長の目途は立って
いないという。地域の高齢化が進む中、住
み慣れた地域を仕方なく後にする人も多い。
都市基盤整備の遅れが、市民生活への様々
な障害を生み出しつつある。

●地域を紡ぐ「ふれあいまつり」 の場としての行政施設の役割と可能性

岡上には、比較的まとまった狭いエリア
に、麻生市民館岡上分館（注7）、岡上こど
も文化センター、岡上老人いこいの家と三
つの地域拠点施設があり、岡上小学校や駐
在所、そして岡上町内会の町内会館である
岡上公会堂（注8）も同じ地域にある。

こうした各施設は、地域で様々な役割を
演じているが、二つの町内会を結ぶ架け橋
として注目すべきは、こども文化センター
を核とした「岡上ふれあいまつり」と和光
大学の大学開放の動きである。

岡上こども文化センターは、一九九三

（平成五）年に開館した。老人いこいの家
との合築施設で、二階部分にセンターがあ
る。他のこども文化センター同様、子育て
サークルや卓球グループなど、様々な団体
が活動の拠点として活用している。特に子
育てサークルの活動が盛んで、保健所や地
元のすぎのこ保育園などが運営する乳幼児
を対象にした地域子育て交流広場「岡上子
育て安心広場」を卒業した親子がサークル
を作り、定例的に活動を行っている。

「岡上ふれあいまつり」は、毎年、こど
も文化センター、老人いこいの家、岡上分
館を会場に行われてきたもので、岡上
に住む全ての人たちの「ふれあいの場」と
位置づけられている。ステージでの催し物
やフリーマーケット、模擬店など、多彩な
内容で、町内会やいこいの家運営委員会、
こども会やPTAなど地域の二〇を越える
団体で実行委員会を構成し、その運営を担
ってきた。第一回以降、この一〇年間にわ
たって、昨年度まではその事務局をこども
文化センターが務めてきたが、今年度から
は事務局自体もセンターから独立したもの
になり、市民自らによる自律的な展開を目
指しているという。地域の拠点施設が、場
としての機能を果たしながら、様々なアク
ターを結びつけ、新たなネットワークの形
成と、市民による自律的な活動を創出して
いく役割を担っている一ケースといえる。

●和光大学という存在 の地域を再評価する営み

和光大学は一九六六（昭和四一）年に開
学、当初から、「大学という組織自体が常
に社会に向かって開かれたものであるべき



写真1 取材に訪れた日も、子育てグループ「ブーコクラブ」が、きめこみパッチワークの教室を開催していた。子育てをしているとかなり頻繁に訪れる機会があるという。



写真2 和光大学の鈴木勤介教授は、長年岡上をフィールドとし、地域資源の再発見に取り組んできた。写真は川崎地名研究会（相澤一男会長）の例会、「岡上を歩く」でガイド役を務めている様子。

であり、現実の社会といかに切り結ぶかが重要な視点でなければならぬ(注9)と、いう考え方に立ち、公開講座や移動大学、そして近隣の市民を対象とした市民講座や夜間講座、社会人入試などの入試制度改革に積極的に取り組んできた。一九九五年には、鶴川駅前に「オープン・カレッジばいはいあ」(注10)を開設、地域に開かれた学習拠点施設として、年間六〇を越える講座を開講している。また、翌九六年一月には、三〇周年記念事業として、地域で長らく中断していたどんど焼きを、岡上西町会と岡上町内会川井田地区との連携により復活さ

せたり、大学の地域開放事業を担当する大学開放世話人も地域で精力的な活動を展開している(後述、鈴木論文参照)。こうした和光大学の存在は、岡上の地域に多様な影響を与えつつある。他者としての大学の存在は、地域住民とは異なる視点から埋もれていた地域資源に光を照らし、岡上という地域を再評価しつつある。地域で日々の生活を送る人々にとっては、日常の風景の一部でしかない馬頭観音や石碑などが、実は民俗文化財として貴重な価値を有していたり、あたりまえの生活慣行が、地域の物語を解き明かすための隠されたメ

ッセージであつたりする。

また、何の経済的価値もないと見られていた谷戸田の存在が、鶴見川の流域全体の視点から検証するならば、保水機能や地下水涵養機能を有し、同時にホトケドジョウの暮らすような生物多様性の拠点であり、生物移動性の結節点という貴重な源流緑地だといえる。

岡上は、様々な可能性を秘めた資源の宝庫なのである。そうしたことへの気づきの中から、岡上を丸ごとエコミュージアムにしようという構想が生まれてきた。

● エコミュージアムの可能性と コミュニティの行方

地域をデザインする意味

岡上のエコミュージアム構想は、まだまだいくつもの私案(注11)レベルのものに過ぎず、現段階ではそれが必ずしも地域全体で共有化されている訳ではなく、川崎市としての行政計画上の位置づけが定まってい

るものではない。しかし、その一方で、自分達で岡上の歴史を掘り起こす作業を丹念に続ける岡上郷土誌会(注12)の活動など、地域でも着実に新しい動きが芽生えつつある。エコミュージアム(注13)とは、地域固有の魅力を掘りおこし、それをまちづくりを活かしていくための仕組みと活動である。建物の中への展示や学術的な資料の収集や展示などを行う従来型の施設中心の博物館とは大きく異なり、文化的固有性を有しているひとまとまりの地域全体を丸ごと博物館と見立て、自然景観や水路、建物などの有形物はもちろんのこと、地域の産業活動や日常生活など、無形のものも含めたあらゆる地域資源を対象とするものである。生活の場そのものが、ミュージアムなのである。その進め方に決まりきった原則がある訳ではないが、対象とする地域内にコアと呼ぶ中核的施設と、自然・文化・産業などの地域遺産を展示するサテライト、新たな発見を見い出すための小径などを整備し、その地を訪れる者がその地域社会をより積極的に理解するシステムづくりが行われることが多い。そしてそれらのプロセスでは、地域と行政と専門家が出会い、協働作業を重ねる中で、互いに響きあう関係づくりを進めていくことが前提として求められてい

る。そうした中から、そこに住まう人々が自らのアイデンティティを、そして地域のアイデンティティを再認識し、共有することになる。岡上郷土誌会の活動や和光大学による地域での取り組みが、こうした考えと相まって、新しいコミュニティのあり方を切り拓いていくことになるだろう。

また、飛び地・岡上は、誤解を恐れずにいえば、川崎市という自治体からは「忘れられた存在」であった。それが故に、市内の他の地域を標準として設計された行政サービスが、岡上固有の地域事情に関わりなく画一的に導入されてきた経過がある。岡上町内会のある役員は、「川崎市はどこでも同じような考えで、同じような施設を作り、同じような事業を行ってきた」「まちづくりでそれぞれの地域の個性は活かさず、まちの表情も均質で画一的なものになってきた」と指摘する。今後のコミュニティ施策やまちづくりの展開には、市内それぞれの地域の固有の記憶を辿りつつ、その構造を読み解き、それぞれの地域に相応しい対応が求められているのではないだろうか。そのためにも、このエコミュージアムという考え方を軸として、施設のあり方を見直しつつ、これからの地域をデザインしていくことも、有効な一手法であるといえよう。

(総合企画局政策部主幹 伊藤和良、総合企画局政策部主査 中村 茂)

注1 その後、一九二七(昭和二)年に小田急線が開通し、より一層交通、交流が進むこととなる。また同年、南武鉄道(現南武線)も川崎・登戸間で開業し、川崎臨海部への通勤者も増加していった。

注2 町村制施行によって成立した行政村に對峙して社会学者の鈴木太郎が提示した概念、地方分権と市町村合併の議論の中で、再度注目を集めている。「日本農村社会学原理」一九四〇年

注3 鈴木勁介「私編岡上風土記稿」二〇〇三年。「川崎市

史」通史編四上、一九九七年、同資料編四上、一九九一年、植生郷土誌刊行会「ふるさとを語る―植生・岡上のあゆみ―」一九八九年、植生・岡上組合村誕生一〇〇年記念誌「屋号と家紋」一九九一年参照。歴史的・地勢的理由その他、当時の政友会と立憲民政党との政治的対立なども背景にあるとされる。

注4 つき作成する農業振興地域整備計画において、農用地区域を定めている。今後おおむね一〇年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地について設定するもので、この農用地区域を対象として、農業政策基盤、農業近代化施設等の整備が計画的、集中的に実施されることになっている。また、農用地区域内の農地の売買については、一定の税制・金融上の優遇措置が講じられている。一方、農用地区域内の土地については、原則として、住宅や工業地など農業以外の用途に利用することができない。

注5 一部市計画基礎調査「二〇〇〇年、「農業センサス」二〇〇〇年。

注6 一九六一(昭和三十六)年施行。宅地造成に伴い、けくすれ又は土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地又は市街地とならうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

注7 一九七八(昭和五三)年開館。地域にコミュニティ施設をという要望で設置され、当初は自主管理型の施設運営を目指していた。

注8 旧公会堂が市道岡上四〇号線の拡幅工事のために立ち退きとなり、町内会では「岡上公会堂問題対策委員会」を組織し、用地選定や資金確保に取り組み、新たに一九九九年に新公会堂を開館させた。子ども会や太鼓グループなど、登録二三団体を中心に、年間約二五〇件の利用実績がある。

注9 「市民大学公開講座「都市川崎を読む」一九九三年「ばい、い、あ」(parade)というのはギリシャ語で、「育成」「教養」「手づくり」さらには「若やぎ」といった意味のある多義的な言葉で、一方的な講義に止まらず、共に学び、創り出すという意味を込めて名づけられた。

注10 鈴木勁介「郷土書「川崎市麻生区岡上地区のエコミュージアムプロジェクト」二〇〇二年二月

注11 元岡上町内会長であり郷土史研究者でもある長塚隆夫氏や宮野薫氏(岡上郷土誌会会長)らを中心にして、二〇〇三年八月に結成された。岡上分館とも連携を取りつつ、資料収集やその整理、分析、展示会開催等に取り組んでいる。

注12 「地域および環境における人間の博物館」を意味するものであり、ある一定の地域の人々が自らの地域社会を探究し、未来を創造するための総合的な博物館。ただ単に建物をつくり学問的な資料の収集、展示および教育活動をするだけでなく、地域の人々が自らの生活とその自然・文化および社会環境の発展過程を史的に探求し、自然および文化遺産などを現地において保存、育成、展示することを通して、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする新しい理念を持った総合博物館。(多摩川エコミュージアム構想研究会「多摩川エコミュージアム構想」一九九七年)

② 地域社会と大学と

和光大学
人間関係学部教授 鈴木勁介

はじめに

岡上地区は旧来からの地付きの農家が中心の本町会と、給与生活者や自由業が主体の新移住者によって構成されている西町会が並存している。生活形態も社会意識も異なることから、住民相互の交流はほとんどなかったといえよう。

また事業体としての大学と、恣意的に構築された町会そのものとの関係は、公開講座や図書館、プールの利用などはあっても、町会と協同して何事かを行なうということにはなかつた。

体的活動が、大学と地域社会のみならず、両町会の架け橋ともなり得ることを示唆している。

● どんと焼きの復活

どんと焼きはセエノ神祭りであり、小正月行事であるが、地区の行事であり子ども祭りの祭である。新住民の西町会と隣接している地付きの川井田地区(注1)は、児童数の減少や住宅が建て込んできたこともあり、一九六六(昭和四一)年から行事を取りやめていた。和光大学が創立三〇周年目を迎えた年、記念行事の一環にどんと焼きの復活を記念事業委員会が企画した。

発案者は、この機を逃せば技術の忘却や材料の喪失などから、永遠にこの地区から伝統行事が失われるであろうことを懸念したのである。それは例えば、杭の打ち方や縄の結わえ方であったり、支える綱は燃えにくい藁や藤蔓でなければならぬ、といった地域社会が保持してきた文化伝承である。岡上のどんと焼きは、太い孟宗竹を何本



〔平成天子ドンド焼き〕

も組み込んでいるために、豪快な爆裂音とともに、紅蓮の炎が空を駆けのぼる。それまで都市生活者であった西町会住民にとつて、これは新鮮な驚きであり感動であった。それ故に、翌年からは西町会が主催者になり、その後八年を経た現在も続くことになった。西町会の冬祭りとなったのである。

大学は記念行事ということで、その後は直接的な関わりを持たなくなったが、一部の教員と学生は、引き続き重要なメンバーとして、どんど焼きの行事に関わり続けている。西町会の情熱と、地付き住民の技術や資材の提供と、学生の労力が一体化したところに、どんど焼き復活の意義があったのである。

●かわ道楽

大学というのは、専門家集団である。どんど焼きが社会学者の知見によつて復活したように、生物学者の地域社会への取り組みが開花したのが、「かわ道楽」であった。岡上の細い水路に、「かつては蛍がいた」という話から、学生達を伴い、半ばゴミ捨て場と化していた小川の掃除から始めて、下草刈りやカワニナの養殖へと進み、ゲンジボタルの幼虫を放流した。うまくいけば、来年夏には、岡上で蛍が飛ぶことであろう。「かわ道楽」という、一見ふざけたような名前が示すように、これは講義であるとかゼミナールなどという肩肘はった形態をとっていない。学生の主体的活動を尊重しつつ、教員が見守り指導している。

「かわ道楽」は、単に川のみを対象にしているだけでなく、地域の子ども達を「自然観察会」に連れ出したり、里山の生物多様性保護のために間伐なども始めたのである。人手不足で農家が放置しがちな樹林の

整備を、若い学生達のエネルギーが補完するという、地域社会と大学の理想的な共存の姿がここにはある。自然との触れあいになかった西町会の子ども達にとつて、草花や樹木の名を教えられての山歩きは、人生の中で貴重な体験となるであろう。「かわ道楽」の今後の活躍は、地域社会と大学との強いきずなとなることが予想される。

●ノーエンズ

元々は、農学部でもない大学の学生に土と親しむことの意義を経験させるべく、教員がお膳立てをしたのだが、今では学生のサークル活動として機能している農作業グループが「ノーエンズ」である。地主の好意で、畑作りをさせて貰っている。

学生達のつたない作業ぶりを見かねて、近くで作業をしていた農民が指導に出てきたり、春先に枝打ちをしていたそれが、来年のどんど焼きの燃え木に使うのだと教えられ、農の世界の奥行きを悟るのである。収穫物が多い年には、どんど焼きの折りの食材にも供されて、新住民達が地場の食物を楽しむこともできる。

●地域への大学開放

「和光大学ばいばい」

大学は、構成員の教育と研究の場としてのみ存在するのではなく、社会への知的資産の還元を果たさなければならぬという、初代学長梅根悟の創学理念に基づき、跡を継いだ藤井清、杉山康彦の歴代学長によつて、「大学開放世話人会」や「大学開放係」が設置され、市民講座、夜間講座、移動大学、ばいばい和光などが、事業として行なわれてきた。

わけても交通の便を考慮して、一九九四年度に鶴川駅前設置した「和光大学ばいばい」は、大学開放事業を積極的に推進めることに寄与している。

ここで開講されている「アジアの諸言語」を含め、採算性を度外視した多くの講座には、岡上地区のみならず、町田市や都心からの受講者もいる。運営を担当している大学開放世話人会は、自覚的に地域住民との交流を深めるべく努力し、両町会の住民を講師として招聘するなど、「地域からの声」に耳を傾ける姿勢をくずさない。

●文化財の記録と保存

教員の一人が、映像記録として、地域社会の現実を克明に撮影し続けているゼミナールの地道な作業は、急激な変貌が予測される岡上の文化を後世に残すモニユメントとなる。旧公会堂の火の見櫓や漆喰壁は消え果てた。

少なくとも、造りは農家だが屋根は寺社の構造だった山伏の旧屋(下の挿画)や、石造りだった大正橋は、学内誌『エスキス』の挿画に残されているのみとなった。

現代の若者にとつて、異文化とは国境の向こうにあるのではなく、一昔前までは当然だった暮らし方や自然との触れあい方にあるということから、「岡上探検隊」を組織して学生を連れ歩く講座も見逃せない。明らかかなことは、大学に籍を置く人々がそれぞれの領域に立脚しつつ、岡上との関わりを模索しながら、行動も始めているということである。

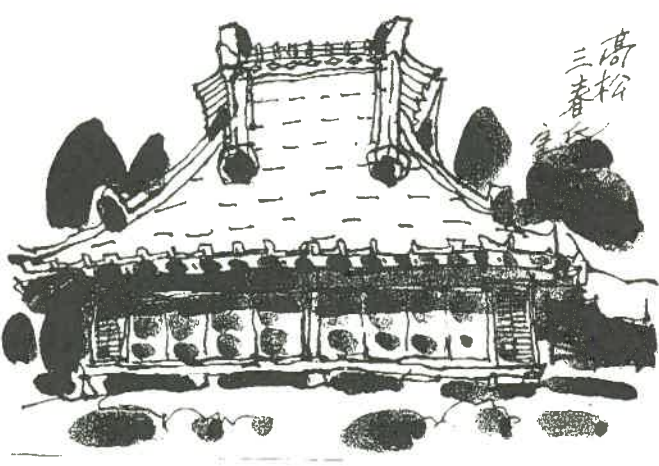
ひきかえ、岡上の文化遺産の保護と収集に関しては、残念ながら大学当局者の無理解故に保管場所が確保できず、みすみす廃

棄されていくのを見送るしかないというのが現実である。

従来、いずれの大学も図書館の充実や蔵書数の拡充に専念してきた。だが今後の方向としては、個別大学の地域博物館が期待されるようになるであろう。それは骨董品や高額な収蔵品ではなく、かつての時代であれば、ありふれた民具や農具の類であろう。文化財とは言えない物にこそ文化が宿っているものであり、大学に集めるというのはなく、エコミュージアムのコアとして、大学が機能できる場が博物館である。

教員の主体的な個別的な地域参加とは別に、総体としての和光大学が岡上地区に如何なるかたちで関与していくかが、今後は問われることになるであろう。

注1 本町会には上、下、川井田、谷戸の四地区があり、川井田地区は西町会に隣接している。
注2 挿画は和光大学表現学部教授・川添修司氏による。



川崎市におけるコミュニティの位相と、 コミュニティ施設等に関する 行政課題について

総合企画局政策部主幹

伊藤和良

はじめに

私たちは、五つの地域を定め川崎市における「コミュニティ」の現況を調査した。町内会館や子ども文化センター、区役所の会議室で、本当にたくさんの市民の方々からお話を伺った。地域の課題を訴々と語る町内会長の顔に刻まれた深いしわ、NPO活動を熱心に続けられている市民の輝く瞳、一つひとつの場面はさまざまに重なり合いながら私たちの脳裏に今もある。

今回の調査を通じ語られたものは何だろうか。

その一つは、市民一人ひとりが暮らしてきた日々の営みであり、それらを集めた時の流れ、そして「街」そのものの歴史である。

もう一つは、現在の川崎市が抱えている地域社会、コミュニティの課題であり、市民一人ひとりが語る地域社会の未来である。

以下、今回の特集をまとめるにあたり、はじめに本市の戦後五〇年余の歴史とのかかわりでコミュニティ施設整備の施策をたどる。次に、施設や組織・団体などの関連整理を行うなかでコミュニティの現況を明

らかにしていくこととした。

なぜなら、行政は直接に地域社会、コミュニティ自体にかかわることはできない。この間、ほぼ一〇年ごとに旧自治省はコミュニティ施策の策定(注1)を行ってきたが、そのいずれもが、コミュニティにかかわる施設整備を中心にするものであった。すなわち、一定の地域を定めて集会施設を設け住民の交流を促すことであった。

やはり、本市におけるコミュニティの現況に迫っていくための切り口としても、地域の核としてのコミュニティ施設の状態や、コミュニティ施設にかかわる組織・団体の現況をたどらざるを得ない。今回の調査が「地域コミュニティを探る」とうたいながらも施設と人、組織に着目したのは以上の理由からである(注2)。

このような整理を経たうえで、本市のコミュニティ施策の現況と課題、今後の方向性を述べていくこととする。

一、戦後五〇年余、大きな地域社会の変容の中で

多摩区三田地区の報告でわかるように、

京浜工業地帯の中核である川崎市の工業は高度経済成長の牽引役を果たしてきた。

図1の本市の人口動態によれば、戦後、昭和二〇年代初頭の復興、海外からの引揚者による人口の社会増が一段落した後、経済の急激な進展に連れて再び大きな人口の社会増が始まる。特に、昭和三〇年から昭和四〇年にかけて大きな山がある。図2にあるとおり、本市の人口は昭和三五年に六〇万人を超え、昭和四〇年には八十五万人超、昭和五〇年には一〇〇万人超となった。

表1にあるとおり、昭和三〇年から四五年までは毎年、二万人〜五万人ずつ人口が増えていく時代であり、昭和三五年から昭和四〇年には二〇万人超の増を示すなど、現在からは信じられないような急激な人口変動があった(注3)。いままも北部地域での共同住宅建設の動きはあるが、当時とは格段の差があることが明瞭である。

(二) 急務となったコミュニティ施設の建設
この時代、急激な人口増への対応として、小中学校、保育園、留守家庭児童ホール、子ども文化センター、老人いこいの家、市営住宅など、次から次へと大量の施設建設が続く。すでに述べた多摩区三田地区や宮前区菅生地区の事例はその一環である。

その後、「かわさき2001プラン」(注4)においては政策目標としての位置づけ(「都市政策基準」)がなされ、施設建設は継続していく。

現在、これらの施設群は更新期を迎え、改修のための経費が川崎市の財政逼迫の要因の一つともなっている。

現在、NPO法人秋桜舎を運営する渡辺ひろみさんは、昭和四〇年初頭、西三田団地の建設とともに当地に移り住んだ。「ナイづくり」のなか、子どもの成長につれて保育園、そして小学校の建設を求めてきた。渡辺さんの運動はこの時代を生き抜いた市民の象徴的な姿でもある。また、宮前区菅生地区の「児童館をつくる会」や小学校のプレハブ教室跡を使った「生活学校」も地域コミュニティに根ざした先駆的な活動である。当時、市内各地で同じような運動がいくたびか繰り返されたことだろう。

コミュニティ施設の整備の歴史をたどることで、川崎市のコミュニティ施策の課題が垣間見えてくる。

(一) 急激な人口増加が人が増えつつける時代
昭和三〇年代に入ると日本は高度経済成長の波に乗った。昭和三〇年から昭和四五年まで、日本経済は実質年率九・七%の高い成長をとげ、神武景気さらには岩戸景気といわれたように未曾有の繁栄を迎える。

図1 川崎市の人口動態

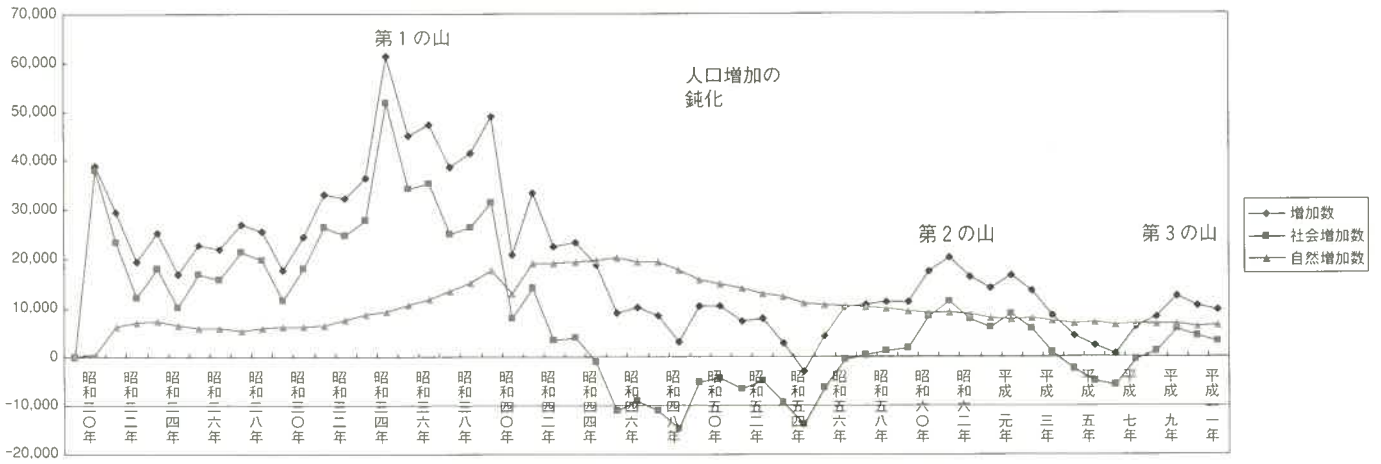
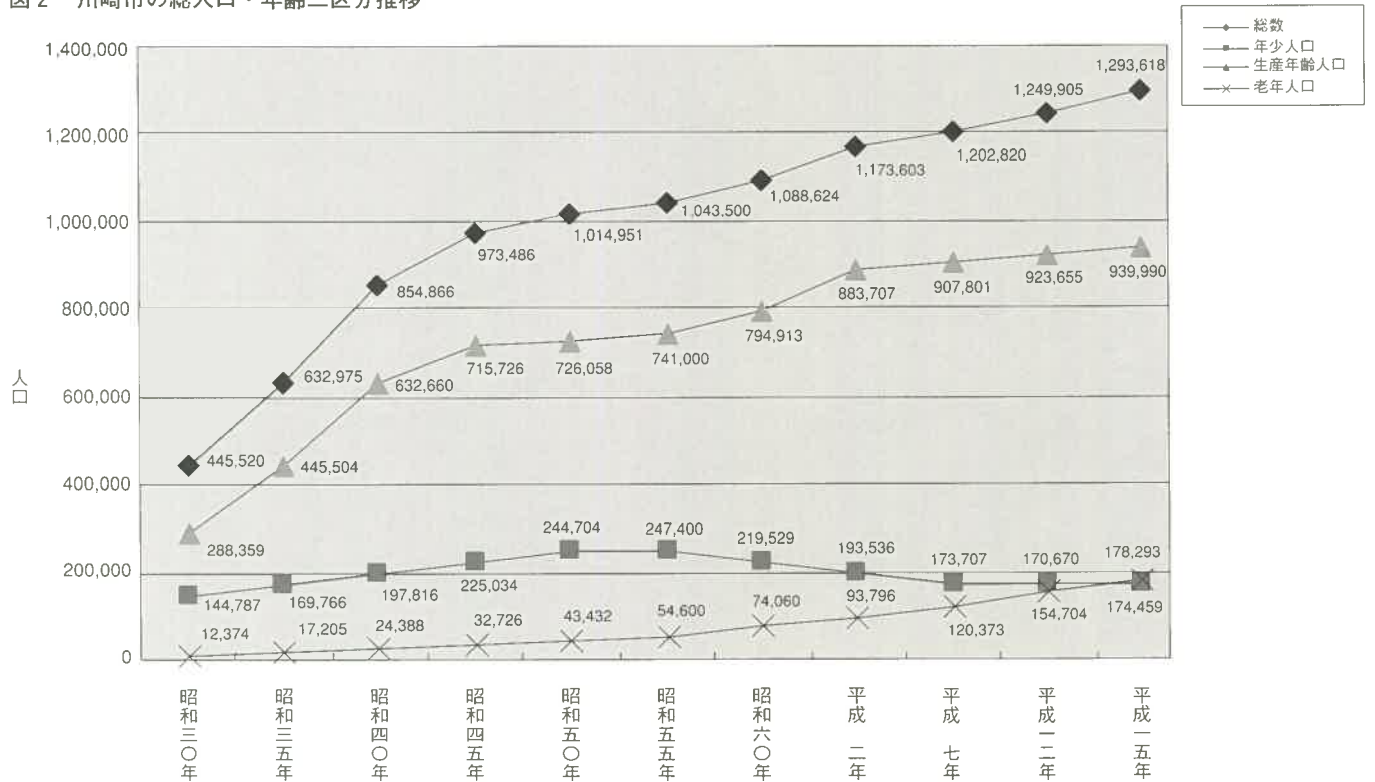


図2 川崎市の総人口・年齢三区区分推移



① 小中学校
 図3、図4にあるとおり、昭和二〇年から二部授業が解消した昭和三四年までの学校数、児童数の伸びは大きい。戦後の社会現象の反映として、昭和二二年から昭和二四年のベビーブーマー世代が小学校高学年を迎える昭和三三年から昭和三四年がピークとなった。これは全国的な傾向である。戦後の混乱期を通じ、校舎の新増築、学校用地の買収、老朽危険校舎の改築など、施設の復旧確保に全力が傾注された(注5)。
 児童生徒数の伸びはいったん停止した後、昭和四〇年から再び増加に転じる。この変動について、昭和四〇年の学校基本調査(神奈川県)は次のように言う。「全国的に児童生徒数の減少があるなか、本県での児童生徒数は再び増加の傾向にある。その理由は、神奈川県首都圏におけるベクトラウン化である。」もうひとつの伸びは昭和五五年で、一〇〇、一六三名と児童生徒数のピークを迎える。

② 保育園(注6)
 公立保育園は、昭和二四年に渡田と古市場地区で開園したのが最初である。その後、学齢前児童人口の急激な増加にあわせ、一カ所の保育園が開園した。昭和三〇年度から昭和三四年度までの間は保育園の建設を見合わせていたが、市民からのたび重なる要求や他都市に比べ私立保育園が少ないために措置率(入園率)が低いということもあって、昭和三五年度から保育園の建設が再開された。市は、昭和三八年度からの五か年で保育園及び乳児保育園一四か所を増設することとした。これは人口三万人に一つという方針に基づくもので、その後、

表1 期間増加数

年次	世帯数	人口	増加指数	増加人口	期間増加人口
昭和30年	98,755	445,520	100	0	0
昭和35年	159,051	632,975	142	187,455	187,455
昭和40年	235,791	854,866	191	409,346	221,891
昭和45年	289,959	973,486	218	527,966	118,620
昭和50年	326,203	1,014,951	227	569,431	41,465
昭和55年	377,397	1,040,802	233	595,282	25,851
昭和60年	404,762	1,088,624	244	643,104	47,822
平成2年	466,084	1,173,603	263	728,083	84,979
平成7年	503,711	1,202,820	269	757,300	29,217
平成12年	541,987	1,249,851	280	804,331	47,031
平成14年	566,586	1,279,374	287	833,854	29,523

図3 人口動態：児童生徒数

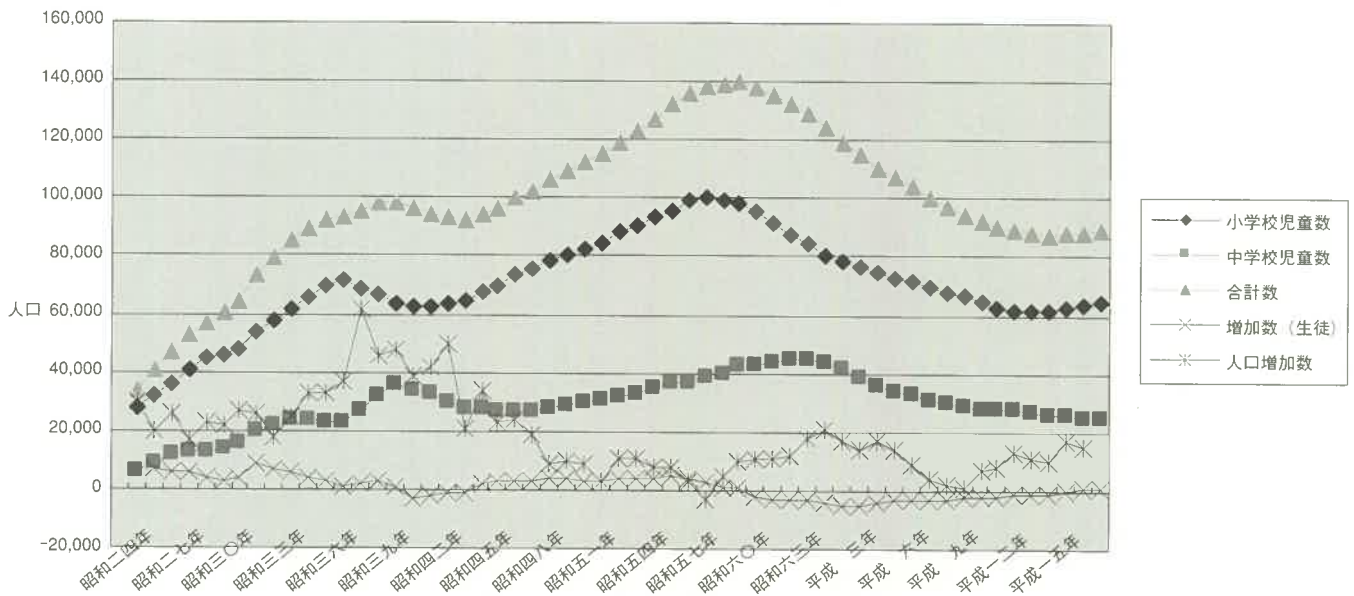
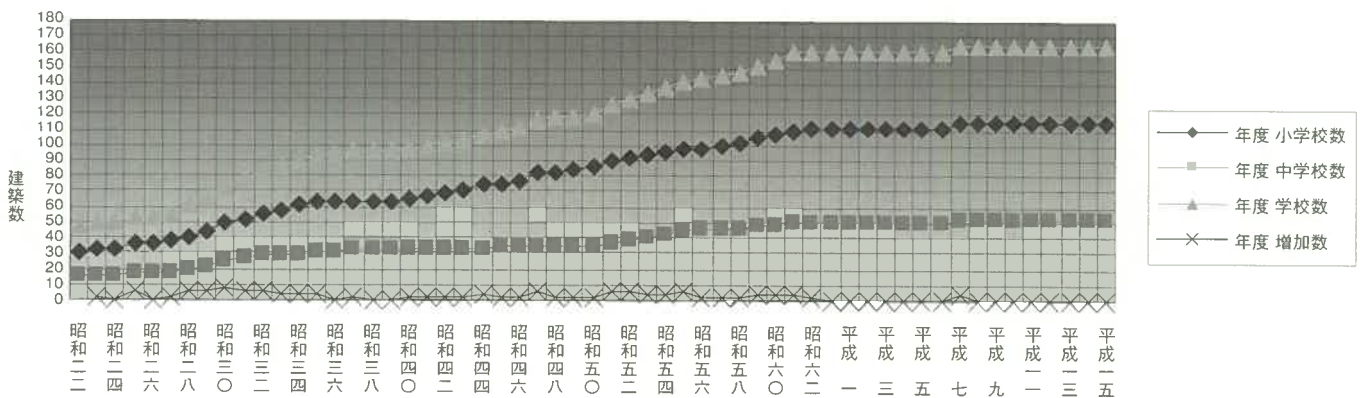


図4 小学校・中学校の建築件数



人口二万人に一つと改定された。

この公立の保育園の設立に乗り出した経緯については、「川崎市総合計画書（注7）」によれば、表2にあるとおり川崎市と五大市（横浜、名古屋、京都、大阪、神戸）の比較の中で、川崎市においては、民間の保育所が圧倒的に少ないことを上げ、その要因を「私立の保育施設が経営的に採算がとりにくいという要因が見のがす訳にはいかなかったが、市の保育事業が猛スピードで進展したことも一因だと思われる」とし、もともと私立保育園が少ない状況から公立保育園の設立に踏み切らざるを得なかった事情がうかがえる。その後、学齢前児童の増加に対応するために、昭和四七年度に「人口一万人に一カ所の保育所整備五か年計画」が打ち出された。図5にあるように、公立保育園を中心とした整備方針は受け継がれ（かわさき2001プラン）、昭和五三年度には当面の目標を達成した。

③ とも文化センター（注8）

とも文化センターの前身は「青少年会館」である。青少年の健全育成という観点から民生局と教育委員会が当該事業を所管し、昭和四一年には八つの青少年会館が設置されていた。この後、昭和四三年に教育委員会社会教育課から「留守家庭児ホール」が民生局に移管となる。また、昭和四八年に青少年部が創設され、「宮崎とも文化センター」の業務が開始する。これらの動きにより、これまでの勤労青少年の拠点という位置づけを失い、保育園を卒業した児童対策のための施設へと政策目標の変更が迫る。

昭和五七年に「とも文化センター条例」

図5 公立保育園整備概要

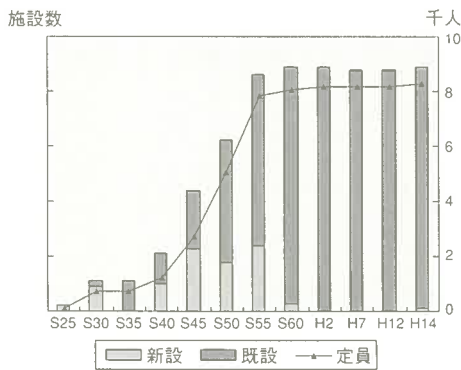


表2 保育園都市比較

	保育園の施設数など（昭和36年12月1日現在）				市立保育の割合 ：施設数	市立保育の割合 ：児童定員
	市立保育園		民間保育園			
	施設数	児童定員	施設数	児童定員		
大阪市	48	2882	79	6197	37%	31%
名古屋市	28	2342	95	7112	22%	24%
京都市	22	1866	106	7174	17%	20%
神戸市	16	1102	26	1561	38%	41%
横浜市	7	401	53	3834	11%	9%
川崎市	17	1022	8	452	68%	69%

が制定となり、これまでの「青少年会館」も「とも文化センター」に改称となる。この後、児童人口の増加に応じて、「とも文化センター」が各地区に作られていく。「かわさき2001プラン」では、地域のこどもの自主的な活動拠点として、中規模の青少年会館を各区に一箇所、小規模のこども文化センターを中学校区に一カ所を目標に設置するとしている。図6にあるとおり年々建設は進み、平成八年度の「東高津こども文化センター」の建設によって公立中学校五校に対して五九館となり、設置計画は終了した。

④ 老人いこいの家

川崎市は老人福祉施策の一環である生きがい対策として、昭和四七年に「川崎市老人いこいの家条例」を制定した。翌年一月、幸区に「神明町老人いこいの家」が開所し川崎市は社会福祉協議会にその運営を委託した。昭和四九年一月の「かわさき2001プラン」では、老人の余暇や社会活動の場として「老人いこいの家」を人口一万人に一カ所設置すると「都市政策基準」に規定した。この後、昭和六一年八月の「2001かわさきプラン第二次中期計画」（昭和六一年から六五年）で、中学校区ごとに一カ所、五二カ所が整備目標とされた。図7にあるとおり、急速に整備は進み現在四六カ所が建設されている。

「老人いこいの家のあり方」についてはこれまでもさまざまな検討が行われてきた。明確に新たな意味付けを行ったのが、平成九年八月の「川崎市における老人いこいの家（長寿ケアホーム）のあり方（川崎市健康福祉局長寿社会部）」である。当該報告

書は、「老人いこいの家」を高年齢福祉を推進する身近な地域の拠点とし、「健康な高齢者と虚弱な高齢者等が共用する施設」と位置づけた。また、この施設を地域の共有財産として、地域ぐるみで高齢者を支える地域福祉システム構築の一助とし、その方向に沿って高齢者福祉を推進する地域拠点としての整備や運営改善を提言した。さらに、老人いこいの家の愛称を「長寿ケアホーム」とした。

このような位置づけに至るまでには、社会福祉協議会や区役所の保健師など、地域でのさまざまな努力が続けられた。その嚆矢は平成五年一〇月、「上作延老人いこいの家」における虚弱者に対する「ミニデイケアサービス事業」の実施である。その後、湯沸室（調理室）の拡充、浴室への手すり階段の設置、日常動作訓練室や機能回復訓練室の併設などハード面での整備も着々と進められてきた。平成一年の「井田老人いこいの家」は全館バリアフリーの施設として開所した。

以上、川崎市の「いま」につながる、施設建設の歴史をまとめてみた。後述するように、人口急増に伴い施設群の建設を行わざるを得なかったことが、ミニデイ施設についての位置づけを不明確にした大きな理由の一つである。

二、ミニデイ施設にかかわる施策について

今回の報告内容から、市内のいくつかの地域で、防犯、防災、福祉、環境など身近なまちづくりの課題解決に向けた動きは活発なことが理解できた。いま、新たな地域共同体の方向性を求め、ミニデイ修復

図6 こども文化センター：建築件数

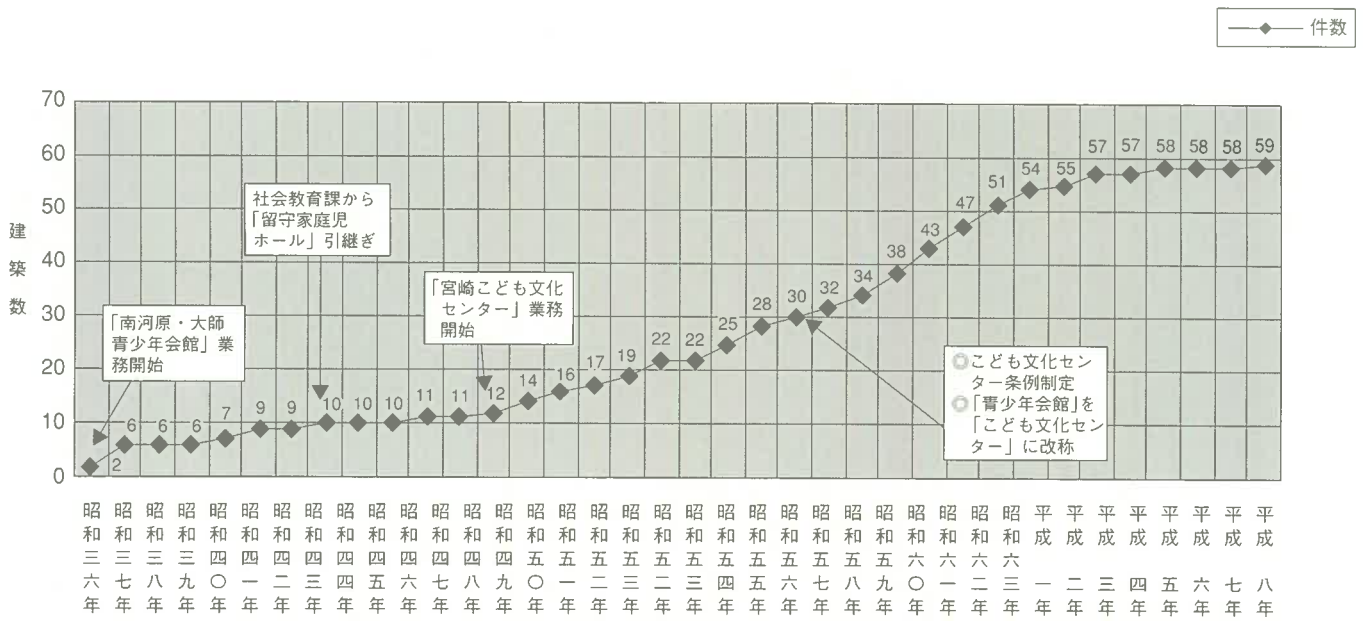
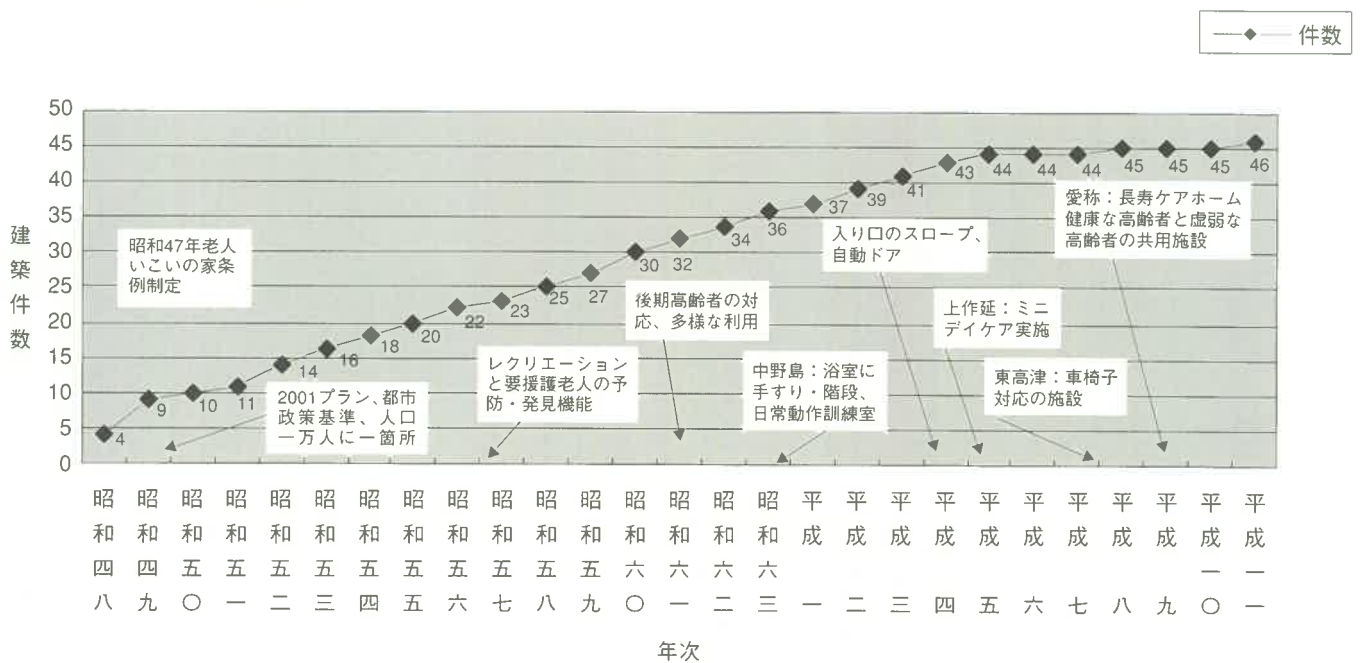


図7 老人いこいの家：建築件数



のきざしが見えてきているのかもしれない。だが、それは以前の地域共同体をそっくりそのまま模写するものではない。コミュニティの復権が説かれるが、それはこれまでのコミュニティ（「一定の地域を前提として、社会的類似性、共通する社会的観念、共属感情という特徴があるもの」〔注9〕）とは異質のものである。都市型社会の人間関係や付き合い方は、「ベタベタ」でも「サバサバ」でもなく、「サラサラ型」と表現される。近隣の付き合いは望むがすべてをさらけだすわけでもなく、一定の目的や嗜好に応じた付き合い方である。自己にとつて異質なもののへの折り合い、許容の幅を目的や志向に応じて変化させるものが都市型社会の人間関係の特色である。これは、「異質性、多様性を許容した上で、相互にありあいながらともに築いていく洗練された共同生活のスタイル」である。こういった都市型社会での組織は個人の嗜好が生かせるサークル型の小集団の発想に近く（注10）。こうした中でコミュニティ施策はこれまで以上に重要な意味を持つていく。

ここでは、本市におけるコミュニティ施設の課題などに言及する。

(一) コミュニティ施設に関する施策をめぐって

川崎市には、三鷹市や武蔵野市に代表されるような「コミュニティ行政」〔注11〕はなかった。本市は前節でみたとおり、これまで行政領域に沿った形で、学校施設、社会教育施設、児童厚生施設など、目的別の施設の整備に取り組み、市民の施設利用の形態も、おおむね、その設置目的の範囲内であり住民の手による施設管理も不十分であつ

た。すなわち、「老人いこいの家」は老人のいきがい・余暇活動の場であり、また高齢者活動の拠点施設であった。「子ども文化センター」は子どもの健全育成・子どもサークルのための施設であり、「市民館」は社会教育・生涯学習の場であった。いずれの施設も直営もしくは公的管理によってきた。

これは、なぜだろうか。総合計画のなかで「コミュニティ施設」という言葉が見られるのは、「2001プラン」が最初である。「コミュニティ施設は段階的な日常生活圏のあり方に配慮しつつ、市民利用施設（配置基準（小学校区）^{注12}、「老人いこいの家」、「子ども文化センター」、中学校区）ごとに「市民館分館」など）にしたがつて設置しネットワーク化を図る」とある。だが、「コミュニティ施設の配置」といながらも、これまでの施設群の見直しを図るものではなく、各施設群の縦割課題を互件とした上で、小学校、中学校区という場においてコミュニティ施設という「冠」をつけるものであった。

その理由の一つはすでに述べたとおり、急激に進めざるを得なかった施設建設の歴史にある。市民ニーズに基づけば基づくほどこれまでの建設の流れを否定することはできなかつたし、また「ナイナイづくし」の中で培われた市民意識はさらにそれらの建設を加速することを求め、市民の手による施設管理を行なう余裕も当時はなかつた^{注13}。

ついで「2010プラン」^{注14}では「コミュニティ施設」という言葉すら消え、「2001プラン」で掲げられた各施設群は、それぞれ「多様な施設利用に配慮した老人いこいの家」、「青少年の健全育成の場としての子ども文化センター」、「地域住民の文化活動

の場となる地域文化施設（生涯学習施設）になった。すなわち、「コミュニティ活動を支える基盤」、「コミュニティ施設」という位置づけは不明確になり、各施設群は「コミュニティ施設」という「冠」すら失い、再度縦割課題ごとの施設群に戻っていった。

そういつたなかで、前節にあるとおり、「老人いこいの家」は高齢者のための施設という目的別課題を前提とした上で、「長寿ケアホーム」の性格を強調し、また、「子ども文化センター」は児童の拠点施設という目的性を残しながら市民活動の利用を認めることとなっていく。

コミュニティ施設という位置づけがあいまいとなるなか、唯一、学校の余裕教室を使った「虹ヶ丘コミュニティルーム」づくりは、生涯学習、教育施策の流れを受け継ぎながらも、地域への開放と市民の手による施設管理をめざすなど、目的性を脱する動きを形づくった。

だが、この後「虹ヶ丘」に続く展開はない。「余裕教室」という定義自体がなくなり、「再転用可能教室」という言葉に代わった。特に、池田小学校事件以降、第三者が学校に入り込むことに対するPTAや地域住民の目が厳しいものになるに連れて、「コミュニティルーム」づくりは壁につきあたっていく。

（二）都市政策基準「シビルミニマム」の意味

コミュニティ行政に対する取り組みが不十分であったもう一つの理由は、何のための施設建設か、そのための基準が不明確な点である。

「かわさき2001プラン」において、

都市政策基準が定められている。一般に言う「シビルミニマム」である。だが、少なくとも、「コミュニティ施設」についてはその本来の意味とは微妙なずれがあったように思われる。

すべての行政施策はさまざまな指数の総計からなっている。予算、決算は当然のことだが、高齢者施策から公園の配置に至るまで、個別具体的な数値を示さなければ政策課題に関する争点の提示は不可能である。「シビルミニマム」は政策策定のための基本的な基準として、感情や慣習による判断をより客観的にし争点を明確にするために提起された。ことに保守・革新にみられるモノトリー型の集票活動、職員 SEK ショナリズム、首長の思いつき、これらと結びつく国の省庁のバラバラの政策・法令などをめぐって、自治体の政策決定過程を組み合わせる^{注15}ものとして提示された。

本来の意味からすれば、①コミュニティ施設の配置の現状と目標が明確にされ、②どのような手続によりどのような水準を求めるのか、③その達成期間、財源が書き込まれ、④全体事業のなかでの予算や人員の重点化又は優先的な配分を行なうのか否か、⑤市民がこの施策配置をめぐって議論するための土俵が築かれなくてはならない。

確かに、「かわさき2001プラン」第二次中期計画^{注16}のなかで、たとえば「老人いこいの家」について「中学校区に一箇所という基準、達成期間、建設数」が示されている。だが、コミュニティ施設としての達成目標はいったい何なのか、「小学校区」という配置基準を「中学校区」に変更してまで求めようとするものは何なのか、必ずしも明瞭なものとはなっていない。もし、コミュニティ

施設として求めるべき内容が明示されており、ここで規定された「老人いこいの家」や「子ども文化センター」の施設目標が時代にそぐわないとなれば、もっと早い時期にその施設目的を変更できたかもしれない。

施策は常に時代制約の中にある。如何に科学的に精緻に組み立てたとしても、施策の見据える期間には限界がある。そうであればこそ、本来のシビルミニマムの意味からすれば、市民間の争点となり議論がおこなわれるはずだが、不明確な目標であるがゆえに、一度書き込んだものに対する期待と既得権が生じてしまい、「老人いこいの家」や「子ども文化センター」など、施設目標の変更には多くの時間を要することとなった。また、市民の手による施設管理の方向性^{注16}や、市民による自主企画講座^{注17}などが具現化するのはいく最近のことである。

三、本市のコミュニティをめぐる組織・団体に関する施策について

以上みてきたとおり、コミュニティ施設という視点で切り取って見た場合、本市の施策展開は不十分なものであった。それは、コミュニティ施策における組織や団体とのかかわりはどうだろうか。以下、「町内会・自治会」及び「市民活動団体」と本市のかかわりをみていくこととする。

（一）町内会・自治会のボラントリー・アクションをどう受け止めるのか。

町内会・自治会は、「世帯を構成単位とする日本独自の組織原理を持ち、地域の親睦を目的として、町内の祭りなど自主的な行事を行い、自治体行政から委託された業務をこなす地域組織」^{注18}である。一九

九一年地方自治法の改正により、法制度上の意思形成能力と意思表明能力を備えた認可地縁団体となった。町内会・自治会の加入率は落ちているが、市政執行のうえで非常に多くの機能(注19)を担っている。また、町内会・自治会の関連組織(注20)は多い。

市民集会などでは時折、町内会・自治会に対する厳しい意見の提示が見られる。だが、そういった意見の主は今回の五つの地区の報告をどう受け止めるのだろうか。たとえば、小田地区の町内会は「まちづくりクラブ」と関係を密にしながら公園づくりや高齢者の問題など、さまざまな地域課題に積極的に取り組んでいる。これまで町内会・自治会に対する議論はステレオタイプの指摘に終止するくらいであったのではないだろうか。行政側も自治会・町内会のボランティア・アクションを正確に把握してはいないのではないだろうか。

確かに市内すべての自治会・町内会がこのような活動を行っているわけではない。だが、そこに新たなコミュニティを担う町内会・自治会の姿を見据え内発的発展の方向性(注21)を示すことが必要だと思う。いま問われているのは、こういったボランティア・アクションを的確に受け止める仕組みを作り上げていくこと(注22)である。

(二) 市民活動団体、NPOの「地域コミュニティ」での活動をどう把握するの

一般的に市民活動団体、NPOは、環境、福祉、教育などのテーマごとに活動を行っており、基本的にワン・イッシュュー主義であり、「地域コミュニティ(注23)」との関連は薄いといわれる。そして市民活動団体と

行政との関係も、基本的に領域別・課題別(注24)だとされる。たとえば、ごみ問題にかかわる市民活動団体であれば環境セクシオンが対応し、高齢者に関する市民活動団体であれば福祉セクシオンが対応する。

だが、今回の報告で示されたとおり、「NPO法人秋桜舎」は町内会との関係を保ち三田地域を中心にきめ細かな活動を行っている。高齢者を対象としながらも、商店街の振興やまちづくりの課題にまでかわろうとしている。また、「平瀬川流域まちづくり協議会」は地域の自治会、商店街、小中学校などと密接な連携を図りながら、多様な活動に取り組んでいる。

個別に見ていけば、一定の領域・課題を中心に活動するNPO・市民団体のなかにも、町内会・自治会と連携・協働しながら事業展開を行っているものもあるし、さらに「地域のコミュニティデザイン」を明確に提示することを目的とするものもある。したがって、NPO・市民活動団体との対応は、課題別・領域別だけでなく地域・コミュニティをベースとして活動内容をまるごと受け止めることも必要となる(注25)。

もし、行政側ではこういった動きを受け止められないとすれば、NPOや市民活動団体を組織化し媒介する「中間支援組織(インターメディアリイ)」がその役割を果たすこととなる。それは公設、民間を問わず、各NPO・行政との一定の距離を持つがゆえに対等な立場での働きかけ(対抗的相補性を含む)が可能だからである。

本市では以前から「市民活動」と行政とのかかわりが論じられてきた(注26)が、「かわさき市民活動センター」の開設は平成一五年四月である。世田谷区などの先行集団が

NPOや市民活動団体とのかかわり方のノウハウを蓄積してきた中で、川崎市は半周か一周遅れでスタートしたことになる(注27)。今後は、最終ランナーがトップランナーになるべく、中間支援組織としての充実が図られなくてはならない。

以上、(一)(二)で述べてきたように、町内会・自治会のボランティア・アクションを受け止める仕組みや、NPO・市民活動団体の地域・コミュニティとのかかわり、施設での活動状況などを的確に把握する施策はこれからの重要な課題である。

四、コミュニティ施設等に関する今後の方向性について

すでに述べたとおり、川崎市はこれまで行政領域に沿った形でコミュニティにかかわる施設の整備を行ってきた。現時点で求められている施策展開は借り物でなく、これまで川崎市が整備してきた施設の歴史のうえに立つた新たなコミュニティ施策の展開である。

つまり、目的別に設置した施設を、それぞれの機能をより高めつつ、さまざまな市民ニーズや市民の声に対応すべく改変していくことである。そして、余裕教室の転用により「虹ヶ丘コミュニティルーム」を整備してきたように既存の施設を貴重な資源と捉え、有効活用・多目的活用を図っていくことである。また、市民の手による施設の運営管理が行われるよう運営協議会の設立など、コミュニティ活動に関するニーズに積極的に応えていくことである(注28)。

必要なことは、今回の調査で見られたように、自主的な活動が公的施設を使って多様に展開されているという現況をきちんと把握することである。現在、総合企画局を

中心にして市民活動団体、町内会・自治会にアンケートを行い、コミュニティにかかわる施設への要望や課題についての調査を行っている。今後、現況調査やアンケートで得られた市民の声をもとに「地域の実情に応じてより有効的に利用できるよう、関連施設のネットワーク化により多機能化し有機的連携(注29)」を図っていくこととなる。

また、コミュニティ行政にかかわる町内会・自治会、市民活動団体との関連だが、現在、「区行政」の機能強化に向けた検討(注30)や、「市民活動推進」に関する区レベル、地域レベルでの支援のあり方についての検討(注31)も進められている。今後、町内会・自治会のボランティア・アクション、市民活動団体の地域コミュニティでの活動を的確に把握できる体制を整備するとともに、豊かなコミュニティールづくりに向け行政の果たすべき役割の確立が必要となる。

おわりに

二〇〇四年冬、市役所の中だけではなかなか掴みきれないコミュニティの現況について、私たちは市内五つのポイントの現況を調査した。

戦後五〇年余、さまざまな地域から川崎の地に移り住んだ人々、長く地域に暮らししてきた人々は、日々の安穩を求め秋霜烈日のごとく厳しい意見提示を行わざるを得ない時もあった。高度経済成長、バブル経済の終焉など時代の大きな変容を経て、再度、地域社会への回帰が静かに始まっているように思われる。

いま、行政の独占物であった「公共」は多様な主体によって担うものへと大きく意味合いを変えつつある。「新たな公共」、そ

れは、市民自身が行政との協働のもと率先して計画をつくり、行政との明確な守備範囲のもとで活動を担い、自らの活動を評価しさらに活動を継続していくというものである。多様な主体が織り成す「新たな公共」創造への意識は、市民と行政の信頼をベースとした感性によるところが大きい。地域を巡って磨かれた私たちの感性がいくばくかの力になれば幸いである。

最後になるが、多忙な中、私たちの取材に協力していただいた多くの市民の皆様から心からお礼をのべたい。

注4 「2001かわきまきプラン」一九八三年(昭和五八年)策定、伊藤三郎市長。計画期間一九八三年(一九八三年)～二〇〇一年(一九九九年)、実績期間一九八三年(一九八三年)～一九九二年(一九九〇年)、主要課題は「新世紀を視野に入れたまちづくり、高齢化社会への対応、低い経済成長への対応」である。二世紀を展望とした基本計画で、二〇〇〇年(平成十二年)までを計画期間とする。経済の低成長、地方の時代、文化の時代、人口の高齢化、情報化、国際化などを背景として、「二世紀へのプロセスを明らかにすることを目的に、「人間都市の創造」を理念としてさまざまな施策を提示する。

注5 昭和三二年度までに小学校で二四五教室、中学校で六二九教室が新增築され、老朽危険校舎一六校、九四教室の改築が施行されている。小学校建築費一五億八〇〇万円、中学校建築費一〇億八〇〇万円、学校用地費七億四〇〇万円、合計三四億円となる。当時の予算規模から考えると、投じられた金額の大きさが理解できる。

注6 「迫り来る施設更新時代への対応するか」、川崎市、政策課題研究チーム報告書参照

注7 「川崎市総合計画」一九六三年(昭和三八八)策定、金刺不二太郎市長。計画期間五年(一九六三年～一九六八年)、実績期間五年(一九六三年～一九六八年)、主要課題は人口急増への対応。当時の急激な人口増加を背景に、人口が一〇〇万人になると予測される一九六八年(昭和四三年)までの六年間を計画期間とした。北西部での住宅地としての整備や都心部から北西部にかけての交通網の整備などを目標に掲げている。

注8 児童福祉法にいう児童厚生施設であることも文化センターは、規模としては概ね三〇〇㎡。施設としては、集会室、図書室、遊戯室、クラブ室、学習室、事務室等がある。ここでは、地域での遊びを中心とする活動の拠点として、さらに、放課後の遊び場として、児童の健全育成事業を展開している。また、学校での「わくわくプラザ」が実施されるまで、留守家庭児童の健全育成を目的として「留守家庭児童事業」を実施してきた。

注9 田村和生「都市コミュニティ論」法律文化社

注10 奥田道大「都市型社会のコミュニティ」勁草書房、二一五ページ以下参照。一九九七年

注11 各地区単位にコミュニティセンターを設け、「住民協議会」や「コミュニティ協議会」に管理運営をゆだねることで、地域住民の手によるボランティアアーク

注12 ショーンを活用させていく。

注13 二〇〇一年第二次中期計画にて、小学校区ごとを中学校区ごとに変更した。

注14 「川崎新時代2010プラン」(一九九三～二〇一〇年度)高橋清市長。2010年までを計画期間とし、高齢化、国際化、高度情報化、激変化する社会経済状況への対応を図るもの。

注15 松下圭一「シベリニマムの提起」(戦後政治の歴史と思想)二〇七ページ以下、まなま文庫、一九九四年。

注16 平成一五年度、ことも文化センターでは市民活動団体による利用を一部認めるにあたり、各施設での運営協議会づくりをはじめた。

注17 同様に、市民館では、これまでの「成人学習講座」を廃止し市民の手による「自主企画講座」を開始した。

注18 名和田豊彦「都市における自由と共生」コミュニティ形成とその制度化」岩波講座「現代の法」9「都市と法」

注19 ①市政政よりなどの配布、②町内会館の維持、運営、③防犯の維持、管理、④各種調査への協力(国勢調査・災害調査)、⑤各種委員の推薦(民生・児童委員、廃棄物減量指導員、路上違反広告物除却推進協力員、青少年指導員、体育指導員、美化推進員、国勢調査員、保健司、選挙投票事務従事者)、⑥各種募金の協力依頼(日赤募金・共同募金)、⑦各種集積所の管理、資源集団回収、⑧各種美化活動への参加、公園愛護活動、街路樹愛護活動、⑨地域とつなぐ業務(公共工事の地元合意・運動会・盆踊り・防災・防犯・清掃活動・道路など公共施設整備の要望)などである。

注20 社会福祉協議会、老人クラブ連合会、子ども会、防火協会、防犯協会、自主防災組織連絡協議会、交通安全対策協議会、交通安全の会など。

注21 名和田豊彦「コミュニティと領域的秩序」『年報自治体学』三三号(自治体学、二〇〇〇年)、中田実「コミュニティと地域の共同管理」秋元他編『町内会と地域集団』(ミネルヴァ書房、一九九〇年)

注22 山本啓は「市民活動とコミュニティ行政の改革課題」今井照編『自治体政策のイノベーション』(ぎょうせい、二〇〇四年)にて、さらに進んで、内容的発展のために行政による積極的な主体づくり、「外部介入」が必要と述べる。

注23 「コミュニティ」についての定義も変わりつつある。たとえば、武蔵野市の「コミュニティ条例」(平成一三年二月三日条例第三三三号)では、「地域コミュニ

注24 たとえば、須田春海は「省庁ごとの市民団体の囲い込み」系列団体やボランティア団体への関与を問題とする。「市民活動と市民参加」『自治体の構想』(岩波書店、二〇〇二年)

注25 ただし、川崎市内の市民活動団体と町内会・自治会とのかわりを見極めるに調査した資料はない。日本都市センター「近隣自治とコミュニティ」二〇〇一年では、七〇%が「特にかかわりない」と答えている。今後、精緻な調査が必要である。

注26 平成一二年五月から正式に「市民活動推進」にかかわる委員会が立ち上げられたが、その以前から、区づくり白書の取り組み(平成五年以降)や「市民共同のまちづくり」調査検討(平成八年)などさまざまな検討が行われてきた。

注27 世田谷のまちづくりセンターの開設は平成四年(一九九二年)四月であり、県内の各センターの開設は次のとおりである。かながわ県民活動サポートセンター(平成四年四月)、鎌倉市市民活動センター(平成五年五月)、厚木市ボランティアサポートセンター(平成一〇年五月)、横須賀市市民活動サポートセンター(平成一一年一月)、横浜市市民活動支援センター(平成一二年一月)、以後、小田原(平成一三年四月)、相模原(平成一三年一月)、茅ヶ崎(平成一四年四月)、相模原(平成一四年一月)、川崎(平成一五年五月)、秦野(平成一五年六月)と続く。

注28 伊藤和良、「教育施策の執行過程と市民目的別施設」のコミュニティ施設への転用をめぐって」「住民・行政の協働」辻山幸富編、ぎょうせい、一九九八年

注29 「川崎市財政改革プラン」平成一四年(二〇〇二年)九月、阿部孝夫市長、六二ページ以下

注30 「区行政改革検討委員会」委員長・辻塚也政策研究大学院大学教授に、区役所と辻塚也政策研究区内公的施設との有機的な連携方策について検討を行なっている。

注31 「市民活動推進委員会」委員長・武藤博巳法政大学教授に「市民活動推進のための「地域の拠点」について次のような方針が提言(市民活動センター)の開設に向けて、平成一四年一月)されている。地域の拠点機能は、日常生活に必要な会議や作業を行うスペースと設備、③団体交流、④情報提供など、また、「新たに設置することは難しい」と考えられるため、すでにある市民館分館、民営の施設、空き店舗、ひとり暮らし高齢者の所有する空き室などを積極的に利用する。」

注32 このようななか、川崎市が生み出した手法が戦後自治体行政の「最高傑作(五十嵐敬喜、小川明雄)都市計画」利権の構図を超えて、岩波新書、一九九三年)とされる。「宅地開発指図書(川崎市宅地造成事業等施行基準)以下、「団地造成基準」といふ)である。一九六五年八月、川崎市(金刺市長)が全国に先駆けて策定した「団地造成基準」は、大規模な住宅系開発事業の事業者に対して、道路・学校・保育所などの日常生活に必要な不可欠な施設の整備を求めるものである。その目的は、①区域区分に

注33 このようななか、川崎市が生み出した手法が戦後自治体行政の「最高傑作(五十嵐敬喜、小川明雄)都市計画」利権の構図を超えて、岩波新書、一九九三年)とされる。「宅地開発指図書(川崎市宅地造成事業等施行基準)以下、「団地造成基準」といふ)である。一九六五年八月、川崎市(金刺市長)が全国に先駆けて策定した「団地造成基準」は、大規模な住宅系開発事業の事業者に対して、道路・学校・保育所などの日常生活に必要な不可欠な施設の整備を求めるものである。その目的は、①区域区分に

本市の政策展開から①

「川崎市子どもの権利に関する条例」が二〇〇二年四月に施行されて三年が経過する中で、その後子ども権利施策に関する取り組みがどのように進められているか、また、「オンブズパーソン事業」が子どもの権利を保障する制度としてどのような役割を果たしているかなどの政策展開を紹介いたします。さらに、平成二五年一月に、政令指定都市として初めてISO9001の認証取得した高津区役所保険年金課の取り組みを紹介いたします。

子どもの権利に関する施策の動向

市民局人権・男女共同参画室主査・子どもの権利担当

石川美和子

はじめに

川崎市では、二〇〇一年四月に「川崎市子どもの権利に関する条例」を施行しましたが、条例前文で「子どもは権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重など国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ現実的に保障される」と述べており、「子どもは権利の全面的な主体である」という認識を基本とした具体的な権利保障の取り組みが、子ども施策となります。

条例で求めている施策の目標は大きく分けて、①子どもの参加の促進、②子どもの居場所の充実、③子どもの権利擁護の充実、④子どもの権利に関する意識向上、⑤個別の必要に応じた支援となっています。

本稿では本市における子どもの権利に関

する施策の動向を概観し、今後の課題を検討します。

取り組みの内容

条例施行後三年間のおもな具体的取り組みとして「子どもの権利の日事業」(注1)、「川崎市子ども会議」、「学校教育推進会議」、「子ども夢パーク事業」、「人権オンブズパーソン事業」、「児童相談所の一時保護所における学習講師派遣事業」(注2)、「こどもページ(子どもがアクセスしやすい市の公式ホームページ)」がスタートしています。これらの事業は、ひとつの事業がいくつかの目標に関係していますし、複数の部署が連携しているものもあれば単独で実施しているものもあります。子どもの問題は従来の縦割りの行政の施策体系に収まり切れなからです。事業を効果的に進めていくためには、さまざまな部局の連携や協働が重

要です。

連携・協働の取り組み及び評価・検証システム

事業を効果的に実施していくために、庁内体制として「川崎市子どもの権利施策推進部会」(注3)が機能しています。また、条例では市民や事業者の責務、家庭における保護者等の責任についても述べています。この点において行政は、市民や事業者へ協力を求め、連携を模索していくことや、保護者等が子どもの権利の保障に努めることができるような具体的な支援をしていく必要があります。

そして、このような取り組みが子どもの権利の視点で有効性を担保する検証システムとして第三者的機関である「川崎市子どもの権利委員会」(注4)が機能しています。

自治体の子ども施策

さて、二〇〇三年度に本市が主催して実施した「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2003」(別掲)では、全国でもさまざまな取り組みが進んでいることが明らかとなりました。子どもの権利を視点においた条例もいくつかの自治体で制定され、またはされつつあり(注5)、総合的な子ども施策に取り組んでいる自治体が増えてきていることがわかります。

国際的にもユニセフ『世界子供白書2003』では、「子どもが実際生活する場自治体」での子ども施策の重要性を指摘しています。白書は「子どもの参加」に視点をおいて特集しています。その理由を①子どもたちと青少年の参加を促進することは彼らの成長発達を確保する上で不可欠であり、②子どもたちは参加する機会があれば、自分たちのまわりの世界を変えられることを証明してきたからであり、③参加したいという意欲は、すべての人間に生まれながらに備わっているからであると述べています。

「子どもの参加」について

市は、第一期川崎市子どもの権利委員会に「子どもの参加」について諮問しました。子どもの権利委員会では、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」(二〇〇三年七月報告書作成)を実施しました。調査結果からは、子どもの権利条例の認知度が上がっていること、「つらい」体験をしている子が多いこと、七つの権利(注6)の中で最も大切と思う権利について子ども

地方自治と子ども施策

全国自治体シンポジウム2003



二〇〇三年一月三十一日、川崎市において開催した。八〇自治体、三七七人（自治体職二六七人、研究者・市民等一一〇人）参加。

シンポジウム発表のテーマと分科会での報告事項をもって全国の自治体の取り組みを紹介します。

〈シンポジウム〉

埼玉県子ども権利擁護委員会設立における連携について（埼玉県健康福祉部副部長）

こども総合計画としての「市川市エンゼルプラン」の取組状況と今後の課題（千葉県市川市保健福祉局こども部長）、子どもに優しい自治体戦略と連携・協働によるまちづくり（川崎市教育長、子どもの権利条例制定過程とその後の取組み（富山県小杉町教育長）

〈分科会〉

① 「子どもの居場所づくりと子ども参加・参画」報告…滋賀県（子ども遊びサポーター養成事業）、杉並区（児童館における中・高校生の居場所づくり）、鶴ヶ島市（児童が参加した学校協議会）

② 「子ども行動計画と組織づくり」計画・実施・検証」報告…川崎市（子ども行動計画

と組織づくり）計画・実施・検証）、西東京市（子育て支援計画づくりにおける市民と子どもの意見収集）、福岡市（子ども行政の統合・一元化）

③ 「子どもの権利に関する広報・普及と教育・学習」報告…大阪府（子どもの権利ノート」の作成と活用）、川崎市（より活用しやすい「子どもの権利学習資料」の作成）、多治見市（知っていますか？子どもの権利条約）

④ 「子どものオンブズパーソン、または子どもの権利擁護制度づくり」報告…神奈川県（かながわ子どもの人権相談事業）、川西市（子どもの人権オンブズパーソン）、埼玉県（子どもの権利擁護委員会）

⑤ 「自治体における児童虐待防止ネットワーク」報告…摂津市（児童虐待防止ネットワー）、沼津市（家庭児童相談室での児童虐待防止への取組）、三鷹市（子ども家庭福祉センターの取組）

⑥ 「子ども条例づくりの実際」報告自治体…高知県（子ども条例づくり事業の現状と課題）、相模原市（子どもの権利条例づくりの検討）、多治見市（子どもの権利条例づくりの実際）

とおとなの認識にズレがあること、子どももおとなも「参加の権利」の大切度が一番低いことなどが明らかになりました。子どもの権利委員会は、この調査結果や子ども施策担当職員との対話、市民との対話、子どもとの対話を通して検証した結果を市へ答申(注7)しました。市はこれを受けて、行政としての措置を検討し二〇〇四年三月末に公表しました。

まず、答申では「子どもの参加」の取り組みの成果として、①子ども自身が自己肯定感を強め、そのことにより他者を受け入れ、社会の一員であるという自覚を持つことができること(子どものエンパワーメント)、②子どもと関わったおとなが、子どもの豊かな発想と潜在的な力を発見して、子どもと向き合う姿勢が変わったこと(おとなが変わる)、③子どもが事業に参加することで、活動が深まり広がったことなどを指摘しています。

「子どもの参加」の取り組みは、おとなにとつて大変エネルギーの要ることですが、市の事業の中でこのような成果を、市政や地域活動に広げていくことが大切でしょう。答申でも、①子どもの権利、とくに意見表明・参加の権利をめぐる意識改革・向上を図ること、②子どもが自主的、主体的に意見表明・参加することで権利の主体として成長していくという視点を持つこと、③子どもの自主的、主体的な活動を支えるための条件整備をすることなどの基本的な方向性が示されています。その上で、中長期的な課題と個別事業に関する課題への提言及び参加しにくい子どもへの支援に関する提言をしています。

今後の課題

(一) 行動計画の策定

子どもが生きやすい社会、豊かに育つことができる社会の創造への取り組みは始まったばかりといえます。先に述べたような検証結果をいかしていくためには、総合的な子どもの権利に関する行動計画の策定が急務です。

「子どもの参加」は、条例の中でも大きな目標の一つであり、総合的な子どもの権利の視点を内包しています。行政にとつては、答申で示された提言に沿って「子どもの参加」を中心とした行動計画を策定することが当面の大きな課題となります。

(二) 推進体制

現在、本市では、二〇〇四年度末を目的に、子どもに関係する四つの大きな行動計画の策定が進んでいます。①川崎市総合計画(「新総合計画」所管・総合企画局)、②かわさき教育プラン(所管・教育委員会)、③川崎市次世代育成支援対策行動計画(所管・健康福祉局)と④子どもの権利に関する行動計画(所管・市民局)です。これら四つの計画はすべて子どもの生活に大きく関わってきます。そこで、四局合同で子ども意識調査を実施しました。

このような従来の縦割行政を超えた連携が可能となったのは、子どもの権利施策推進部会の機能がいかされたからといえます。具体的な取り組みの連携が子どもの権利の視点を施策に導入する契機ともなりますので、今後具体的な取り組みを通してさらに連携を強めていくことが必要と思われれます。また、全市レベルでの推進体制のみならず、

分権化に伴い行政区レベルでの推進体制も模索していく必要があるでしょう。

(三) 市民との協働

子どもの最善の利益の確保は、行政の施策だけでは十分ではありません。子どもを取り巻くすべてのおとなとの協働の取り組みが必要で、そのための連携のあり方や市民活動への支援のあり方も検討しなければなりません。

子どもの権利の日事業を通して、市民や市民グループとの連携を進めています。さらに地域教育会議(注8)、PTA(注9)、子ども会等の既存の団体、民生委員児童委員、NPO等も含めた市民との連携・協働のあり方を検討していく必要があります。

(四) 評価・検証システム

さて、どんなにすばらしい取り組みでも、それがどのような効果を挙げているか、問題はないかなどを評価・検証するシステムがないと施策の有効性が失われることもあります。第三者的機関である子どもの権利委員会がその役を担っています。委員会の構成は、市民委員を含むおとな一〇人です。評価のなかに直接子どもの意見が反映される仕組みはもっていません。子どもが直接評価に参加するシステムの必要性も含めて、子どもの意見が評価に反映される有効な仕組みを検討することも大切です。

おわりに

子どもの権利を保障する取り組みは、子どものみの利益を追求しているわけではなく、その共生を進め、その権利の保障につながる(条例前文から)ことを実現していくもの

です。

全国的にも、まだ子どもの権利の施策は大きな流れになっていくわけではありませんが、自治体シンポジウムのような交流・情報交換を通じた他の自治体や研究者との連携も、広く子どもの権利の現状を把握するためにも重要なものといえます。

注1 子どもに関する施策実施部署による関連事業と、市民グループによる自主企画事業及び市民、NPOとともに企画・運営する「子どもの権利の日」とい等を実施している。

注2 教育委員会と健康福祉局の連携事業

注3 総合企画局、市民局、健康福祉局、オンプズマン事務局、教育委員会の子ども施策関係部課で構成

注4 条例第三八条で設置。人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野の学識者及び市民のうちから市長が委嘱する。任期三年、市長その他の執行機関の諮問に応じた調査審議し、その結果を答申する。調査審議にあたっては、市民の意見を求め、子どもの意見が得られるよう配慮することとなっている。

注5 子どもを権利を視点においた総合条例を施行している自治体(二〇〇四年四月二日現在)は、北海道室井江町(二〇〇二年四月施行)、富山県小杉町(二〇〇三年四月施行)、岐阜県多治見市(二〇〇四年一月施行)、高知県(二〇〇四年三月条例案提出)である。この他に、子どもの権利条例作りを目指している自治体から川崎市への問合せが多数ある。

注6 条例第二章で川崎市の子どもにとつて、とりわけ大切な権利として、「安心して生きる権利」「ありのままの自分でいる権利」「自分を守り、守られる権利」「自分を豊かにし、力づけられる権利」「自分で決める権利」「参加する権利」「個別の必要に応じて支援を受ける権利」の七つの権利を規定している。

注7 「子どもの参加に関する検証結果について」二〇〇三年一月二日答申

注8 七つの行政区と中学校区ごとに設置されている。地域住民、地域の子ども関係団体、行政で構成され、地域の教育力の向上等を目指して活動している。子ども会議も開催。市委託料で運営されている。

注9 二〇〇三年一月に川崎市を会場として開催された「(社)日本PTA関東ブロック研究大会」では、川崎市PTA協議会が中心となり「子どもの権利」をテーマとした討論を実施している。

人権オンブズパーソン事業

相談事例からみえてきた子どもの実態、施策の方向性

市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当主幹

吉村 絹代

川崎市人権オンブズパーソン制度が平成一四年五月にスタートし、子どもと男女平等の人権侵害に関する相談や救済申立ての受付を開始してから、一年八カ月が経過しました。平成一四年度（一―カ月間）の相談・救済のべ件数は九二一件で、そのうち子どもの権利の侵害にかかわる相談（以下「子どもの相談」という）は三六七件（四〇％）でした。また、平成一五年四月からの六カ月間をみると、子どもの相談件数は三三〇件にのぼっています。

平成一四年度の子どもの相談からみた状況

①子どもの相談の相談者

相談者の割合は、母親からの相談が四三％、子ども本人からの相談が三五％、父親からの相談が四・九％になっています。子ども本人からの相談が多いのは、子どもが困った時に電話相談ができるように「人権オンブズパーソン相談カード」、「子ども SOS カード」等を配布し、子どもが気軽に相談できるよう周知したことによるもの

と考えられます。

②子どもの相談の性別と区分

子どもからの相談件数を性別で見ると、女子が四七％、男子が四六％、不明が七％で、男女ともほぼ同数となっています。

また、区分別にみると、保育園・幼稚園が一六％、小学生が五七％、中学生が一七％、高校生が六％、不明四％となっており、小学生からの相談が過半数を占めています。

③子どもの相談の内容

子どもの相談の内容は、いじめの相談が四六％と最も多く、その内容は同級生などによる暴言や暴力、所有物を隠される、無視される、電話による嫌がらせなどがありました。次に虐待の相談が二六％で、両親などから殴る・蹴るなどの身体的虐待や、ひどい言葉で叱るなどの心理的虐待、子どもの保護の怠慢（ネグレクト）などがありました。次いで子どもの気持ちを傷つける教師の言動による問題や、いじめ等の問題について、学校側が単なるふざけやいたずらという認識でとらえ、適切な対応をしていないなどの学校における問題が一％、その他不登校、セクハラ等となっています。

④子どもの救済申立ての状況

子どもの人権侵害にかかわる救済申立ては二一件あり、主な内容は、学校内でいじめなどの事件がおきた際の対応など学校における問題が八件、いじめが四件、児童虐待が三件、その他となっています。

下記に紹介する具体的な救済申立ての事例は、子どもがいじめにあい、教師に相談してもいじめとして対応してもらえなかったというものです。

人権オンブズパーソンは、このような学校における問題をふまえて、教育委員会に対し、改善へ向けての発意調査ができるよう問題点を整理しています。

人権オンブズパーソンには心身とも傷ついた人々が相談に訪れます。相談・救済の申立てを行った市民に不利益や二次被害が生じないよう事例の特性を踏まえ、誠実に対応しながら、相談者のプライバシーが守られるよう配慮し、市民に信頼される活動となるよう努めています。特にいじめの場合は、被害を受けた子どもだけではなく、加害児も問題を抱えていることもあり、精神的支援をする中で信頼関係を築けるよう辛

抱強く話し合っています。そして、子どもが生き生きと育つことを目標に、解決を図っていくことが大切と考えています。

●同じクラスの複数の子どもから暴行等のいじめを受けて登校できなくなった A 君

小学校低学年の A 君は、クラスメイトから殴られる、耳を引っ張られる、空手の技をかけられるなどのいじめにあい、下肢に青あざをつくって帰宅することもあり、母親は担任に実情を話し、いじめをなくすよう指導してほしいと依頼した。担任はよく観察して対処したいと返答したが、状況は平行線のままで、A 君は胃痛を訴えるようになり、徐々に登校をいやがるようになった。母親は、子どもが安心して楽しく学校へいけるように、学校側に対し、いじめをなくす対応を積極的に取り組んでほしいと救済申立てを行った。

人権オンブズパーソンは、A 君と父母、校長、担任教師と面談を重ね、三カ月におよぶ調査あつせん等の調整を行った。学校側にはいじめの対応の遅れや不十分さを指摘し、再びこのようなことがおきないように学校全体で取り組むことをお願いし、学校側は改善を図っていくと約束した。また、両親に対して、感情にとらわれず、学校と信頼関係を取り戻し、子どもの立場に立って、問題解決できるよう助言した。さらに、A 君の気持ちに沿った調整を行い、その結果元気に通学できるようになった。

また、子どもの虐待の相談では、相談当初は母親が、子どもを叩いてしまう、育てられないという訴えから始まって、人権オンブズパーソンが母親と充分話し合っていくと、その背景には両親の不仲や母親の心の支えが不安定であるという事例が多く、児童相談所や保健福祉センター等の関係機関との連携によって問題の解決を図っています。

今後の方向性について

以上のような状況に鑑み、今後の方向性を次のとおりまとめてみました。

①人権オンブズパーソン制度の普及啓発を



相談を受けている北沢人権オンブズパーソン

充実させる。

人権侵害による被害は問題の早期発見、早期解決を図ることが極めて重要です。この制度は、川崎市子どもの権利に関する条例が示すとおり、人権侵害などによって傷ついたり困ったりした時、子ども自身が主体的にSOSを発信し、早期解決につながることを目的としています。そのためには、子どもの人権相談カードの配布、フリーダ

本市の政策展開から③

ISO9001規格による マネジメントシステムの再構築

イヤルの周知普及など、人権オンブズパーソン制度の普及啓発を積極的に行う一方、さまざまな場面を活用しながら相談活動を行うっていく必要があると考えています。

②関係機関とのさらなる連携強化を図る。
教育委員会をはじめとする学校関係者、各保健福祉センター、児童相談所、民生委員児童委員、医療機関等の関係機関・団体との連携をさらに強化し、人権オンブズバ

ーソンの実効性を高めていくことが必要と考えています。

③人権侵害がなくなる地域づくりを進める
現在までの相談・救済申立て事例から、子どもの相談における共通の問題点を整理し、改善に向けて発意調査や意見表明を行い、人権が尊重される地域社会づくりを目指し、努力していきたいと考えています。

平成一五年一月二〇日、高津区役所は保健福祉センター保険年金課を認証対象課として、政令指定都市としては初めて、ISO9001(二〇〇〇年版)を認証取得しました。

区役所における窓口サービスの向上と効率化を目的としたもので、認証取得開始宣言(キックオフ)が平成一四年一〇月一日でしたので、約一年間の作業でした。
本稿では、この一年間の取り組みを記す中で、ISO9001の具体的内容を紹介します。各職場におけるマネジメントシステムの再構築にあたっての一つの参考資料にしたいだけだと思います。

ISO9001の概要

はじめに、ISO9001とは何かですが、「ISO」は「国際標準化機構」と邦訳される組織の略称です。ISO9001はISOが発行する国際規格の一つで、「品質マネジメント(仕事の管理運営方法)の国際規格」です。

ISO9001規格においては、品質マネジメントの八原則(図1)を基本理念に、計八章の要求事項が定められています。これらの要求事項は、いわゆるPDCA(P:PLAN計画、D:DO実行、C:CHECKCK検証、A:ACTION改善)サイクル

ルを構成しており、個別行政サービス提供に関するPDCAとマネジメントシステム全体に関するPDCAが存在しています。

個別行政サービス提供に関するPDCA

ここで個別行政サービスとは、「小児医療証の発行」とか「国民健康保険料の減免」といった具体的な一つひとつの行政サービスのことをいいます。

「個別行政サービス提供に関するPDCA」として、まず、一定の要件を満たした計画の策定(P)が要求されています。その要件のうち重要なものは、「当該個別行政サービスが適正か否かを、いつ、誰が、

市民局地域生活部政課主査

馬場武

図1 品質マネジメントの8原則

1) 顧客重視

組織はその顧客に依存しており、そのために現在及び将来の顧客のニーズを理解し、顧客要求事項を満たし、顧客の期待を超えるように努力すべきである。

2) リーダーシップ

リーダーは、組織の目的及び方向を一致させる。リーダーは、人々が組織の目標を達成することに十分に参画できる内部環境を創りだし、維持すべきである。

3) 人々の参画

すべての階層の人々は組織にとって根本的要素であり、その全面的な参画によって、組織の便益のためにその能力を活用することが可能となる。

4) プロセスアプローチ

活動及び関連する資源が一つのプロセスとして運営管理されるとき、望まれる結果がより効率よく達成される。

5) マネジメントへのシステムアプローチ

相互に関連するプロセスを一つのシステムとして、明確にし、理解し、運営管理することが組織の目標を効果的で効率よく達成することに寄与する。

6) 継続的改善

組織の総合的パフォーマンスの継続的改善を組織の永遠の目標とすべきである。

7) 意思決定への事実に基づくアプローチ

効果的な意思決定は、データ及び情報の分析に基づいている。

8) 供給者との互惠関係

組織及びその供給者は独立しており、両者の互惠関係は両者の価値創造能力を高める。

何を基準にチェックし、その証拠として何が残るかを明らかにする。」ことです。この要求事項を満たすために、「業務手順書」(図2参照)を作成します。

この業務手順書は、個別業務のあるべき姿を明確にし、業務知識を組織レベルで共有することに役立つものと考えています。業務手順書の作成が完了すると、それに従って実行(D)し、チェック(C)をおもに担当者の確認、係長・課長の決裁)を行います。チェックの段階で不具合があれば、

計画が適正でないか、あるいは計画のとおりに行っていないかということ、どちらかを是正する(A)ことになり。このPDCAが有効に機能すれば、個別行政サービス提供は効率化、標準化し、「処理時間が長い」とか「職員によって言うことが違う」といった類のクレームは少なくなる」と考えています。

計画が策定されたら次は実行(D)ですが、計画に従って着実に実行することが必要です。次に検証(C)と改善(A)を行います。

マネジメントシステム全体に関するPDCA
個別行政サービス提供に関するPDCAとは別に、「マネジメントシステム全体に関するPDCA」が存在しています。具体的には、まず、計画(P)として、最高責任者である区長が「品質方針」を、課長が「品質目標」(図3)を書面で策定し、職員に周知する必要があります。職員が「達成」を意識し得る品質方針、品質目標の設定が、マネジメントシステム全体のPDCAが有効に機能する重要な要素だと考えています。また、品質目標については、その達成に向けての具体的な計画を策定しています。



図2 フローチャートで記載された業務手順書(関係帳票、区独自で作成したマニュアル等が一つのファイルに整理されています)

図3 高津区役所保険年金課の品質目標
(この目標に向けて各種取り組みを実施します)

保険年金課における品質目標

- 1 迅速かつ適確な窓口対応により、来庁者の待ち時間及び苦情の減少を図る。
- 2 電話による苦情・相談・問い合わせに対しては、親切、丁寧に対応し、市(区)民に充分理解、納得をしてもらう。
- 3 職員の業務知識を高める。

平成15年5月15日

保険年金課長 延 澤 登

検証としては、まず市民情報の収集・分析が必要です。高津区役所では、区全体と保険年金課のみを対象にした二種類のアンケートを実施するとともに、日常業務の中の相談・苦情を一定の様式に記録しています。また、窓口受付発券機データから来庁者の傾向を把握しています。次に行う改善の基礎資料とするために、着実に情報収集する必要があります。

改善としては、最高責任者である区長が判断・指示を行うマネジメントレビューという仕組みと、主に職員の発案を契機とする「是正処置・予防処置」という仕組みがあります。

市民情報を基礎として、市民満足の向上のために、いかに改善を実施し得るかがISO9001の要と考えています。保険年

金課ではすでに二〇以上の改善を実施しています(図4参照)。

以上がISO9001の二つのPDCAの概要です。これらが、有効に機能していることを権限ある第三者機関(審査登録機関)に認められれば、ISO9001認証取得ということになります。

ISO9001認証取得の効果

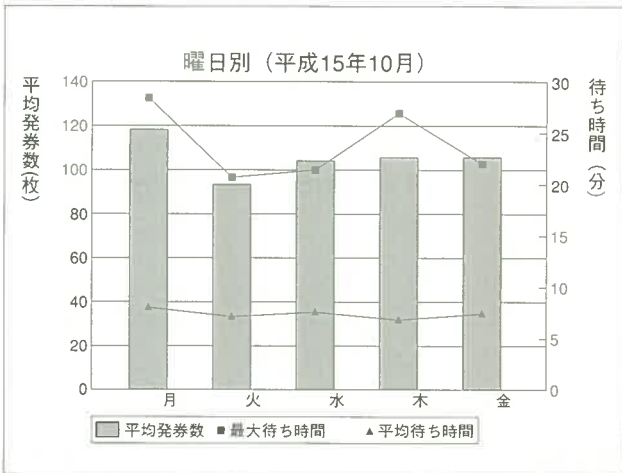
高津区役所ですべて実施しているアンケートの数値からは、ISO9001認証取得によって、市民満足度が急激に上昇したという結果は、残念ながらまだ出ていません。

これは、既述のとおり、ISO9001は画期的で斬新なシステムではなく、むしろ「当然の事」を着実に行う仕組みであり、

7番窓口 混雑予報カレンダー

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29						

図4 業務改善事例 発券機データを活かした混雑カレンダー(試作)



... 比較的空いていると予想されています。

... 予想がつきにくい状態です。

... 混雑が予想されます。

... 大変な混雑が予想されます。



※混雑予報はあくまでも予想です。
ハズレた場合はご容赦ください。

その意味では、市民満足度も「緩やかな上昇カーブ」を描いていくことになると思っています。

上昇カーブを描くために重要なことは、職員一人ひとりの意識です。ISO9001を認証取得した他都市のHPには、必ずと言っていいほど「職員の意識改革」という言葉が出てきますし、それは、本市も例外ではありません(注1)。

ISO9001は品質マネジメントの八原則の考え方に立脚した仕組みです。このことをしっかり認識して着実にISO9001に取り組めば市民満足度は必ず向上していきますし、この意識を継続していくことが今後の課題でもありと考えています。

注1 川崎市HP「市長の部屋」↓「記者会見」↓「平成十五年一月二十六日」参照

研修の窓①

各局から推薦された職員で構成する「研修企画委員会」の取り組み、政策形成能力を高めるための職員研修についての問題提起、新百合ヶ丘のまちづくりをめぐる「政策過程の記憶」を追体験したグループ研修Aチーム、フィールドワークを通して緑にかかわる市民活動をめぐる課題を提言にまとめたグループ研修Bチーム、さらに、韓国・富川市派遣職員、那覇市交流職員からの報告など、盛りだくさんの内容となっています。

人材育成・能力開発は オープンなネットワークのなかで

研修企画委員会が提案する これからの職員研修と人材育成の仕組み

はじめに

平成一五年七月、職員研修所は、各局との緊密なネットワークの中で研修のテーマ選定、研修方法などについて検討する場が必要であるという認識から、各局から推薦された市職員三〇名で構成する「研修企画委員会」（以下、「委員会」とする）を設置しました。委員会設置にあたり、事務局（注1）側から示された今年度第一の検討課題は、『（仮称）人材育成基本計画』（以下、「基本計画」という）策定に向けて、職務遂行の立場から各職場の実情に即した人材育成や能力向上に向けての討議、提案を行うことでした。すでに職員研修所と総務局人事課は、平成一四年度、複数の研究者とともに、『職員の能力開発・人材育成基本計画策定のための基礎調査報告書』をまとめていました

が、今年度は年度内の基本計画策定を見据えて、市民と市職員に対してアンケートを行うことがすでに決まっております。委員会はこのスケジューリングと連動する形で毎月一回定例会を開き、三つのグループを基礎単位として、研究者の指導（注2）をいただきながら、基本計画策定に向けた職員プロジェクトチームとして活動することとなりました。本委員会の活動は、具体的作業内容により大きく二つの時期に区分されます。前半期の活動の中心は、市民アンケート及び職員アンケート（注3）の分析でした。とりわけ職員アンケートについては、職位別、年齢別、男女別、職場別などの集計結果に基づいて、特徴的な結果があらわれた原因を職場の実情に照らし、人材育成上の課題や問題点を探りました。また、自由意見欄の中からは、職員に共通する課題や少数意見ではあるが考慮すべき意見を抽出し、

〔1班〕

市民局広報部広報課

収入役室出納課

水道局総務部職員課

人事委員会事務局調査課

〔2班〕

川崎区役所

区民生活部資産税課主査

健康福祉局総務部庶務課

竹田 愛

廣岡真生

金子明典

澤登崇史

志治義彦

茂木政樹

研修企画委員会事務局

対応策を検討しました。

後半期は、市民アンケート結果とそれまでの委員会での議論を踏まえて、基本計画に盛り込むべき内容として、①評価者の多様化を図る制度、②研修の効果を定着させるための手法、③市民への対応の改善、④職員のメンタルヘルスを含めた健康管理等を重点項目に掲げ、三つのグループ（班）に分かれて調査研究及び具体的な提案内容の検討を行いました。

本稿では頁数に限りがあるため、主として後半期に討議した、「これからの人材育成に必要な三つの重点項目」の提案を中心に掲載していますが、各班の提案発表の場となった第六回委員会では、次に提案する三つのテーマに加え、委員から、人材育成とともに取り組むべき、いわゆるメンタルヘルスに関わる実情と対策、さらに「ヘルシーカンパニー」の概念とその効用についての報告も行われ

ました。こうした提案も含めて今回やむを得ず割愛した取り組み内容は多くありますが、職務内容もさまざまである委員が、限られた時間の中で検討を重ねた成果と、それに至る経過をお読みいただきたいと思えます。

〈1班〉

苦情対応と 研修のあり方

市民に誠意を尽くすために

窓口や電話での初期対応が「市職員のイメージ」を悪くする

昨年実施した「市職員に関する市民アンケート」の自由記載欄には、一四二件の貴重な意見が寄せられました。「横柄で不親切」「融通が利かない」など、窓口や電話での応接態度に対する不満が大半を占めたほか、「たらい廻し」「説明が的外れ」など、事務処理上の問題や専門知識の不足を指摘する意見もありました。一方で「中原区役所の親切な対応に感激」「ワンストップサービスは効率的」という声もあり、窓口や電話での第一印象が、市職員のイメージを良くも悪くもすることが分かりました。誠意を尽くした市民対応こそ、市職員ひいては市全体のイメージアップにつながる近道なのです。

苦情は「マネジメントサイクル」
で対応、サービス改善に生かす

たとえ不満があっても、苦情を言わない人はたくさんいます。また、苦情を大ごと

にせず解決したい、という職員の心情もあります。しかし、表面化しにくい苦情の陰には、サービス改善のヒントが必ず隠されています。組織全体で解決し、情報を共有することが欠かせません。

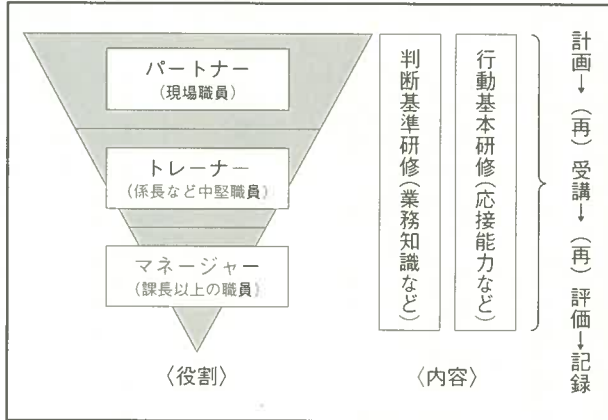
ISO9001を認証取得した高津区役所保険年金課は、窓口サービスの品質を高める経営管理手法の一つ『PDCAマネジメントサイクル』の中で、苦情対応の手順を明確にしています。「迅速で的確な窓口対応」「親切で丁寧な電話対応」「職員の高い業務知識」を目標に、(1)苦情対応の方針と実行計画の立案(P:計画)、(2)適切な対応と記録(D:実行)、(3)原因の分析(C:チェック)、(4)解決策の検討と業務の改善(A:改善)が行われています。さらに、職員の応接態度、表示の分かりやすさ、待ち時間を点数化した「窓口サービスに関するアンケート」を実施するなど、苦情の芽となる不満を早期に把握し、予防に生かしています。

「行動基本となる応接能力」と「判断基準となる業務知識」を研修で

苦情対応には、システムだけでなく、必要な人材を計画的に育成し配置することも大切です。組織や職層により求められるスキルは異なりますが、大よそ二つに分類されます。それは主訴を正確に把握し、誠実かつ迅速に行動する能力(「行動基本」となる応接能力)と、自分の責任と権限の範囲で適切に判断するための業務知識(「判断基準」となる業務知識)です。そこで、研修内容は「行動基本」と「判断基準」の両者を教育するものとし、役割別(職層別)に実施

することが望ましいと考えました(図1)。例えば、窓口対応にあたる現場職員(パートナー)には実践的なロールプレイ研修、現場を監督しトラブルを最小限に抑える係長など中堅職員(トレーナー)には部下を指導・育成するリーダーシップ研修、組織責任者である課長級以上職員(マネージャー)にはリスクマネジメント研修などがあげられます。また、研修結果はきちんと評価・記録することで、研修の意義がより高まり、職員のやる気につながると考えます。

図1 苦情対応に必要な研修



《2班》 「研修効果を 定着させるための 手法の導入」を 検討して

人事制度というものはさまざまな制度が複雑にからみあい、外部からは判りにくいという印象があります。また、これまで、人事制度は人事を担当する限られた職員が構築し、一般職員は公表されて初めて知るといったのが一般的でした。

しかし、人事制度を職員管理の側面からだけではなく、能力発揮の側面からとらえるのであれば、制度策定段階で一般職員がかかわることは大変意味があると考えます。今回の委員会は、このことを真剣に受け止めたうえで開催であったと感じました。

班のメンバーは、川崎市の現行の制度がうまく機能していないのではないかとこのことから原因を明らかにし、これを解消するような新たな人事制度、研修内容を検討する作業に取り組みました。また、委員会では広くさまざまな職場や職種から幅広い意見を聞き、基本計画策定に反映させる方法をとりました。

しかし、いざ、検討課題に取りかかると、メンバーの意見集約がいかに大変な作業であるかを知りました。この時期は予算、議会、選挙等、メンバーが集まって議論する時間が取れません。したがって、発表までの限られた期間の中でメンバーの意見を集約し合意を取りつけるにはEメールは欠くことのできないツールとなりました。各人がコメントを庁内メールでまとめ役の班長まで送り返す。班長は各人のメモをまとめてメンバーに再送付する。そんな作業が何度も繰り返されました。

アンケート結果を基にしたこれまでの議論を踏まえて、二班では「研修の効果を定着させるための手法の導入」について検討することとなり、研修をめぐる現状、研修

の効果の定着、意欲を持続させる方法について議論を重ねました。メールによるやりとりと同時に勉強会を夜間二回開きました。勉強会は、メンバーから事前に送付された意見メモの発表と検討から始まりました。その中で検討課題を「職員の意識」「職場の理解」「報告の機会」の三点に集約し原因と改善策を議論しました。そして「職員の意識」を「個人レベル(スキルアップ)」とし、「職場の理解」「報告の機会」を「職場レベル(情報の共有化)」とすることとしました。そして「個人レベル(スキルアップ)」については、「人事と連動した研修制度を導入(研修の受講を昇進の条件とする)」でまとめました。二回目では、研修の効果を生かすための組織について職場へのフィードバックの方法を中心に議論していきましました。

また、この間「研修することが目的ではなく、研修を通じて目的を達成できたかが問われるべき」「長期の派遣研修修了者は専攻科目に関連した職場へ配属すること」「研修効果を職場全体に広げるためイントラネットを活用し、研修資料の公開など、情報提供の仕組み作りが必要」「研修成果を本人以外にも広めるといった観点から、研修資料の共有が必要」等の意見も出されました。

二班では「研修の単位取得制(人事連動型)」「キャリアアップランニング」「職場体験研修の改善」「研修報告会の開催」「川崎市目標申告実施要綱の拡大」が提案としてなされ、それぞれの概要説明と、制度の長所、短所について議論された内容が報告されました。(表1)。

表1 研修の効果定着させるための手法案

		方 策	摘 要
個人レベル (スキルアップ)	研修を受けた者への職場や上司の対応	単位取得制 (人事運動)	①指名型 ⇒ 応募型…係長、課長等の昇任昇格と連動する。大学の授業のように「必須科目」「選択科目」を創り、最低必要単位取得数が昇任の条件とする。(実質的な昇任公募制度) ②自身のキャリアプラン設定が不可欠…自己選択という意味では自立した公務員を作り出すことが可能。 ③研修項目の類型化が不可欠…「必須 (昇任系・業務系)」「選択 (一般教養・スキル)」等の提示。 ④職務の一環とする体制づくりが不可欠。
		キャリアプランニング	①適正シートの記入 → 自分の向いている適性職を把握 ⇒ 自分の「なりたいもの」と勘案 ②キャリアプランをこの両面から作成 (10年単位) ③プランに従って研修計画を選択・実施 ④シートは本人にのみ開示、人事との連動なし。
		職場体験研修の改善	①現行の職場体験研修の見直し ②受入職場 = 研修生を出す職場…つまり短期間の人事異動と同じ。このとき最大限本人の希望を優先。受入職場の選考は行わず、研修所がコントロールする。 ③在職3年以上の職員が対象。 ④効果測定は『政策情報かわさき』へのレポート掲載 (シリーズ化)。
職場レベル (情報の共有化)	フレッシュな意識の活用方法	研修報告会	①研修が終わった段階で研修レポートの作成義務化。 ②職場レベルでの情報の共有化のために研修レポートを元に年2回「発表会」を課単位で行う。全員が出席するために、半分ずつ出席する一人10分程度の報告 ③研修報告会での職場討議。(服務審査と同じ) ④研修レポートは研修所のホームページに研修ごとに全員のものを掲載 (完全な公開形式) ⑤研修所 ⇒ 受講者 ⇒ 職場 ⇒ 研修所というサイクルを確立するためにホームページ掲載レポートのコメントを記入 (効果測定を兼ねる)
	OJT	川崎市目標申告実施要綱の拡大	①年度当初…市長 ⇄ 局長 ⇄ 課長 ⇄ 係長 ⇄ 一般職員の流れで相互に話し合いながら、事業目標の設定、理解、手法を検討し、目標を設定する。 ②年度途中で設定した目標の達成度を今度は一般職員から上に向かってコミュニケーションしていく。 ③年度末に評価を行う。目標に対する自己評価とともに上司の評価を記録。達成レベルシートが簡便かもしれない。

図2 評価シート案

管理・監督職員評価書						
所 属	職員コード	氏 名				
職 名	職 種	評定日	後 職	評価期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
評 価 要 素	評 価		評 価 項 目 の 説 明			
指 導 力	5	4	3	2	1	指示やアドバイスが明確か。
責 任 感	5	4	3	2	1	業務上の過誤に対して適切に対応しているか。
理 解 力	5	4	3	2	1	部下の意見を的確に捉えているか。
公 平 性	5	4	3	2	1	部下職員に分け隔てなく接しているか。また、業務遂行に民主性があるか。
信 頼 感	5	4	3	2	1	信頼を有する人物であるか。
カウンセリング	5	4	3	2	1	悩み事や相談事を受けてくれるか。
上司に対して今後望むこと						
伸ばしてほしい長所・活用してほしい能力						
その他・事由記載欄						
確認者意見						
記入者 氏 名				印		
確 認 者				印		

《3班》
部下が上司を
評価する…
その現実的課題を
整理してみて

今回の研修企画委員会という会議の特徴は、人材育成基本計画に職員の意見を大いに取り込むことで、川崎市職員全体が人事に関心をもち、なされる人事でなく、自らに参加しようとするという主体的土気の高揚を目指した制度づくりの発端にすることにありと考えています。職員の意見・声の場として無作為抽出された総数六〇〇人職員アンケート結果を検証し、特に人事処遇に満足していないという結果に班として注目

しました。人事処遇評価を行うのは管理・監督職員であり、いわゆる上から下の評価です。アンケート結果には、評価者と評価基準とその人事への反映への根強い不満感や不信感をみてとることが出来ます。加えて行政という場での人事評価の実際、課題は満載です。

こうした背景を踏まえ一二月の研修企画委員会では、部下から上司を評価する・研修効果の定着・市民対応の向上についての三点を委員会の重点項目としてはどうかという事務局提案から、三班は「評価者の多様化を図る制度の導入にかかる検討」として検討を行いました。このテーマについては、これまでの班内討議の中でもしばしば議論が交わされ、また上司との関係で悩んでいる職員も実在していることも知り、討

議しがいのあるテーマとして取り組む意欲ができました。現実の悩みを汲みとりながら、効率的な組織運営に役立つことでもあり、かつ話し合うにも市職員委員それぞれがイメージしやすかったと思います。

討議結果については、班員それぞれの意見や実体験もふまえ、課題を話しあい、後日、班員が個々に討議内容についてまとめ、さらにそれらを包括的にまとめるという手法としました。これにより、広く意見を取り、また、個別的・独善的な結果を避ける意味でも効果的な手法であったと感じています。

最終的に研修企画委員会に提出した検討と提案は次のとおりです。

●部下から上司を評価する際のシートを作成し提案をしました(図2)。

これらの項目は、あくまでも、職員アンケートの自由意見をもとに、あくまでも部下からみた管理職員に求めたい要素を可能ながざり取り入れました。また、カウンセリングについては討議の中で、カウンセリングを受ける機会が少ない場合もあること、また、メンタル疾患に追い込まれる職員が増加していることから、職場内カウンセリングや他機関などに相談することが一般的なようになるよう別項目とし強調しました。

これらの項目の他に「今後望むこと」や「自由記載欄」などの記述欄も設けました。

また、さらに重要なこととして制度施行の際の留意点と課題をまとめましたので、それらを記載しておきます。なお、この留意点と課題については「上司への評価」をさらに発展させた360度評価(注4)を見据えて議論をした結果となっております。

留意点

- ・導入目的を明確に職員に伝え、納得を得ること
- ・同僚間の評価についてはより慎重な導入、運用を行うこと
- ・評価を開示するだけでなく、必ず本人への助言を行うこと
- ・評価サイクルの中に確認の機会を設けること(職員本人が自分の行動変容について確認する)

三班の今回の提案や問題提起、試行する際の細かな現実的対応など班員の話し合いとメール内容を積み重ねたものであり(注5)、事務局のたたき台があった訳ではありません。たいへんな作業でしたが、その分職員自身の体験や公務の現場のリアルな本音がでてくるものと思われまます。こうしたことが可能となったのは、研修企画委員会の運営が、職場の若手という委員選出であっても、だれもが気後れせず、自由な発想で意見を述べることができるよう、一週間一回は届く事務局からのメールや紙媒体での情報提供といった事務局と委員が双方向でありたい意志あつてこそだと感じています。

おわりに

人材育成や能力開発はすべての職員にかかわることであり、三班のレポートの指摘にもあるとおり、決して「なされるものではない」はずで、今年度基本計画を策定するにあたり、以上のような委員会の取り

課題

- ・360度評価については、職員への浸透度等を確認しつつ、段階を追って組み立て、状況によっては修正するなどの柔軟な導入方法の模索
- ・導入までの具体的スケジュールの作成
- ・職員への当事者意識の啓発方法の開発
- ・目標申告制度との整合性の確保

組みを行っただけでなく、例えば、本委員会の活動状況や計画策定の進行状況を職員全員に配付される研修誌『あおぞら』内でほぼ定例的にレポートを掲載、常に情報発信を行ってきました。また、階層別研修の一つである「吏員八年研修」の政策形成(組別)研修においても、「人材育成基本計画策定に向けた取り組み」をテーマの一つとしても採り上げ、さまざまな職種の中堅職員が市民アンケートと職員アンケート等をもとに現状分析を行い、改善策を提示するなどのオープンな話し合いを行いました。

アンケートに表れた「市民の目」を受け止めつつ、能力開発・人材育成の仕組みを「自分たちのこと」として捉え、リアリティある考え合いの場と空気をつくりだせたこと、こうしたことが、今後さらなる開かれた人材育成・能力開発の仕組みづくり大きく寄与するものであると考えます。

注1 事務局は、総務局職員研修所及び総務局人事課が担った。

注2 「職員の能力開発・人材育成基本計画策定のための基礎調査報告書」をまとめた調査員一人であった打越綾子成城大学法学部専任講師に、本委員会の全般にわたって御協力をいただいた。

注3 「川崎市職員に関する市民アンケート」及び「川崎市職員の能力開発・活用に関する職員アンケート」市民アンケートは市政モニター141人に郵送で協力をお願いし、回答数は117件(回答率は83.0%)で、職員アンケートは無作為抽出した職員から局長までの600人に対して直接送付され、回答数は516件(回答率は86.0%)であった。この結果は、本市民インターネットホームページでその概要を公開している。
<http://www.city.kawasaki.jp/16/16znz/home/enquete/index.htm>

注4 360度評価とは、上司からの評価に加え、部下、同僚(市民からの評価)、自己評価を総合したものをいい、たんに部下、同僚からの評価制度ではなく戦略的組織運営のための効果的なツールとして活用が期待できるとされている。

注5 なお、三班ではメーリングリストを活用し、情報を共有した。参考としたホームページは次のとおり。
●360度評価全般
http://www.hrr.co.jp/trend/02/trend02_02.html 失敗しない360度評価制度の導入法
<http://www.president.co.jp/pre/20030505/002.html> 人事をe60度評価に頼ってはいけない理由
●コンテナー、評価項目、評価方法
<http://www.nri.co.jp/opinion/news/2001/pdf/rn20010101.pdf> コンテナンを用いたe60度評価
<http://www.hrr.co.jp/trend/200307/> 「コンテナン」を活用した人材育成のアプローチ
http://bizcareer.nikkei.co.jp/contents/skillup/0302int_endo/index.asp 成功、失敗事例から学ぶ人材マネジメント
http://www.hotel-keiigaku.com/articles/00928_phiml人事者課第4回「誰が評価を行うべきか」

●行政事例
<http://japan.internet.com/column/public/report/20030707/1.html> 形だけ「行政マネジメントシステム」に終わらないために
●海外行政事例
http://www.hwave.or.jp/HAP/EEsing_report/28.html シンガポール政府機関における360度の人事評価

その他、佐倉市職場環境調査、韓国行政事例として、韓国富川(フチョン)市目標管理制度及び双方方向の人事評価(富野仁「富川市の内側に迫る―大韓民国富川市における先進的政策―」富川市目標管理制度―大韓民国富川市における事例―「政策情報かわさき」一三〇号、一四〇)を参考。

政策形成能力と職員研修 研修再構築の試みを通して

総務局人事部職員研修所主査

星野宏幹

長期グループ研究型研修の特徴を明らかに

このような問題意識を持って、職員研修所では平成一五年度の政策系研修体系の検討を行い、再構築した。ここでは平成一五年度の政策系研修の内容を簡単に紹介しながら、新しい枠組みの説明をしたい。なお、研修内容の詳細については各研修の報告書をご覧いただきたい。

平成一四年度までは、政策系研修を「政策課題研修」「政策形成まちづくり研修」「政策法務研修」「企業等合同（産学連携）研修」の四つのタイプで行ってきたが、それぞれの違いがわかりにくいとの指摘もあり、研修手法による特徴を明確にすることとした。

まず、長期グループ研修は二チームを編成した。ひとつは「政策過程の記憶をたどる」と銘打った研修チームである。今までの政策課題研修は、先に述べたように数年前に川崎市の行政課題になるであろうテーマを先取りし、政策提言を行ってきた。しかし、その内容は仮定の限界を飛び越えることはかなわず、受講者が研修成果を実務につなげていくことができないなど、研修の実効性に疑問を持たれることが多かった。

そこで今年度は、金井利之東京大学助教授の御指導のもと、十年以上に実際に行われた政策過程を追体験することで、政策形成のプロセスを学ぶ研修を行うこととした。この研修は、当時の関係者へのインタビューや文献調査などを行うことで歴史を掘り起こし、時代背景や関係者の「思い」を追体験しながら、どのような形で政策が

地方分権一括法の制定を機に、自治体職員の政策形成能力向上の必要性が叫ばれ、全国の自治体でさまざまな取り組みが行われている。本市においても、平成八年度から政策形成系のグループ研修（政策課題研修・政策形成まちづくり研修・政策法務研修・企業等合同研修）が行われており、そのほとんどは公募によりチームを編成し、約一年間をかけてグループ研究を行うというものである。各研修は、川崎市において数年先に政策課題になると考えられるテーマを取り上げており、ISOやこども向けホームページなど実際の施策につながるテーマもあった。これらの研修で輩出された人材は延べ二五三人（注一）になり、さまざまな職場で活躍中である。

政策形成研修の問題点

このような政策形成研修であるが、この間七〜八年の経過の中で問題点も出てきている。

まず挙げられるのは、本市が抱える具体的

な政策課題との関わりの中での、テーマの緊急性・現実性の問題である。研修はあくまでも研修であり、その研究がそのまま市の施策となるわけではない。特定の政策課題についていちばん情報を持っているのは、その施策を担当している部署である。市政運営上の大きな課題であればあるほど、すでに担当部門でかなりの議論の積み重ねがある。専門的に研究・実践を行っていない者がアイデアを出しても、現実の具体的な課題に有効な解決策を提示できるわけではない。

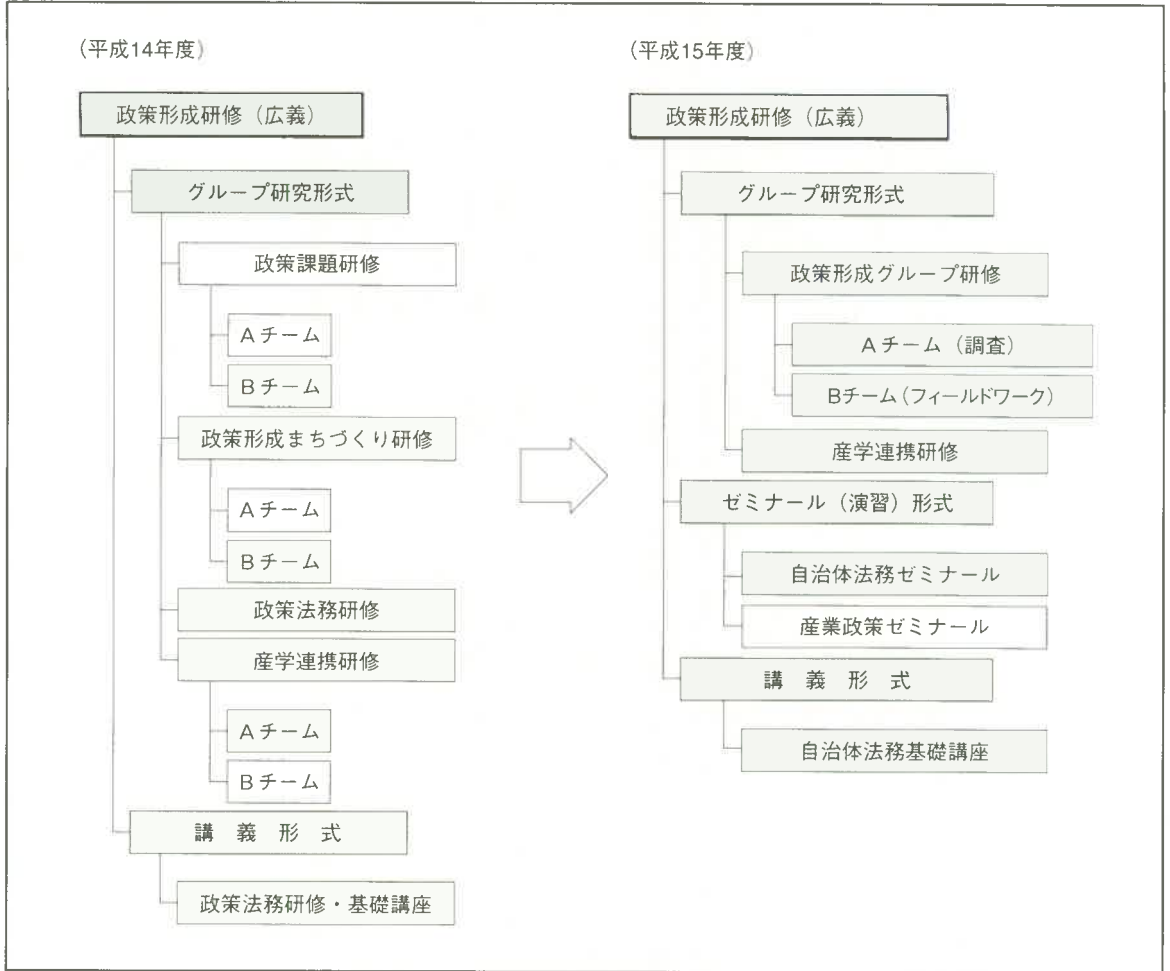
次に課題発見過程の欠如である。これまでの研修は、研修事務局であらかじめ課題を設定して研修受講者を公募してきた。このことが、政策形成研修であるにもかかわらず、政策過程の重要なポイントである課題発見過程を研修受講者から奪っているのではないかと指摘がある（注二）。

三番目は研修内容の課題である。政策形成研修は、受講者がいかに政策形成能力を身につけていくかなによりも大切であるが、研修の成果を示す研修報告書の作成や、

成果発表会を行うことにその労力の多くが割かれることとなり、成果物の作成が過大に目的化してきている。研修受講者の感想からは、長期間の研修をやり遂げた達成感がある一方、具体的に職務で活用できる「なにか」を学びたいという要望もみられる。研修の時間と環境を提供して、活動内容については自主的な取り組みを尊重してきた研修所に対する強烈なカウンターパンチである。

最後に、長期間のグループ研究型研修の過多が指摘できる。平成一四年度を例にみると、職員研修所が主催する政策系研修で三九人（注三）、また総合企画局政策部が行っている政策課題研究、政策課題特別研究に一八人が参加している。各研修・研究の事務局が受講者を「毎い合う」状態が生じている。受講する職員の積極性がなによりも求められる長期間のグループ研修において、研修受講者のリクルートに無理があると、「やらされている」意識が強くなり、研修を進めていく上で悪影響をもたらすおそれもでてくる。

図1 平成14年度と15年度の政策形成研修を形式（手法）別に比較したもの



形成されていったのかを再構成して、政策の全体を明らかにしていくものである。こうした作業を蓄積することにより、結果的に行政活動の貴重な「歴史」資料を作るこ

とになると考えられる。もうひとつのチームは、従来の政策形成まちづくり研修で行われてきた「フィールドワーク」手法を受け継ぎ、職員がまちの

現場を実際に歩き、まちで活動している市民の声を聞くことを大切にしている。研修である。市民との協働、合意形成の場に直面する機会が増えていくであろう。これからの自治体職員にとつて、実際の市民生活の現場で行政課題を考え、市民との対話の中から改善策を導き出していくことは必要不可欠である。今年度は、テーマを「かわさきの緑を市民とつなぐ」とし、市民の生活の場、活動の場としての地域と行政との関わりを考え、政策形成のプロセスを体験する研修を行った。

法務能力向上の必要性に込めて

「分権」が本格化するに伴い、職員には実務に即した現場レベルからの法解釈や、地域の固有課題に立脚した自治立法への関心・習得が求められてくる。そのためには、何よりも法の仕組みを理解し、どこに問題があるかを発見し、条例・要綱類を含めたよりよい法制度を組み立て運用できる能力が必要となる。こうした能力の養成のために、法的なものの考え方の基礎を身につける研修が職員にとつてたいへん重要となる。

平成一五年度の法務研修は、講義型の「自治体法務基礎講座」と演習型のゼミナール研修を実施した。

自治体法務基礎講座は、条例規則の基礎的理解、条例の改正テクニクについての講義を法制課職員から、また法制課長からは、地方自治法を中心に最近の法改正の動きについて講義を願った。この研修には、会場の収容人数を超える申込みがあり、法務科目への職員のニーズの高さを改めて感じた。

実際の行政活動を法の観点から研究するゼミナール研修は、より多くの職員が研修に参加できるように、実施時間を平日の夜間に設定した。勤務などの関係から、勤務時間外の実施には困難も予想されたが、意欲ある職員が参加しやすい状況をつくりたかった。事務局としては受講者が集まるか心配したが、多様な職場から一七名の参加を得ることができた。会場から遠い職場の職員は、仕事が終わってから開始時間に間に合うように駆けつけた。

講師の兼子仁東京都立大学名誉教授は、本市代表市民オンブズマンとして、日々市民の苦情や意見に接している。その豊富な経験と知識をもとにして、このゼミナールでは要綱の条例化や住基ネット接続拒否問題、公の施設の指定管理者制度、アレフ信者転入届不受理など、行政が今抱えている先端的な問題を研究課題として問題提起がなされた。研修生たちは、これらの問題について法令・判例・学説などにあたりながら研究を行った。こうした演習を重ねていくうちに、分権時代に対応した法的思考を身につけていくこととなった。

産業政策を担う人材育成を

ゼミナール方式研修は「産業政策形成実践講座」を、川崎市産業振興財団副理事長の原田誠司那須大学教授を講師に迎えて開いた。まず、基礎テキストの輪読により産業政策の基礎理論を学び、その後、研修生一人ひとりの関心分野、例えば「介護サービス産業」「マルチメディア産業」といったテーマを選択して、データの収集・分析をし、川崎市の産業政策形成に関するレポ

トをまとめた。これまでのグループ研修にはない、個人への個別指導に力点をあつた演習方式の研修により、理論を政策に結びつけるプロセスを修得することとなつた。

地域における「刺激・共有・連携」の考え合いの場

企業等合同（産学連携）研修は、民間企業の社員、大学院生と市職員が共に学び、価値観を共有することで、立場を越えたネットワーク形成を目的としている。今年度は「企業の社会的責任（CSR）」と地域社会をテーマに、企業・大学・行政の持ち分を活かし、社会の先端課題を多角的な視

点で研究した。以上が平成一五年度の政策系研修の内容である。

これからの人材育成と政策形成研修

もちろん、職員研修所が行う研修だけでなく、職員の政策形成能力向上が図れるものではない。また、政策形成能力を身につけた少数の職員が、全庁を引っ張っていく時代でもない。市長の政策方針にも掲げられている区役所分権など、より市民に接する現場から市民生活に密接した政策を企画立案、実施していくためには、職員一人ひとりが自己啓発に努め、その成果を行政活動に活

かしていかなくてはならない。

しかしそうは言っても、職場の中では、目の前にある日常業務に追われ、広い視野で川崎市全体の行政施策を考えることはなかなか難しい。各職場で課題設定をして研究を進めるにしても、既存政策との関係で新しい取り組みを手をつけづらい、部門をまたがるような考えが生まれにくい、また従来の仕事の進め方・考え方の枠の中でしか考えられないという問題点がある。

これらの組織上の壁、また職員の思考・行動を覆う先入観を克服するために、どのようなことができるのかを考えた最初の一步が平成一五年度の政策系研修である。「人材育成基本計画」にある「めざすべ

研修の窓③

政策過程の記憶をたどる

政策形成グループ研修Aチーム

建設局土木建設部道路課

佐野秀和

水道局総務部庶務課

植木秀行

はじめに

今回の政策形成グループ研修Aチームでは、過去において実際に行われた政策を回顧し検証した。この作業を通じて、当時の政策担当者・部署がどのような状況で、どういった過程を経て、諸問題を解決すべく

意思決定を行ってきたのかを調査し、追体験することにより、政策の全体構造を理解し、政策形成能力を養うことをめざした。しかし、ここで注意しなければいけないのは、この検証は当時の政策を評価するものではなく、あくまでも当時の手法を学び、意思決定過程を知ることにより、今後の政策形成に活かしていくということである。

庁内への具体的なフィードバックの方法として考えたのは、「調査・検証した政策を文章化することにより、組織の記憶として情報を記録すること」、「特定の政策形成の経緯を確認し、基礎資料を整理すること」などである。こういったことを前提に私たちの研修はスタートした。研修内容の詳細については、本研修の報告書をご覧ください

き職員像と求められる能力」を実現していくためには、職員一人ひとりが能力を向上させ、じゅうぶんに発揮できる環境を整備していくことが必要である。職員研修所も各部署と連携しながら、必要とされる人材の育成と職員の能力開発に努めていきたい。

注1 平成八年度～一四年度までの市職員研修生。ほかに市民（政策形成まちづくり研修）一八人、企業社員一四人、大学院生等六人（ともに企業等合同研修）が研修生として政策系研修を受講している。研修別受講者数（延べ）をみると「課題」六六人、「法務」九二人、「まちづくり」九五五人、「企業等合同」三三人となる。

注2 高橋慶子「政策研修の課題発見をめぐって」『政策情報かわさき』14号、p七八、二〇〇三年

注3 市職員のみ



くこととして、本稿では報告書を作成するに至るまでの紆余曲折と、混乱の中から一つの形を生み出すまでの苦労を中心に述べていきたい。

研修の重点「ヒアリング」

本研修では、過去の政策事例として麻生

区の「新百合ヶ丘のまちづくり」を取り上げた。この事例は川崎市が取り組んだまちづくりの中でも地権者、市民、行政がともに協議・協力しながら進めたパートナーシップのまちづくりの成功事例として挙げられており、これを回顧・検証することは、パートナーシップ型の行政手法が求められる今、非常に有益だと考えた。

ここからスタートした研修であったが、研修期間が限られているため、対象を限定しつつ、分担して効率的に進める必要性があった。実際の作業としては当時の資料の発掘や収集、既存研究のレビュー、年表の作成、当時の関係者へのヒアリング、またそれら関係者の名簿作成が考えられた。その中でも私たちは関係者へのヒアリングを重要視した。それは、過去を振り返る上で、当時を知る人間の生の声というものが、ある意味ではどの文献よりも真実を語ると考えたからである。また、ヒアリングの中で私たちの知らない関係者の名前を聞き、その後の研修を進める足がかりになることも私たちは学んだ。こうして研修当初は、とにかく数多くのヒアリングをこなすことに重点を置いた。

試行錯誤

私たちはヒアリングを重ね、資料を読み進めて少しずつ知識を広げていった。新百合ヶ丘のまちづくりの特徴は、それが行政の発案によるものではなく、地域の農家地権者らが、自らの土地や生活を守りたいとの強い「思い」から始まったことにある。

新百合ヶ丘のまちづくりが行われる前は、一帯はまだ麻生区が多摩区から分区されて

おらず、柿生地区の西百合丘と呼ばれていた。昭和三十年代から四十年代にかけて、都市近郊農村では大小さまざまな宅地造成が行われていた。この大きな社会変動の中、一部の無秩序な開発が地域社会を荒廃させ、農家の生活環境を崩壊させるなど、スプロール化による被害が顕著になっていった。川崎市内の農家にも土地をめぐるトラブルや被害が発生し、農協関係者や農家地権者たちは心を痛めていた。それらの問題を解決するために、現在の新百合ヶ丘駅周辺の農家が結束し、農家地権者らを中心にしたまちづくりが進められたのである。もちろん行政サイドも協働関係に加わり、まちづくりを進めていったのだが、あくまでも主導権は農家地権者、農協関係者たちにあった。

このことにより私たちは、まちづくりの主体が行政ではなく農家地権者らにあったことを認識させられ、本来研修の目的としてきた政策形成過程における意思決定を回顧・検証するという方向性に多少の修正を施すことを余儀なくされたのである。しかし、まちづくりのなかで行政が採った手法に「上物建設マスタープラン」というものがあり、これについては当時としては非常に先進的な思想であったことから、その手法を検証することもまた重要な論点となった。

こうして、私たちはどういった形で報告書をまとめていくのかを再度検討し、新百合ヶ丘のまちづくりの論点整理を行った。そして、メンバーが各自関心を持った論点について担当としてまとめ、さらにそれらを取りまとめることでチーム全体としての報告書を作成することになった。この時点ですでに研修開始から二カ月が過ぎようとしていたが、ようやくチームとして本当の

意味で最初の一步を踏み出すことができた。一つの形を目指して

ようやく論点とその担当が決定したが、元々の資料等が限られていること、また、三〇年以上前の取り組みであるため、関係者が他界していたりして、ヒアリングはどうしても行政側の関係者に偏りがちになり、多面的なヒアリングが十分行えなかった。しかし、当時の新聞記事や議会議事録などの文献を参考にするなど、できる限り深さを追求していった。また、各論点を担当制にしたため、問題意識や知識の共有が十分図れず、困難に直面したときの解決は個人の責任や努力に拠るところが大きくなった。このあたりの作業は孤独であり、自分の立っている場所がわからなくなることもあった。こうしてまとめの作業についても困難を極め、当初の予定どおりに研修を進めることはできなかつたが、この研修指導をお願いしている金井利之先生に打ち合わせのたびにアドバイスを受け、なんとかそれぞれが最後まで頑張っていくことができたのである。

研修成果

研修報告では論点ごとに住民・行政の動きを描いている。住民・行政の協働開発に新百合ヶ丘が選択された経緯、農住構想を胸に抱いた住民の各関係機関への取り組み、その中で行政との協働開発を組み入れた理由、当時の行政内部の動向・内部事情、行政が行った要綱による指導手法、起点となつた農住構想からの変化などを考察した。

当時の関係者の思惑を汲み取るようなヒアリングを繰り返して一つの政策形成過程を推測し、研修は幕を閉じている。行政施策は、過去からの時間軸に沿って幾重にも折り重なって構成されているが、一つひとつの政策に直接関係者として携わるのは、全職員のうちほんの一握りである。今回の研修成果は施策事例紹介にすぎないかもしれないが、過去の忘れかけた政策形成の記憶を呼び起こすことで、川崎市の政策の歴史の一端に触れることができた。私たちのささやかな作業が、たくさんの人々の今後の職員生活に少しでも参考となり、業務の助けとなれば今回の研修は有益であつたといえるのではないだろうか。

おわりに

この研修では開始時の暗中模索状況から一筋の光を見つけるまでが困難であつた。このスタイルの政策形成研修は初の試みであり、今回の研修結果が今後の光源になることを願う。また、研修の間、つまづきがちだった私たちが、新百合ヶ丘のまちづくりの歴史の一部を綴り、知り得た事実や経験を報告書としてまとめることができた。これはヒアリングへの協力など、私たちの研修を支えてくださった多くの方々のお陰であることは言うまでもない。とりわけ、お忙しい時間を割いて御指導いただいた金井利之先生には感謝の念でいっぱいである。また、研修のたびに快く送り出してくれた職場の皆様方にもこの場を借りてお礼を申し上げます。

かわさきの緑を市民とつなぐ

環境局緑政部公園緑地課

齋藤和子

川崎の緑を市民とつなぐ必要性

旅先で自然の風景を見てほっとする。自宅で植物を育てるような人でなくてもそんな人は多いのではないだろうか。私達はそれを「人間の潜在的欲求」だと考えた。都市化が進行し緑が減ったことで、人と緑のつながりは途絶えがちになった。潜在的欲求を満たすため、以前は生活の中で自然とつながっていた緑と人を、今では意図的に「つなげる」人が緑に積極的に関わる「必要性」が生まれてきたのだ。

川崎の緑の二つの性格

そもそも、川崎の緑とは何なのだろうか。私たちは街路樹や公園等の「人為的に創出された緑」と斜面緑地のように「人の手が加わらずに自然のままの緑」とに大別して捉えた。

今回、研修の対象地とした区域（川崎区、幸区、中原区）は前者の緑が多かった。そ

のため対象とする緑を「人為的に創出された緑」とした。

緑と市民のつながる可能性

市民にとって身近な緑とは「公園の緑」だとする割合が最も多い。次に多いのは街路樹など「道路の緑」である（川崎市民意識実態調査 平成一三年度）。

市民が自発的にしてみたい活動とは何なのだろうか。内閣府「国民生活選好度調査（平成一三年度）」によると「自然に関する活動をしたい」がその一位で、回答者の約四割にものぼる。しかし、その一方「川崎市民意識実態調査（平成一三年度）」では、「何も活動していない」割合が約七割になっている。

では、その活動の場はどうであろうか。川崎の緑地率（樹林地、農地を含む）は残念ながら年々減少している。しかし、公園緑地の面積は増加傾向にあり、市民活動を展開する場は拡大しているといえよう。

このことから、参加しやすい条件が揃え

ば、自然を舞台に自発的に活動をする市民が増えると考えられる。

「川崎の緑と市民がつながっている」現状

①公園緑地又は街路樹愛護会（公的空間）
市内には、愛護会という街区公園を中心に、除草清掃など軽易な維持管理を自主的にを行う団体が存在し、市はその維持管理活動に対して報奨金という形で支援を行っている。

現在、愛護会のある公園緑地数は、市全体の公園緑地数の約七〇％になる。（平成一五年三月三十一日現在）

②緑の活動団体（公共性の高い空間）

公共性の高い場所での緑化活動や緑地の保全活動に取り組んでいる団体が、市に登録しているだけで一四八ある。それらの団体を市では「緑の活動団体」と呼んで助成金を出している。

私達はいくつかの団体を見学させていた

だいたが、共通していたことは「高齢者が多い」「少人数でメンバーが固定化」「資金的な制約から道具や堆肥、苗などの調達が困難」「チームワークといったソフト面が活動する上で重要」「団体どうしのネットワークがない」「ノウハウ（情報入手方法）がない」「今は上手くいっている団体でも将来的に活動が継続できるという保証はない」ということだった。これらの対策の一つとして、既存の団体を母体として、多年齢層の市民が参加する機会をつくることが重要であると考えた。

③「身の回りの緑」との関わり（住宅地などの私的空間）
密集した市街地では、新たな公園の設置は困難である。一方、このような市街地ではプランターや庭などの緑が「まちの緑」として重要な役割を担っている。このような緑は最近のガーデニングブームによって支えられている。窓辺や軒先は個人の空間ではあるが、まち全体に潤いをもたらすというように、公共的に十分役立っている。

このような活動を行政として支援することが必要となってきたのではないかと。

④行政の施策（認定試験・講座の開設）

地域緑化の中心的な役割を担っていく人材育成として「里山ボランティア育成講座」と「花と緑のまちづくり講座（緑化推進リーダー育成講座）」が開講され、また、緑化の啓蒙促進として「かわさきガーデナー認定試験」が実施されている。だが一方で、受講生や認定者に活動の機会が確立されていないという「人材はあるが活躍の場がない」という宝の持ち腐れ状態がおきている。

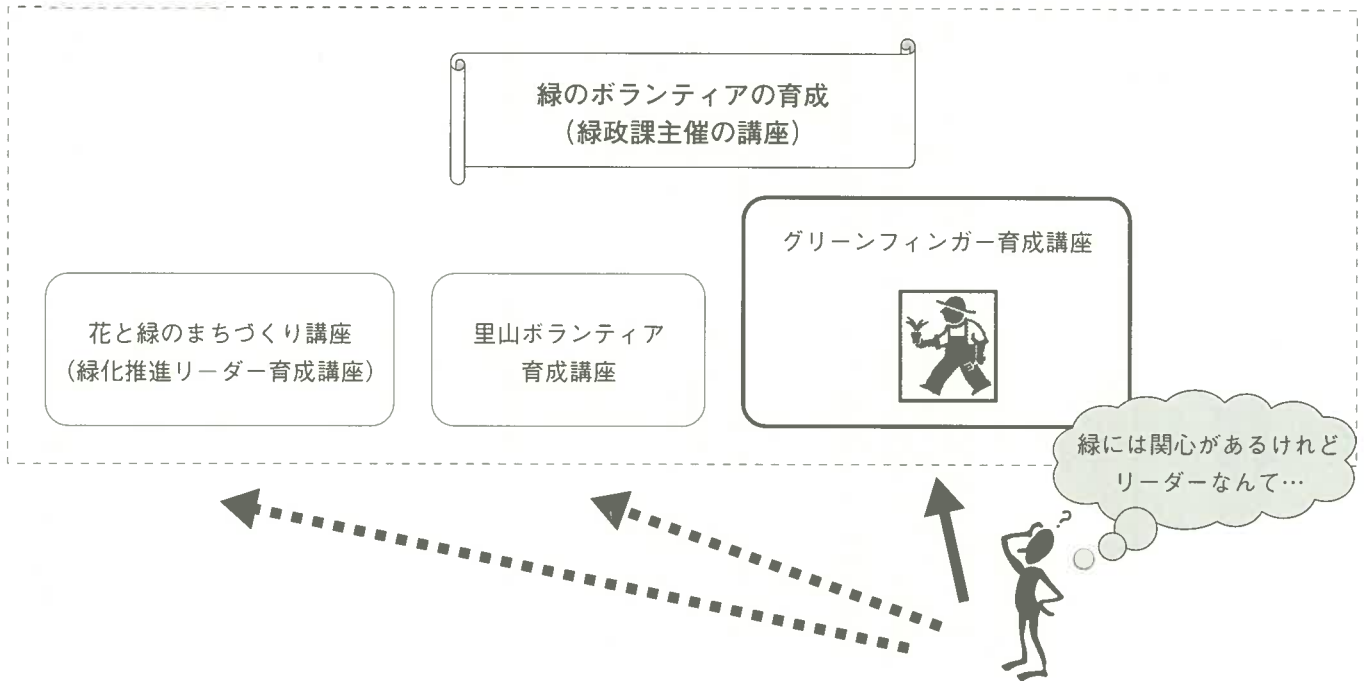
緑と市民をもっとつなげるには

「グリーンフィンガー育成講座」

「花と緑のまちづくり講座」の受講生のアンケート（講座で学んでみたいことは何ですか？）からは「地域の緑化活動の核となる人材育成」という行政の目的とは異なり、「園芸関係」が回答の六〇%を占め、「リーダー育成」にいたっては三%という状況であった。この数字から、受講生の中には緑には関心があるのだがリーダーになるまでの意思はない人が多いということがうかがえよう。そこで私達はより多くの市民が気軽に緑と親しめることを目的とし、単なる園芸講座に留まらずそれらの人々が緑に関わる活動につながる講座が緑を市民とつなぐには有効ではないかと考え、「グリーンフィンガー育成講座」開設を提案することにした。

ここでは詳細を述べることができないので、従来の「花と緑のまちづくり講座」との相違点を挙げてみた。

- ① 園芸技術のステップアップを図り、実践に移せる講座内容。
- ② 講師は市民。緑の活動団体やかわさきリーダー等の人材を活用する。
- ③ 講座は土日に開講し幅広い年齢層の参加をめざす。
- ④ 植物は生き物。講座期間は春夏秋冬を通した一年とする。
- ⑤ 運営は（財）川崎市公園緑地協会とする。
- ⑥ 講座の拠点を等々力緑地とする。
- ⑦ 講座終了後、活動できるような場所や団体を紹介する。
- ⑧ 講座終了後、一年以内に受講時間数と同



Bチームの研修は「まずは現場に出ること」を大切にしたい

時間以上縁に関連するボランティア活動を行い、その後修了認定書を発行し、修了者登録をする。この登録を基にネットワークを形成する。

おわりに

実は研修を進めていく中でチームでの共

同提案とは別に、各々で考えた提案がある。

ここではテーマのみを紹介させていただくが、職員研修所から発行される報告書を御一読いただければ幸いである。

- ① 住民自治組織・公園愛護会と行政をつなぐ公園づくり（消防局・栗山東也）
- ② 必要な情報を即時に結び付けるネットワークの構築（まちづくり局・藤田若菜、

健康福祉局・佐藤恵）

③ 子どもと縁のふれあいを増やすために、総合学習に環境教育を積極的に取り入れる方策（教育委員会・齋藤はるか、環境局・齋藤和子）

④ シティパークの形成について（経済局・根岸ほなみ）

研修の窓⑤

韓国富川市と川崎市との交流

日本での研修生活の終わりに

大韓民国富川市交換公務員

鄭樹植

はじめに

この地球上には一九〇余国が存在して、各々自分の文化、制度、言語、宗教、歴史を持って生活している。その中で日本と韓国ほど似ていることが多く、特殊な関係をもっている国もないだろう。韓国では普通、日本を「近くても遠い国」と呼んでいる。おおまかに見たら似通っているが、注意してよく見ると違ふところがたくさんある。川崎市は一九九六年に友好都市を提携して以来すでに八年になった。私は富川市の

公務員として一年間川崎市での研修を受けてきたが、間もなくそれが終了する時期を迎える。この間、いろいろ見聞して、感じたことについて率直に書いてみたいと思う。

韓国人として日本を見る

(一) 日本の精神文化、日本的なこと

私が日本について初めに感じたことは、「日本は本当に西洋化社会か？」ということである。しかし時間の経過とともに、私は日本人の精神的な文化の側面を垣間見ることができたし、その他にも日本的なことも数多く見えてきた。その中で、日本人の精神的文化の側面を垣間見ることができた頭

(二) 自然を愛する

日本人は本当に木や花など自然を愛する国民であると感じた。家々ごと、街々ごとに木や花のないところはない。遠い山々まで美しく、鬱蒼と生い茂る木々を見て、私はとても魅了されてしまった。それは、いろんなところに登山に行ったときに確認することができた。谷に流れているきれいな小川の水とそこで泳ぐ魚をみて、本当に、

日本人の自然愛、国土愛を限りなくうらやましく思った。

(三) 女性の活動

女性の社会参画活動がかなり拡大されてきてはいるが、韓国では依然として、伝統的に女性の社会進出に対し、消極的な考えが残っている。日本では社会のさまざまな分野において男女の区別なく、女性が活動しているのを目にすることができた。今日、日本社会が発展してきた背景には、このような女性の積極的な役割が多くあったのである。日本の女子高生の短いスカートは、日本人女性の積極性と活動性の象徴のようにも思えた。



川崎授産学園での研修のようす

(四) 各分野の実力者に対する尊重の精神と徹底した職業意識

各分野において、専門的な知識と豊富な経験を有している人を尊重しているのが日本社会の特徴だ。そのような日本の特徴と自分が専門家になるためのプロ精神（職業意識）とが合わさって、日本社会を堅固に維持してきたと思う。これは現代の専門化社会における大切な経験とノウハウが伝授される仕組みが日本社会の大きな柱になっているからに違いない。川崎市の場合においても、各分野で実力を兼ね備えている人がその部署の幹部公務員になっているようである。韓国では若い世代が急進的に変化を追求するあまり、社会各分野において経験豊富な年長者を無視するような事態がみられ、そのような風潮の拡大が懸念されている。

川崎市の行政をみて

川崎市に対する全般的な印象としては、一つはきれいな都市、二つは公共施設がよく備えられた都市、三つは交通が便利な都市ということだ。市行政の特徴については、一つは、地方自治体の事務権限が広いこと、二つは福祉システムがよく整備されていること、三つは行財政改革を推進していることとであり、これらが印象的な特徴であると感じた。

(一) 地方自治体の事務権限

地方行政において日本と韓国が一番大きな違いは、地方自治体の事務権限の違いだ。日本の場合、国からの地方自治体におろされている権限が非常に広い。それに比べて韓国の地方自治体の事務権限は非常に狭

いものになっている。韓国と日本とを比較した場合のおもな違いは次の事項である。韓国においては、教育に関する業務が地方自治体とは別組織になっており、消防機能は広域団体に属し、さらに港湾管理業務は国家事務となっている。富川市の場合にはバス運営、各種の会館運営など、営利性があり民間事業者が参入できるような事業及び、病院運営については行っていない。既存の公営事業も受益性が低ければ、今後、民営化されていく。

(二) 多様な社会福祉システム

“人間都市川崎”のキャッチフレーズのとおり、障害者、幼児、老人、さらには学校に適応できない子どもたちなど、社会的弱者のための制度、それに関わる施設を見て驚かされた。いろんな分野で大勢のボランティアが重要な役割を果たしており、社会福祉施設についても、利用者の利便性を考慮して作られているのがわかる。特に知的障害者更生施設などを訪問したときには強い感動を受けた。

(三) 人権行政

全般的に個人のプライバシー保護と人権の平等を保障する雰囲気醸成されていると感じた。「川崎市子どもの権利に関する条例」の制定とそれに関連する施策、「外国人市民代表者会議」の運営及び外国人のための各種施策、男女共同参画社会の形成を促進する施策などが印象的だった。

(四) 幅広い国際交流

川崎市は世界の八都市と姉妹都市提携し、また自治体国際化協会（CLAIR）などを通して職員を世界の国々に派遣し、広く国際交流を行っており、市民に有益な施策と情報をもたらしている。これは国際的

先進的な行政だと思う。また、国際交流の幅も広く、派遣職員が得た経験は地方行政に直結する部分が多いと考えられる。

(五) 自転車行政

韓国、特に富川市においては、自動車の駐車問題が最も深刻な問題になっている。この駐車問題を解決するためには、まとまった予算の確保、関係法令の整備、市民意識の高揚と意識改革を図ることが必要だ。川崎市では、自転車の駐輪問題に力を注いでいるようであるが、自転車などの駐輪の管理業務を（社）川崎市交通安全協会に委託契約していることなどから行政推進のあり方について、また別の面を見ることができた。

特色がある日本文化

(一) 言語習慣

日本人が日常生活で使う言葉は“ありがとう”“ごめんです”などのような言葉が多く、しかも何度も反復して話す。これは韓国の言語習慣とは大きく違うところで、私はそのような言語習慣に慣れようとしたが、結局慣れることはできなかった。韓国では何度も反復するあいさつとか、相手が話をしているときに反応し過ぎることは、相手方に不快感を感じさせてしまい、その効果が半減されやすくなる。公式な場面や目上の人に対してはその傾向はさらに強い。

(二) 食事習慣

仕事をするのは別でも食事は一緒にすることが韓国の食文化だ。特に職場において一人で食事することは通常考えられない。韓国では、昼食の時間は単なる食事時間ではなく、対話と交流の時間と考えられている。

一人でも静かに食べなくてはならない昼食時間が、私にとって、日本で生活する中で最も苦しい時間だった。また、日本の食事は基本的に一人前で作られているため残飯がでることが少ないのに比べて、韓国は基本的に共同で食事をし、さらに器に盛られた食事をすべて平らげることがかえって失礼にあたるという習慣がある。そのため、韓国では残飯がでることが多いが、この点についてはこれからの韓国の食文化を変えなければならないと思う。

(三) 空間活用能力の優秀性

日本人が特に優秀だと感じる部分は、狭い空間の活用能力だ。機械とか商品も大きい物より小さい物によく技術力が現れている。このような日本人の空間活用能力はどこからきたものなのか理由はわからないが、日本の居住空間がとて狭いことに関係しているのではないかと考える。おそらく、このような狭い居住空間を快適に過すための努力から、この空間活用能力が生まれたのではないかと思う。韓国は日本より領土は小さいが、韓国人は大きい物が好きで、韓国で最も一般的な大衆アパートは三三坪（約一〇五㎡）もある。場所を広く取るよりは狭い場所をどうやって活用するか、再考すべき問題である。

(四) 古いものの保存精神

日本では遺跡など文化財、歴史的建造物を非常に大切にしているが、同様に社会的な制度や伝統についても、長い間、大切に維持されているように感じられた。それに比べると、韓国においては社会的な諸制度などが改正されることが頻繁にあり、制度的安定性に欠ける部分がある。

(一) 日本社会の高齢化、少子化について
 今日日本社会の特徴として、高齢化と少子化があげられる。高齢化の進展はそれに関わる予算の膨張を招いているが、その一方に偏った予算の使われ方をするのではなく、バランスよく少子化対策にも予算が使われるべきであるのではないかと、私は考えている。

(二) 異文化に対する広い理解を願う

国家や民族の文化というのは様子や色や香りが違うことはあっても、良し悪しという違いではない。国際交流というのは相手の文化を認め、理解を示す姿勢が前提とされなければならない。外国を訪問し、研修する時には、訪問国の文化と礼節に従うのは当然なことだ。しかし、すべてのことを相手国の人と一〇〇%同一にすることは不可能である。従うのは相互交流に必要な基本的な行動礼節に限定されるべきである。

また、外国人に対しては、細かい案内や説明をしてあげることが必要であり、特に研修者に対しては、もっと自由に見聞し、活動できるような雰囲気づくり、体制づくりを期待する。そして、そうした相互交流を通して理解の幅を広げ、相手国の文化を理解しようとする必要があると思う。

一年間研修に協力して、無事に生活できるように助けていただいたことに、心から感謝申し上げたい。

川崎市での研修を振り返って 沖縄の自治の歴史をたどる

沖縄県那覇市派遣職員・総合企画局政策部

照屋初美

「沖縄の自治について語れますか」

私が川崎市へ派遣されて間もない頃、ある大学の先生に質問された。「沖縄の自治について」大学の学生に講義ができないかというもので、私は「語れません」と即答した。その先生はさらに、「沖縄に行かなければ自治を理解したことにはならない」ともおっしゃったが、私にはその意味がよくわからなかった。

昨年四月に川崎市総合企画局政策部に着任して、私は「自治」協働のシステムづくり」と研修テーマを設定してみた。その頃の私は、「市民参加」や「協働」、「委託」そして「自治」の意味やその関係性についてあまり深くは理解していなかった。つまり、那覇市(注)が次々と民間委託を実施する状況を目の当たりにして、私は、財政運営の効率化の視点から「協働のシステムづくり」や、「自治のあり方」を考えていた。本来の市民自治とは何か。政策部では、とにかく「自治」という言葉がとびかっていた。「市民自治拡充担当」、「自治基本条例の検討」、「市民自治創造・かわさきフォーラム」。

このような政策部業務にかかわっていくうちに、「沖縄の自治について語れますか」という言葉が思い出され、「沖縄の自治の歴史」について調べてみたいと思った。

ユイメール(相互扶助)精神のこと

私の住んでいるところは、沖縄本島南部に位置する大里村という人口一万人余りの小さな純農村である。かつては、その名が示すように、南部地域では面積・人口ともに大きな村の一つで、琉球王国成立以前の時代にはその地域の政治の中心だったようである。そこはまた、海に囲まれる沖縄で海に面していない三つの町村のうちの一つでもある。沖縄では市町村のもう一段階小さな単位の「字」があり、「部落」とも言ったりするが、私のところでは隣の部落までは一面さとうきび畑がひろがっている。

さとうきびの刈り取り時期になると、休日には家族総出はもちろんのこと、隣人、知人、大人も若者も子どもも手伝いに出かける。これが「ユイメール」の一つ

の例である。私の周りの大人たちは何かと「ユイメール」ヤサ(ユイメールだから)と口にしてきた。つまり、「何か困ったことがあったときは、できることは何でもお手伝いしますよ、お互い様だから」というものである。ユイメールがシステムとして機能していた頃はそのルールもあつたようだが、今ではシステムとして確立したものではなく、ちよつとした地域の身近な支え合いの気持ちでお手伝いをするといったもので、私のまだ幼い頃の記憶では家の建て直し(そんな大掛かりのものではないが)も親戚や隣人でなされたことがあつた。

もうひとつ、「ユイメール」の例をあげさせてもらおうと「模合(モアイ)」である。沖縄の相互扶助金融システムとでもいおうか。現在では親睦目的、コミュニケーションを図る目的で行われることが多い。実際には、何人か仲間グループをつくる。メンバーは定期的に集まって一定の金額を出し合い、集まったお金を順番に受け取るというものだ。お金を受け取る人はくじ引き、順番制、あるいは申告制などグループによ



大里村のさとうきび畑

つて異なる。「模合」のメンバー構成もさ
まざまである。高校・大学時代の同級生、
職場の同僚、親戚、とにかくその数、メン
バー構成の形態ともに計り知れない。

「模合」のはっきりとした説はわからない
がその歴史はかなり古く、文献上は一七
三三年、首里王府の正史「球陽」に「模合
の法を定め、困窮氏族に対する助けとした」と
掲載されているのが初出のようである。
高利貸しなどの金融機能を目的としていた
頃は競争入札によって模合金を受け取って
いたようであり、戦後、金融機関の整備が
遅れたことも「模合」が盛んになった原因
の一つであるといわれている。家の新築や
子どもの進学のための資金を「模合」で作
ったという話もある。ここにも身近な者同
士の（金銭的）助け合いという相互扶助の
精神がある。

「ユイマール」は、「ユイ」＝結い＝結
合＝共同＝協働、「マール」＝順番という
意味で、元々、農村社会における生産活動
の際の、賃金の支払いを伴わない労働交換
を意味しており、日本本土や中国、韓国な
どでも農業を営んできた共同体社会では
「結い」が発達していた。その形態に地域
差はあるようだが、農作業だけにとどまら
ないところが沖縄の「ユイマール」であり、
その精神は、「相互扶助」と「平等」である。
沖縄にはまだまだ「ユイマール（精神）」
が残っている。古いシステムの名残と思わ
れる「ユイマール」の習慣（精神）が実は
住民自治・自立の原型であり、またその根
源であって、それを崩壊させることなく、
継承し、さらに発展させていくべきものな
のだろうが、都市型社会への移行とともに
「ユイマール」の「形」も変化しているこ

とがうかがえる。しかしながら、その「ユ
イマール」の「精神」は、いつのどの時代
にもなければならぬ必要条件であり、そ
の形はその時代の社会に適合した形態が生
まれてくるのだと思う。

共同店のこと

もう一つ「共同店」を例に、自治の歴史
をたどってみる。

「共同店」は、本島北部や離島をドライ
ブしていると時折目にする。取り立てて気
にとめるわけでもなかった。本島北端の
「奥」は、緑の自然に包まれるようにして
部落があり、夏には、部落を流れる小さな
川の水の流れる音が一層涼しさを誘う、ほ
んとに別世界のようなところである。そん
なところに「奥共同店」はあり、一度だけ
店内に入ったような記憶があるが、特別、
地域の個人商店と異なる様子はない。

この「奥共同店」は、一九〇六年に、沖
縄で共同売店として初めて設立されたもの
なのだそう。共同店とは、部落住民の出
資による共同経営の店舗である。戦後、一
時解散し、新たに生産組合などに変遷して
きた面はあるが、いずれにしても、戦前か
ら相互扶助による自治が形成され、さらに
それが商業的に行われてきたことが驚きで
あった。創設当時には「奥共同店店則」が作
成され、総則、貸付規定、加入規定、脱退規
定、船舶規定、寄付金規定、学事奨励規定が
記されている。そこからは、共同店は、あく
までも奥に在籍する者で組織されるという
こと、その活動は単なる購買活動だけでは
なく、そのほかの事業として、製茶工場、
精米工場、酒造業、電灯業、運送業、水道事

業の運営まであったということなどがわかる。製茶事業についていえば、部落内で生産されたお茶を、共同店運営の工場で製品化、そして販売にいたるまで全て部落民で行われていたのだ。労働力の確保でもある。共同店事業には貯金部があり、その税金の支払い、診療所の設置、字費、図書館費等を共同店でまかなうほどであったという。

まさに、「コミュニティ・ビジネス」であり「地域通貨」の話とも類似している。私は開眼させられる思いだった。さらに付け加えると、事業の一つであった貸付業は病気療養費と学費に限られており、そこにも「ユイマール」の精神が表れている。

ただ、共同店創設の背景には、琉球処分
の琉球から沖縄への世替わりの時代にあつて、その創設に関わった人物の思想的・政治的・社会的思いがあつたのではないかと、地域（シマ）の自治や文化を調査研究する安里英子氏が推測しているように、「共同店」経営と、今、各地域で盛んに展開されつつある「コミュニティ・ビジネス」とはその発生した背景は異なる。しかしながら、いずれも、自分達の住む地域の課題を、自らの手で解決するために行うものであることに変わりはない。つまり住民自治である。さて、このようにあらためて各時代における住民自治について考えてみると、今、全国各地の自治体で「協働型社会」の実現をめざして様々な取り組みがなされているが、これらは一時的に巻き起こっているものではなく、社会構造の変化とともに歴史の変遷を経てそのカタチを変えてきたものと思われる。私は、全国各地にユイマールのような次世代へ継承されていくべき精神があると確信している。私たち一人ひとり

はその歴史の一地点におり、心の豊かさを求めて自治確立のための取り組みを継続し、次世代へ繋げていく任務を負っているのだ。

第二回市民自治創造・かわさきフォーラム

川崎市では、今年度も昨年度に引き続き「第二回 市民自治創造・かわさきフォーラム」が開催された。もちろん、私がある事業に携わるのは初めてであった。一〇月に、市民委員一九名からなる実行委員会を立ち上げ、フォーラムの企画・運営はもちらんのこと、その会議の持ち方についても委員から意見が出され、会議の形も発展を遂げながら進められてきたと感じる。会議では、そもそも市民自治創造とは何なのか、それぞれがどんな思いをもつて委員となり、このフォーラムで何をやりたいのか熱い議論が交わされた。実行委員会は毎回、夕方六時半から開催された。昼間の本業を終えてクタクタになり、長引く会議に苛立ちを露わにする委員もいた。そこまでしてこの委員を続け、フォーラムをやりたいと思わせるものは何なのだろうか。

これまでもそれぞれの立場、分野で自分たちの地域をよくするために活動をしてきただけに、もつとその輪が拡がることによつて発揮される効果あるいはパワーを知っているのである。もつと色々な人たちと出逢い、お互いをもつと知り、連携を深めながら、さらに住みよいまちづくり、地域コミュニティづくりを実現したのである。自分たちの力で、それぞれの特色を生かし、市民自らの力でコミュニティをデザインしていくことが、そこに住むものが愛着をもち、誇れる川崎市のまちを創造していくこ

とに繋がるのだと思う。

フォーラムは、二月一三日、一四日の二日間に行われ、とりわけ、二日目のフィナーレは感動的であった。特に大げさなパフォーマンスがあつたわけではなく、フォーラムのためのフィナーレではない。フォーラムのためのフィナーレではない。そこには、市民一人ひとりそれぞれが川崎のまちづくりのために何ができるのかと集い考えている姿があつた。

川崎には、一九六〇年代から七〇年代にかけて、公害による住民の健康被害が深刻化し、自分達の生命と財産を自らの力で取り戻そうとさまざまな住民運動がなされてきた歴史がある。沖縄には前述したような伝統的な自治を形成してきた事実と、米軍統治下時代の二七年間、日本の統治機構の外にあり、絶えず自治を希求してきた歴史的な経験がある。川崎市での研修前半の頃は、市民参加・協働の取り組み事例や手法を学ぶことを目的としていたところがあつたが、そうではなく本来の市民自治とは何かを考え、また川崎にきて沖縄のことを見つめ直し、そして比較して学び、それぞれの歴史的な背景をふまえながら、特色を生かし、全国一律ではないやり方でいいのだということを変更して確認した一年でもあつた。

最後に、私はまだ自信をもつて「沖縄の自治について語れます」とはいえないが、地方分権の時代だからこそ、これからの「自治」のあり方について、沖縄の過去の歴史を振り返ることの意義は大きいと気づかされた。

注1 神里崇乃「川崎市での研修を振り返る」『政策情報かわさき』14号 九六頁一表1 那覇市と川崎市の比較参照

バックナンバー紹介

政策情報かわさき15号特集

- 【特集】市民生活から見たまちの姿／首都圏に位置する川崎のまちづくりと総合計画
- ◆市民の暮らしから見た今後のまちづくり／川崎市新総合計画の策定に向けたタウンミーティングでの議論から（政策情報かわさき編集部）
- ◆首都圏における川崎のまちの姿
- 川崎市民の生活圏から見たまちづくりの課題（まちづくり局事業推進課 小清水 孝・まちづくり局交通計画課 齊藤麻里子）
- 商業から見た市民の暮らし／広域商業圏と地域のまちづくりから考える商業のあり方（経済局商業観光課 平井 孝）
- 田園環境の保全に向けた土地利用の課題／市街化調整区域土地利用戦略研究会の議論から（経済局農業振興センター農地課 主査 柏井幸博・環境局緑政部緑政課副主査 鈴木直仁・まちづくり局都市計画課 主査 岡田 実・総合企画局政策部 鈴木洋昌）
- 市民の暮らしから見た就業構造／市民就業者と市内就業者の流出入パターンから考える地域政策（総合企画局企画部統計情報課 主査 小松崎紀）
- 人口動態から見た川崎市民（総合企画局企画部統計情報課 菅野珠礼）
- ◆「川崎市民」の生活から考えるまちづくり
- 川崎市民の居住／首都圏に位置する川崎の住宅事情と課題／川崎市の住宅事情①②③から（まちづくり局住宅整備課 主査 藤原 徹）
- 就学構造から見たかわさき都民像／富士見台小学校を事例として（政策情報かわさき編集部）
- 都市における女性の暮らし／育児・介護の視点から（麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課 蛭川睦）
- 終の棲家の居住選択と地域活動（麻生区役所区政推進課副主査 入口 茂）
- ◆川崎のまちを読み解く
- 「川崎市民」をめぐる（政策情報かわさき編集部）

国際理解教育の コーディネート

KFV(川崎外国人市民ボランティア)代表

金熙淑

●はじめに

現在、日本には二〇〇万人を超える外国籍の人々が地域住民として生活しており、一九八〇年代のバブルの時期から外国人の数は年々増えつつあります。川崎市の外国人登録者数は、二〇〇四年一月現在で二万六千人(市人口の約二%)を超えています。毎年約三千人ぐらいつづ増えているのが現状です。しかしながら、外国人に対する日本の政策は遅れ、外国人には政治参加への地位が与えられていない、すなわち地方参政権を持っていないのです。税金などを払う義務はあっても、「参加の権利」はない不平等な社会の仕組みになっています。そこで川崎市は、一九九六年二月から外国人市民の声を市政に反映しようと、「外国人市民代表者会議」を日本全国に先がけて立ち上げました。このことは画期的な市の政策として成果を挙げたと認めてよいでしょう。

私も第一期の委員として選ばれ、第二期まで務めました。今思えば最初の会議が行われた中原区役所の大会議室に座わり、多

くのマスコミに囲まれ、希望に満ちた当時のことがまざまざと思い出されます。

●外国人市民としてできることは何か

地理的に東京都と横浜市に挟まれ、細長い地形という特徴をもつ川崎市は、北部と南部の環境もかなり違うという面があります。外国人市民は歴史的背景を持つ南部に多く、川崎区と幸区に市内の外国人市民の過半数以上が住んでいます。北部にいくほど少なくなります。南部の端から北部の端までの距離は離れており、地下鉄が無いがため行き来するのもかなり不便です。こういう環境に置かれていて地域に根を下ろし、外国人市民としてできることは何かを考えはじめました。

異なる生活、文化、価値観などの「相互理解」なしには、全人類の平和の実現は不可能であろうと思います。国を超えた、ひとりの人間として交際できる、国際理解教育は必要不可欠であると考えました。KFVでは、違いを認め合い相互理解し、一人の人間として交際できるように、当事者である外国人市民自らが国際理解教育に取り

組んでいます。

●KFVとは何か

「川崎市外国人市民代表者会議」第一期、二期の有志五名が意気投合して、二〇〇〇年二月に、「KFV(川崎外国人市民ボランティア)」を立ち上げました。外国人市民の問題の多くは、外国人市民と日本人市民との相互理解が不足することに起因しており、諸問題の根本的な解決を図るために

は国際理解教育を推進する必要があると考え、外国人市民自らが、国際理解教育を基本柱としたボランティア活動をしています。「KFV」は、現在一般会員(外国人のみ)一七カ国三八名、賛助会員(どなたでも可)四〇名で、手を繋いで活発に活動しています(<http://www.kfv.jp/> 参照)。おもな活動内容としては、川崎市教育委員会の「民族文化講師ふれあい事業」において、コーディネーター及び講師派遣などをしていま



小学校での「民族文化ふれあい授業」の様子(教壇に立っているのが筆者)

す。その実績はどのくらいでしょうか。

●国際理解教育におけるコーディネーターの実績報告

三年間の国際理解教育におけるコーディネーターの実績は、以下の通りです。

(二〇〇一年度)

・コーディネーター…約二七件

・講師派遣…延べ約五二名(児童生徒、約三千名と出会う)

(二〇〇二年度)

・コーディネーター…三〇件

・講師派遣…延べ約六十名(児童生徒、約二千五百名と出会う)

(二〇〇三年度)

・コーディネーター…二八件

・講師派遣…延べ約七四名(児童生徒、二千八百名と出会う)

学校以外にも各市民館、区役所、その他のグループからの要望により、講座やコーディネーターも多く行っています。

●今後の課題

「国際理解教育」とは、世界的視野を持って、自分の文化理解、他文化理解、相互理解、コミュニケーション能力を育むことです。特に人間を理解して、個人個人を持っている文化を尊重し、人的、文化的交流を続けることです。もっとも重要視しなければならぬことは、文化には優劣はなく、全ての文化は同等であるということです。

学校教育の中で国際理解教育の取り組みは、ほとんど小学校での総合的な学習の中で行われています。中学校の授業での取り組みは難しく、文化祭で行われますが、語学、歴史、音楽、スポーツなどにも積極

的に取り組む必要があると思われる。

二一世紀の国際社会で生きる子どもたちの将来を考えねばなりません。しかしながら、一番の課題は、子ども達を教える立場にある教師の側にあります。国際意識をもった教師が少ないことから、教師に国際理解できる十分な研修と、外国人市民との交流の場を設けることです。一方、優秀な外国人市民の人材発掘及び育成も必要不可欠でしょう。しかし、仕事を持っていながらボランティアを全面的に行うことは、リスクが大きいものです。

複雑な社会の渦に巻き込まれているこの時代には、人間が主体となつて、心の支えにならなければならぬと思います。そのためには、さまざまな行政改革が必要ではないでしょうか。例えば、教育委員会が行っている「民族文化講師ふれあい事業」におけるコーディネーターのボランティア制度の見直しが必要です。今後の課題として、外国人登録窓口や外国人市民と関わりのある役所の窓口、特に国際理解教育を行っている学校現場に、当事者である外国人市民を市職員として多く採用することを提案します。

●おわりに

外国人市民の数は年々増えるとはいえ、日本人市民の数と比べるとはるかに少ないのが現状です。国際交流などの集まりに外国人市民の参加が少ないという声をよく耳にします。しかしその裏には、数さえ集まれば良いという行政をはじめとした主催者団体側の意図が感じられます。一人でも参加された方がいれば、尊厳をもった人間として接し、一緒にその時間を有意義に過ご

したいと思えます。そして、地域で平等に生きるコミュニティを実現するためには、外国人だからといって子ども扱いするなど、ただの弱者扱いにならないような配慮が必要ですが、また、よくあることですが、民族服を着せ見世物にしないこと、すなわち主体がなく何の意味もない踊り子にされるようなイベントへの参加は、外国人市民にと

つて一番悲しいことです。楽しい交流だけで終わるのではなく、抱えている問題は何か、すなわち違う文化を保持していることの良さや悲しさは何か、それとともに外国人市民が日本人社会で生きる上での苦痛なども一緒に考え、理解し合い、解決策を模索する必要があるのではないのでしょうか。

現場の目

川崎市子ども夢パークの模索 子ども市民が主人公の 運営をめざす施設

川崎市子ども夢パーク所長

京利幸

●新しい手法による青少年施設の出現

一九九四(平成六)年の国連総会で採択した「子どもの権利に関する条約」の批准を契機にして、子どもの参画と意見表明等を軸にした新しいタイプの青少年施設が全国各地に誕生している。その形態は地域の

「NPO法人フリースペースたまりば」が業務委託という形で運営管理を行っている不登校児童生徒のための居場所「えん」を併せ持つ、全国でもめずらしい施設と評されている。

実情によりさまざまであるが、いくつかの共通点がみられる。①一人や少数数でも利用できる、②遊びのリーダーがいる、③子ども主体の運営、などがあげられる。

二〇〇三(平成一五)年四月、川崎市教育委員会は川崎市子ども夢パークを(財)生涯学習振興事業団に運営・管理を委託し、七月二三日の開所以降、平成一六年三月末時点で利用は三万六千人を超えている。

川崎市子ども夢パークも、そうした新しいタイプの施設であり、プレイパーク(冒険広場)機能と児童館機能、そして本稿において紙面の関係で詳細は省略するが、

川崎市ではこれまで、子どもの参画と意見表明の機会の確保を推進してきたが、それを発展・定着することを目的として設置された本施設の取り組みと課題などについて、現場の眼で述べてみたい。

●愛着・共感・参画・提案による
川崎市子ども夢パークづくり

二〇〇一（平成一三）年一月五日、市長の記者会見で川崎市子ども夢パークの構想が発表された。この構想は「こども会議」「川崎市子ども・夢・共和国」事業や「子どもの権利に関する条例」を策定する過程で、市民や子ども達から、子どもの居場所や日常的に活動できる拠点施設づくりの要望が出されたことに端を発する。川崎市はそれに伴い、JR南武線津田山駅徒歩五分の工場跡地に施設建設を行うことになった。

川崎市子ども夢パークづくりは、直接子どもたちの意見や提案を聞き、そしてその意見を施設づくりで反映させるために、計画段階から子ども達の参画を得ることにより、子ども夢パークに対する愛着、共感を深めていった。子どもたちに対し、ワークショップへの参加を呼びかけ、その結果七回の開催で、延べ二八七人の子どもたちが参加した。また、その間、市内の学校に、子ども夢パークについてのアンケートを依頼し、ファックス、Eメール等で意見・アイデアを募り、合計一、七二五人からの回答が寄せられた。

二〇〇二（平成一四）年四月からオープンに向けて、夢パークの運営方法を検討する運営準備会委員を公募することになり、子ども部会委員には、ワークショップに参加した子どもたちを中心（小学生五人、中学生一四人、高校生一五人）に三四人の応募があった。また、大人部会は公募による七人と団体推薦九人による一六人でスタートすることになった。子ども部会には大学生や青年サポーターが加わり、子どもたち

は精力的に大人部会や行政に対し、夢パークの目的や機能、基本理念・遊びの循環型システム及び運営体制などについて、何度もキャッチボールを繰り返し、納得のいくまで自分たちの意見や提案などを行った。子どもたちは、時間はかかったがすばらしい答えを出していった。

その結果、子ども夢パークは、川崎市子どもの権利に関する条例を具現化する施設として、ソフト面では、「子どもの意志を尊重した運営」を、ハード面で「子どもたちが自由な発想で遊び、学び、創り続ける施設」とした。供用開始時点では、子どもたちが安全に遊べる基本的なものだけを整備し、供用開始後に「子どもたちがまず遊び、そこから自然発生的に考える『遊ぶ、考える、つくる』の循環型で整備していく」ことにした（図一）。さらに、子どもたちだけの「子ども運営委員会」、地域の大人だけの「支援委員会」を設置。大人と子ども、行政やスタッフ等を含めた「子ども夢パーク運営委員会」を設け、施設全体の運営、プログラムの企画、検討、決定、検証など基本事項についての最高決議機関と位置づけた（図二）。

●子どもの参画で見えてきたもの

子ども夢パークづくりの過程で、子どもたちが参画することで、大人と行政の中に新たな関係と信頼が生まれてきた。それは、大人と子どもと行政の学び合いの場でもあった。子どもの目線にたった施設づくりの成果をいくつか見てみたい。

(一) 子どもが自信を得て、自分を成長させていく

夢パークづくりに参加した子どもたちは、

自分で考え、自分の言葉で子どもや大人に伝えあい、繰り返し納得するまで話し合い、子どもと大人とが一緒にになり、さまざまな問題を共有し、乗り越えていく力を身につけていった。

(二) 豊かな関係の広がりとながり

子どもたちは、多くの出会いと発見をしながら、友だちや大人との関係を、ある時は「緊張」をはらみつつも豊かに築いていった。

(三) 将来の地域社会を担う子ども市民としての自覚



手づくりのすべり台に水をかけて遊ぶ子どもたち

●施設概要●

基本理念	子ども達が遊び、学びながら創り続けていく施設
所在地	川崎市高津区下作延1500-6
TEL	044-811-2001
FAX	044-850-2059
URL	http://home.h00.itscom.net/yumepark
Eメール	yumepark@q00.itscom.net
敷地面積	9,871.76㎡
建築面積	1,516.19㎡
延床面積	1,827.57㎡
広場	3,800㎡
構造規模	(1階) RC造一部S造地上2階、 塔屋1階全天候広場・スタジオ・ 創作スペース・フリースペース「えん」事務室・ フリースペース 他 (2階) 子ども会議室・学習交流室 他 (3階) 屋上広場 (屋外) 冒険広場・ログハウス・池・サイクリングロード 他
開所日	2003(平成15)年7月23日
交通	JR南武線津田山駅下車徒歩5分
開館時間	午前9時～午後9時
利用者	18歳未満の全ての子ども
入場料	無料

図1 遊びの循環型システム

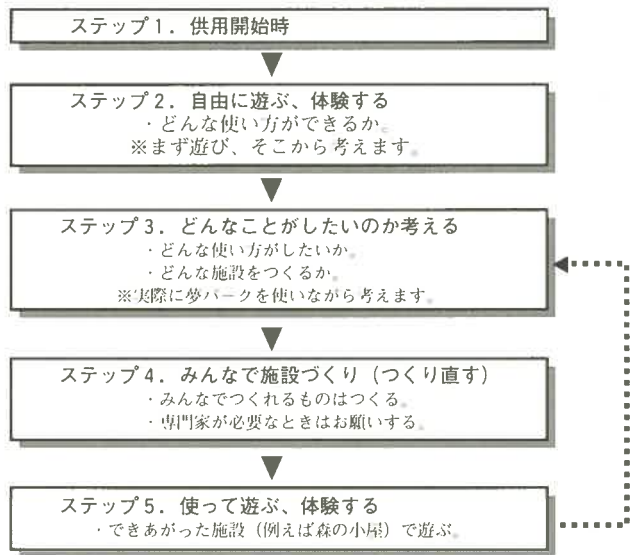
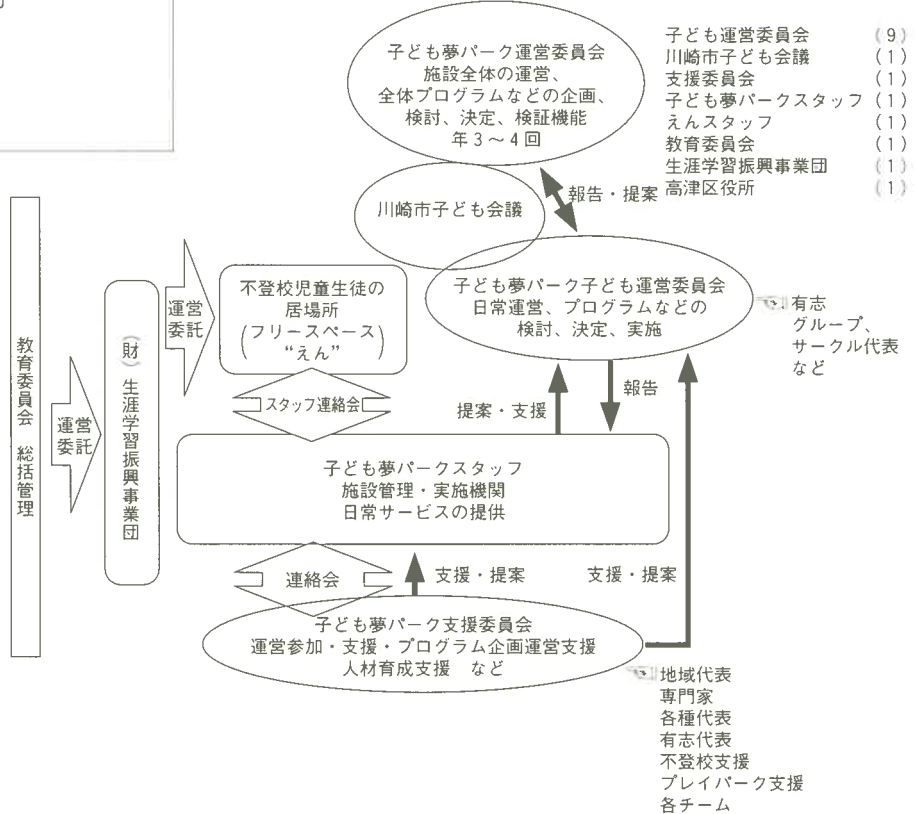


図2 子ども夢パークの運営システム



子どもたちが大人と対等に発言・意見を交わすことで、子ども自身が地域社会の一員としての自覚や自信を深めていった。地域社会の中に、子どもの時期からこのような体験の場があることは重要な意義を持つ。(四) 大人の子どもを見る眼・向き合い方が変わる

子ども達は、大人の常識を超えた力を発揮する。大人は子どもの発言に対し「反発」し、それに伴い双方が「対立」することも

●子ども夢パークのこれから

最後に、前述した課題を踏まえて、子ども夢パークの方向性について考えてみたい。子ども夢パークは、子どもの権利に関する条例第二七条(子どもの居場所)と第三条(参加活動の拠点づくり)の理念に基づいて設置されたが、現状では、その理解は必ずしも十分とはいえない。今後は子どもの権利に関する条例の普及と理解に努めながら、子どもが自主的・主体的に活動する条件を遊びの中で創っていくことが求められていく。また、青少年教育施設として、子どもたちの社会性の向上や情緒の安定、ストレスの解消に努めるとともに、子ども市民としての人間形成の場となるような運営を行っていく必要がある。

●子ども夢パークの課題

開所して半年余が経過する中で、当面の課題をいくつか簡条書にまとめてみたい。

(一) 子ども主体の運営体制の確立・定着・発展を図り、オープン前に見せた子どもたちのエネルギーを活動にこれからの運営に反映させる仕組みづくりを推進する。

(二) 子ども夢パークの実践が、地域社会へ広がり、深まりをつくる仕組みづくりを推進する。

(三) 子どもの遊びを全面的に支援するサポーター機能の強化を図る。

(四) ボランティアの活用を図り、子どもたちと多様な交流を図る仕組みづくりを推進する。

あるが、子どもを支援しつつ、対等に話し合いを繰り返す中で、子どもの受けとめ方がわかり、しっかりと向き合うようになる。

自立支援の意義説明を

毎日新聞川崎支局

伊藤直孝

川崎区堤根の野宿生活者一時宿泊施設問題が解決に向け動き出している。昨年八月から続いた地元の反発は、二月半ばに施設受け入れ方針に転換するまで続いた。住民と行政のすれ違いはどこで生まれたのか、自立支援の意義とともに考えたい。

市が総合計画策定検討委員会に提出した資料によると、野宿生活者自立支援事業は三段階からなる。第一段階として堤根に一時宿泊施設とリフレッシュデイセンターを設立。次に富士見公園周辺に自立支援センターを設置する。第二段階では自立支援を補完するグループホームを整備し、パン券、一時宿泊施設は規模縮小に向け取り組む。第三段階で野宿生活者の就労支援と生活保護受給の「振り分け」を本格化させ、公園の青テント撤去を目指すという。

事業そのものの有効性は議論される余地がある。しかし、市民の間には一時宿泊施設のみを取り上げて「一泊だけの施設は役に立たない」と市を批判する意見が多かったように思う。私たちにも責任があるが、自立支援事業の全体像が理解されていない。

阿部市長が繰り返した「ホームレスがホームに入ったらホームレスでなくなる」という発言は真実だが、一時宿泊施設の支援事業全体における意義づけをもう少し説明したほうが良かったように思う。

そもそも、なぜ野宿生活者に行政支援が必要なのか。野宿生活者を取材すると、元社長、元サラリーマン、障害者、さまざまな人がいる。「自分からなった」と言い張る人もいたが、氷点下の野外で肌が黒ずみ、歯がぼろぼろに欠ける生活を自ら選ぶ人がどれほどいるのか。

銀行が倒産する時代で、野宿生活者と「普通の人」の境界線はそれほどはっきりしたものでない。しかも現状では、一度転落すると普通の生活に戻るのはいきわめて難しい。だからこそ、究極のセーフティネットとして行政支援が必要なのだ。行政が「あなたもホームレスになるかもしれないんだから」と住民に言ったら論議を呼ぶ可能性はあるが、そこまで説明しないと「またホームレスに税金を使うのか」という誤解は解けないのかもしれない。



市役所本庁舎で行われた阿部市長と住民代表との会談（1月22日午前10時ごろ）

最後に。「設置ありき」で住民を説得するのは、予算執行者である行政として仕方ない。市は昨年八月から事業の意義を繰り返し説明し、防犯灯設置や周辺巡回などの策を提示した。着工を二カ月以上遅らせ、工事開始後も市長との直接会談を用意した。ぎりぎりの譲歩だろう。だが、堤根は戦前からごみ処理場を引き受け、戦後は民間簡

易宿泊所を引き受けてきた土地だ。「予定地は住宅密集地ではない」「どこでも反対が起こる事業」という考えはわかるが、もう少し個別の地域事情を考慮した説明があったと思う。全会一致で設置予算を認めた議会も、今後は健康福祉委員会なり総務委員会なりで、表舞台でまとまった住民説明を行う必要があるのではないか。

新ものづくり ベンチャーズの時代 日本理化学工業 株式会社

財団法人川崎市産業振興財団
産学連携推進課主査 **桜井亨**

日本のチョーク（白墨）のトップメーカーとして、福祉と産業、障害者と社会をジョイントする「日本理化学工業株式会社」を紹介いたします。

●日本初の炭酸カルシウムチョークを開発

「商売繁盛の神様である。えびす様は、足が出ていない障害者だったということを知っていますか？『足がない』『お銭（あし）が出ない』ということでお金が残るところから、商売の神様になったと神話事典に書いてあります。日本は、古来、障害者を神様として祀るという共生の社会を作っていたのですよ。」そう切り出したのは、日本理化学工業（株）大山泰弘社長である。

その同社の取り組みを紹介すると。

小学校、中学校、高校と学校の授業ではなくてはならないチョーク（白墨）のトップシェア（三〇％）を誇るのが、川崎市の高津区久地に本社工場のある日本理化学工業（株）である。筆感が滑らかで、磨耗が少なく長持ちする。しかも粉が飛散しないという点で「ダストレスチョーク」と名づ

け、硬さは石膏チョークより硬く、ぶつければと痛い」という代物である。学校だけでなく、工事現場でも姉妹品の耐水性チョークが広く利用されている。

このチョーク誕生は、昭和二二年に遡る。文具雑貨問屋を営んでいた要蔵氏（現社長の父）が日頃から出入りしていた帝國女子医専（現東邦大学）の先生から「アメリカに無害なチョークがあるらしいので、仕入れて欲しい」という注文が入った。

仕入れてみると、通常使われている石膏チョークと比べて、粒子が重く飛び散らない。原料が炭酸カルシウムという菌磨き粉にもなっている材料なので、口に入っても無害というものであった。ただ、その色は黄色みがかかっていて、日本の黒板との相性は良くなかった。

そこで、要蔵氏は、日本の黒板と相性の良い炭酸カルシウムを材料とする純白なチョークの製造ができないかと、専門家に研究委託。ドイツ製の装置を導入するなどして、国産第一号の炭酸カルシウム製のチョークを完成させたのであった。

このチョークの完成を機に日本理化学工業（株）を東京都大田区（蒲田）に設立、「ダストレスチョーク」と命名し、生産・販売を開始した。粉が飛び散らないというチョークは、先生方から喜ばれ、全国に広まっていった。

昭和二八年、衛生無害のチョークとして、文部省のあつせん品に指定され、昭和三一年には日本標準規格（JIS）の表示許可工場となるなど、これまでの石膏チョークに代わって、同社のチョークが学校で認知されたのである。

事業が拡大していく中で、社長の要蔵氏

ダストレスチョーク 72本入/6本入

Dustless Chalk



体にやさしい炭酸カルシウムを主原料にした、ダストレスチョークを開発して約60年。以来、日本理化学工業は、多くの先生方の健康と書き味、鮮明さを心掛けてきました。いろいろな板面やユーザーの方にあったものをもと、ダストレスチョークを鉛筆型に蛍光チョーク、プロチョーク、ロングタイプに楕円チョークを加え、さらに石膏タイプのホウチンチョーク、レインボーチョークが当社の代表的チョークです。

- ダストレスチョーク 72本入/6本入 **定番の安心感**
指にさわやか、口にやさしいダストレスチョーク。
(注：無鉛炭酸カルシウム)
- ・上唇には、唇炎などに使われる炭酸カルシウムです。安心して使えます。
 - ・粒子が細かいので、粉まが飛びません。
 - ・板面は粒子で作られ、カスのない素晴らしい文字が書けます。
 - ・ソフトで硬めらかな書き味のため、長時間使用しても疲れません。
 - ・板面が少なく、石膏チョークに比べ、2倍以上長く使えて経済的です。
 - ・ユーザー様ごとのため、厚紙を引きました。
 - ・紙製材と紙製材には環境を考慮し、再生PET紙を使用しています。



コロパース

クルッとひと巻きカンタン回転ばね先の……コロパース



思いやり

高齢や凍結路の歩行をサポートします。毎年 雪道や凍結路をすり、歩いておられる方が多くあります。「コロパース」は「かかと」とひと巻きするだけで、スリッパ防止の機能に実用性を、スリッパ付きの 人ごみはごみへもたす。マウスマスク一使用です。1箱約100個が簡単にできます。雪道・凍結路を履き、コンパニオンの出陣やご旅行はもとより、雪道の通勤、通学時の不安の解消にお役立てください。人に思いやりのキタにも……

使用方法



品番	規格	単位	価格	品番	規格	単位	価格
400408111711	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111721	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111728	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111735	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111746	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111753	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111760	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111767	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111773	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111780	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111797	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111810	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111827	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111840	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111856	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111863	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111870	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111883	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111897	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111914	1022 (20)	72本入/6本入	100
400408111928	1022 (20)	72本入/6本入	100	400408111946	1022 (20)	72本入/6本入	100

が病気がちであったことから、次男の泰弘氏（現社長）に、社業を手伝うようにと白羽の矢が立った。泰弘氏は大学を卒業とともに教員を志していたのであるが、泣く泣く入社したのであった。

●障害者との出会い

泰弘氏が入社四年目のことである。養護学校の先生が工場を訪ねてきた。この春卒業する障害を持つ生徒の就職をお願いできないかというものであった。

「残念ですが、とても当社では対応できません」と泰弘氏は断ったのであった。

ようやくダストレスチヨークが軌道に乗り、従業員も二〇名になるうかという時であった。しばらくして、また、養護学校の先生が工場を訪ねてきた。「就職はもうお願いしません。ぜひ、一度だけでも会社で働く経験させてください。この子たちは、施設に入れば一生仕事をするこなく、この世を去ることになるのです。どうかお願いします。ためならずすぐ連れ戻しますから」と先生に懇願されたのだった。

この先生の熱意と、親御さんたちの願いにほだされ、「たった二人だし、実習程度ならなんとかなるか」（泰弘氏）と受け入れることとなった。

一五歳になる二人の少女が工場にやって来た。彼女たちに用意した実習は、ラベルを貼るといふ最終工程の作業だった。

実習期間中、泰弘氏が見た光景は、彼女たちが一心不乱にラベルを貼りつづけ、終業のチャイムが鳴り止んでも手を休めることは無かった。肩を叩いて「もう終わりだよ」と声をかけてようやく、作業を終えるという姿であった。

※この様子を見た泰弘氏は、お釈迦様の弟子「周利槃特（しゅうりはんどう）」の話を思い出した。それは、釈迦の十六羅漢と呼ばれる最高位の僧の一人に知的障害者がいて、釈迦の命によって、毎日、無心に掃き掃除して、その一心不乱に掃く、その周利の姿に手を合わせずには居られないという、無言の說法する者として、高貴な地位の僧侶となつていくというものである。

その姿に感動した泰弘氏は決意した。そして、その年の四月、二人を正社員として迎えたのである。この二人との出会いによって、教員志望を絶たれた泰弘氏にとつて、人を育てるといふ自分の夢が甦つたという。

ここからが障害者雇用のスタートである。さらに、偶然、テレビで上野動物園の飼育担当者のコメントが紹介されていた。それは、檻の中で育つた動物は、自分が産んだ子を育てなくて困っている、檻で大事に育てられると本能までなくなってしまう、というものであった。まさに、障害者が施設の中で大事にされるのが幸せではなく、働く場が必要だということを確信して、毎年、一人、二人と障害者を採用することにしたのである。

社員の協力の下、作業環境を整え、工程、作業方法を間違えないよう一つひとつ工夫を重ねた。時間は砂時計を使って分かりやすく、治具の磨耗具合は棒を差し込んで測ること、材料の容器の色に合わせて重りに色をつけて計量する等々・・・と数々の工程を工夫した。「作業を間違えるということ、指示の仕方が悪いからである」として、失敗しても決して障害者を責めることはしなかった。

今では、従業員七十七名、そのうち障害者が五十八名で、中でも重度障害者は三十七名となっている。彼らの成長は著しく、グルー

プのリーダーが新入社員に作業を教えているという。

※昭和四二年に、知的障害者を雇用しているという噂を聞きつけた北海道美幌市長から懇願されて、美幌市に工場を開設した。昭和四七年に北海道普行賞を受賞した。

●樹脂成型品の開発製造

昭和四九年、泰弘氏が社長に就任した。翌年、心身障害者多数雇用モデル工場の第一号を、川崎市高津区久地（現本社工場）に開設した。当時は、障害者雇用の補助金や助成金などなく、融資を受けての工場建設であった。

こうして、障害者雇用で名前が知られるにつれて、「大山さんのところは、簡単なものしかできないでしょ」。そんな心もとない声が耳に入るようになった。

そこで、高度なことでも取り組めることを世の中に示そうと、大手音響メーカーと交渉、ステレオ関係の成型部品を製造・組立することとなった。障害者でも、精密プラスチック、ゴム成型品を難なくできることを証明したのである。

この樹脂成型部門を、もののジョイントだけでなく、「社会と障害者とのジョイント」を願って、ジョイント事業部として命名したのであった。

●新製品の開発

同社では、産業用部品だけでなく、チヨーク以外の身近な商品も手がけている。例えば、東京で一晩雪が降れば一万分売れという雪道・凍結路の滑り止め補助バンドがある。

泰弘社長が、北海道の出張の際、内地（本州）からの旅行者が空港で転倒する光景をみて、思いついたアイデア商品である。靴にこのゴムベルトをつけて、転倒事故を防止しようという思いやりからの製品である。最近では内地の人ではなく、北海道の老人クラブの方々がまとめて購入するそうである。この商品も障害者の手によって作られているものである。

もう一つ紹介すると、運動会などで校庭に白線を引くライン引きがあるが、一〇年ほど前、川崎市のある保育園の園長さんが、「幼児の目に石灰が入っては危ないので、小麦粉で白線を引いている。何か良いものはないでしょうか？」と相談を受けた。

それならば、口に入れてもだいじょうぶなチヨークと同じ原料の炭酸カルシウムを使えるのではないかと、ライン引き用に、ラインパウダーを開発、色も白だけでなく赤、青、黄、緑のカラフルなラインパウダーを製造した。今では川崎市内の保育園、小学校をはじめ、関東近辺の学校では必需品となっている。

さらに、本業のチヨークについて紹介すると、黒板に赤色チヨークで書かれた文字は、色覚に障害があると見分けがつかないそうである。こうした色覚異常の方にも、識別できる色覚異常対応チヨークも開発している。

このように、同社の新製品の開発には、必ず人を思いやる気持ちが込められている。

●新たな事業展開へ向け

「父がダストレスチヨークをこの世に残したので、私も何か役に立つものを残したい」。そんな思いから、新たな取り組みと



ボードチョークでお絵かき



ダストレスチョークを持つ大山社長

多くの企業が障害者の雇用に取り組んで欲しいと大山社長は願っている。「一人の障害者が施設で一生暮らすと億単位のお金がかかるといわれています。障害者が働くことは、社会にもプラスになり、施設費用も節減することができ、障害者を雇用することとは、一石二鳥になります」。

そのためには、重度障害者雇用を受け入れやすくするための方策が必要だと、大山社長は力説する。「重度障害者であっても、最低賃金を支払うことを義務づけられています。その一方でその障害者に所得保障として、国から障害基礎年金を支給しています。それと企業の賃金を合算して、最低賃金を上回れば良いという制度ができれば、重度障害者が企業で働けるチャンスは広がると考えています」。

障害者雇用を躊躇なく受け入れ、人に優しい商品づくりを実践する同社の取り組みは、「無言の説法」の実践に他ならない。

して、早稲田大学との産学連携による製品開発を、川崎市の補助金（川崎市の産学共同研究開発プロジェクト助成事業）を得て進行中である。さらに、「地元企業のナイトアルコン（株）『政策情報かわさき』第一号紹介企業」とタイアップして、次の商品開発をも進めている。

産学連携によって生まれる商品は、「キットパス」という名前で売り出すことが決まっている。社長の父が生前に商標登録をしていたという。その「キットパス」という名前は、合格を願う者に心地よい響きとなるに違いない。この商品の全貌が明らかになるのはこの春である。学校だけでなく、オフィスでもこの新しいチョークが使われる日が近い。

●福祉と産業の街の実現に

同社は、障害者雇用、特に重度障害者を雇用して、すでに四〇有余年がたつ。ハン

ディキャップを持つ人たちが、健常者と同じように働きながら暮らすという、人間として当たり前の生活を送れる社会の実現に、大山社長をはじめ、従業員一人ひとりが一丸となって取り組んでいる。その思いを支える原点は、人の幸せだということ。

人には限らない可能性があり、それを引き出すのは、人の幸せであるとして、お寺の住職から聞いた言葉を紹介された。

- 一、人に愛されること。
- 二、人にほめられること。
- 三、人の役に立つこと。
- 四、人に評価されること。

この四つのうち、ほめられたり、役に立つたり、評価されるといふ三つは、仕事を通じて得られるものであるという。

役に立つという喜びを味わう体験を通じて、人がどんなに成長するのかを、社長は、身を持って体験したという。

そこで、人間の可能性を信じて、もっと

バックナンバー紹介

政策情報かわさき第13号特集

【特集】成熟型社会におけるまちのすがた「自治体計画をめぐって」

◆（座談会）改革の時代における自治体総合計画「転換期における総合計画とは？」（出席者）国際基督教大学教授 西尾 隆／総合企画局企画調整課長 田中則之／財政局財政部財政課長 三浦 淳／まちづくり局企画課長 本木紀彰／健康福祉局企画課長 菊地義雄／市民局市政課長 太田 直／（司会）総務局行財政改革推進室参事・総合企画局政策部長 木場田文夫

●転換期における総合計画「新たな総合計画の策定に向けて」（総合企画局企画調整課副主幹 稲垣 正）

●改革の時代に求められる自治体運営「川崎市行財政改革プランの考え方について」（総務局行財政改革推進室主幹 鈴木 孝）

●川崎市の財政状況と今後の見通し（財政局財政課主幹 豊本 欽也）

●区別計画と区長権限の強化（市民局市政課主幹 小林 哲彦）

●総合計画策定における統計情報の役割と課題「スパイスの効いた総合計画とするために」（総合企画局統計情報課副主幹 野口 茂）

●政策領域別基本計画を通してみる総合計画の役割（名城大学法学部専任講師 打越 綾子）

●先進都市の総合計画「総合行行政改革計画としての多治見市の総合計画」（多治見市役所企画課長 水野高明）



川崎市政日誌

(2003年7月~12月)

七月一日

市は、環境局のごみ収集に携わる職員の給料調整額を引き下げることを発表した。対象職員は約一三〇〇名で、削減額は三年間で六億六千万円にのぼる見込み。

二〇〇四年七月に開業するJR川崎駅西口市民文化ホールが「ミュージザ川崎」に決定した。また併せて、市はシンフォニーホールについて指導・助言などを行うホールアドバイザーとしてシンガーソングライターの小椋佳さんら五名と契約を結んだことを発表した。

市長は、川崎縦貫高速鉄道の着工延期に伴い、国土交通省から受けている補助金について、今年度の交付申請を見送ることを表明した。

七月三日

市長が公約に掲げていた任期を最長で三期一二年までとする多選自粛条例案が、賛成多数で可決成立した。多選自粛条例案は、都道府県、政令指定都市では初めて、中高層マンション建設に伴う周辺住民と業者との紛争防止を目的とした「まちづくり三条例」が可決された。「まちづくり三条例」は、「建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」の総称。

七月六日

東急不動産などは、宮前区鷺沼の大規模

七月一日

マンション建設現場の土壌から、環境基準を超えるトリクロロエチレンなどの有害物質が検出されたことを明らかにした。

水道局は、水道水の水源のひとつである「生田さく井」から取水した地下水を、「生田の天然水 恵水」として販売することを発表した。

七月一日

本市第三庁舎内において、本市職員を名乗る男が、米店主から米券三万円相当をだましとる詐欺事件が発生した。

七月二日

県が導入を検討している水源環境税について、川崎、横浜、横須賀の三市水道事業者が水道料金に上乗せして課税する案に反対する意見書を発表した。意見表明は昨年六月以来、三度目。

七月二日

高津区下作延に「子ども夢パーク」がオープン。同施設は、子どもの権利に関する条例を具現化する施設として、プレイパーク機能と児童館機能を有しており、また、不登校児童生徒のためのフリースペースも併設しており、運営をNPOに委託している。

七月二日

川崎市立病院経営健全化懇話会は、市長に対し、病院の健全経営確立に向けた提言を行い、その中で病院企業管理者の設置、五年程度の中長期計画の策定などを求めた。

市長は総務大臣を訪ね、二〇〇四年度国家予算編成に関し、川崎市営地下鉄建設に関わる国の補助制度の充実など、六項目の要望を行った。

七月二日

交通局は、アゴヒゲアザラシのたまちや

んを車体にデザインした市営バスのブリペイドカードの発売を開始した。二〇〇三年度の普通交付税額が閣議決定され、本市は政令指定都市で唯一の交付団体となった。

市はまちづくり委員会の中で、登戸土地区画整理事業の施行期間を二〇一五年度末に変更する方針を明らかにした。

二〇〇二年度の一般会計の決算見込みが発表され、その中で、法人市民税は前年度比一六・一パーセント減と大きく落ち込んでいたことが明らかになった。

教育委員会は生徒への体罰を行ったとして、三人の教師に対し、減給処分などの懲戒処分を行ったと発表した。

八月一日

国民健康保険料の納入がコンビニエンスストアで可能に。政令指定都市初。海外で国際交流・協力プログラムを行う市民や団体を「かわさき国際友好使節(K・I・F・A)」として認定する制度を開始した。

健康福祉局は昨年度の病院事業会計の決算見込みをまとめた。その中で、川崎、井田両病院の累積赤字が一五〇億円を突破したことが明らかに。

八月五日

市は麻生区栗木台の「マイコンシティ」について、従来の土地分譲方式からリース方式に変更する方針を固めた。二〇〇四年度から実施予定で、一八区画が対象。

八月一日

JR川崎駅前で一五年間営業してきた川崎西武が閉店。

八月一日

大雨の影響で、高津区蟹ヶ谷のマンション造成地でがけ崩れが発生、九世帯三二人が近くの市営住宅集会所へ避難した。

八月一日
市政記念多摩川花火大会(市などが主催)が大雨の影響により中止に。中止は一九八八年に続いて二度目。

八月一日
川崎駅や地下街などの周辺で野宿生活者の概数や居場所などの調査が行われ、野宿生活者の数が一〇三八人に上ることがわかった(前年調査八四〇人)。また、中原以北への拡散傾向、女性の増加傾向も明らかになった。

八月二日
川崎市、神奈川県、横浜市でつくる京浜臨海部再編整備協議会は、東海道貨物支線の旅客線化を図る一環として、一般市民を招いて茅ヶ崎・品川駅間で試乗会を行った。

八月二日

住基ネットが本格稼働。本市では、初日に一〇〇人の市民が住基カードの発行申込みを行った。

八月二日

川崎市が行財政改革の一環として進めている事務事業総点検(川崎再生アクションプラン)の市長ヒアリングがスタートした。

八月二日

ピアニストの小原孝さん、女優の藤村志保さんら九人が、市民文化大使に就任した。

九月一日

南関東地域の大地震を想定した「市総合防災訓練」が麻生区内の麻生水処理センターで行われた。市消防局、県警、陸上自衛隊など五〇機関、千五百人が参加した。

阪神タイガースの球団歌「六甲おろし」の作詞者である佐藤惣之助の生家があった川崎区内で、歌碑プレートの除幕式が

行われた。

これまで南部三区で実施されていたベクトボトルの分別収集が、全区で実施されることになった。

九月二日

川崎市（三菱ふそう川崎）が第七四回都市対抗野球大会で見事優勝を果たした。川崎市は三年ぶりの優勝。

九月三日

東急バスが、東横線日吉駅と市立井田病院間のミニバスの運行を開始した。

人事委員会が月給を一・〇四%、期末・勤勉手当を〇・二五ヶ月それぞれ引き下げよう勧告を行った。勧告通り実施されると、平均年収は五年連続の減少、下げ幅については過去最大となる。

市水道局と日本自然エネルギーは、上水道の水流を活用した水力発電事業を始めることで合意した。

九月八日

四月の市議会選挙をめぐる公職選挙法違反（現金買収）の罪に問われていた元市議に対し、横浜地裁川崎支部は懲役二年、執行猶予五年の有罪判決を言い渡した。

九月一二日

京急川崎駅前に地上二階、地下二階建ての大型商業施設「DICE（ダイス）」がオープンした。

市と商工会議所は、空き店舗を創業希望者に貸し出す「チャレンジショップ」の一号店を多摩区登戸にオープンした。

九月一六日

二〇〇三年度の市文化賞に、内外でのコンクールで優秀な成績を収めている県立多摩高校合唱部と、「砂子の里資料館」を運営する齋藤文夫さんが選出された。

九月一九日

多摩区役所区民課がISO9001の認

証取得に向けた取り組みを開始した。本市では、高津区保険年金課に次ぐ二例目。

九月二六日

産学公民が連携し、川崎臨海部の活性化を目指す「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会」が発足した。協議会では四つの分科会を設置し、「川崎臨海部再生プログラム」の実践をしていく。

一〇月一日

就学前の乳幼児の遊び場やその親たちの情報交換の場として、廃園した市立幼稚園を有効活用した「子育て広場」が市内八カ所で一斉にオープンした。

ディーゼル車の運行規制が首都圏の一部三県で始まった。今後は排ガスに含まれている粒子状物質（PM）の排出基準を満たさない車両は、走行できなくなる。

一〇月四日

川崎駅東口にある大型商業施設「ラッタデッラ」のショッピングゾーンとして、地上7階、地下一階建ての「ピバーチエ」がオープンした。

一〇月六日

市税と国民健康保険料、市営住宅家賃、市立保育園料の二〇〇二年度の滞納見込み額が二七・一億円に上ったことが明らかになった。国民健康保険料は一・三億円と過去最大。

一〇月八日

ノーベル化学賞に財団法人神奈川科学技術アカデミー理事長の藤島昭さんがノミネットされたが、惜しくも受賞を逃す。

一〇月一日

川崎市内の優れた名産品を内外に宣伝し、販売促進につなげていくことを目的に第二回「Buyかわさきフェスティバル」がJR川崎駅東西自由通路で開催され、二万二千人が詰めかけた。

一〇月十五日

市民自治制度検討委員会の初会合が行われ、委員長には地方自治研究機構の石原信雄氏が就任した。同委員会では、別途検討が進められている自治基本条例、住民投票制度及び区行政改革との調整を図りながら、本市の市民自治の拡充などを目的としている。

政令指定都市初のインターネットを活用した電子入札システムを導入。市では今後段階的に適用範囲を広げていく。

一〇月一七日

市は、民間企業のマイクロバスの送迎アルバイトを行っていた環境局職員二人を戒告の懲戒処分にしたと発表した。

一〇月二〇日

市と国連環境計画（UNEP）は、環境施策を通じた技術移転・知識交換に関する協議の実施や、年度内に市からUNEPに使節を派遣すること、UNEPの専門家を受入れることで合意した。

一〇月二二日

自治基本条例検討委員会の初会合が開催された。委員会は学識者四人と公募市民三〇人で構成されており、翌年八月を目途に最終報告書の取りまとめを行う予定になっている。

一〇月二三日

第二回「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムが二三、二四日の両日日本市を会場として開催された。全国から、自治体職員や研究者など約三五〇人が参加した。

一〇月二八日

市立高校学区検討委員会は、市立高校普通科の学区について市内一学区にすると、市外からの合格者は、現状どおりの八パーセント以内とすることが望ましいとする検討結果を、市教育委員会に報告した。

とす。一〇月三十一日

今後の市政運営の基本となる新たな総合計画について協議する総合計画策定検討委員会がスタートした。市は二〇〇四年七月に基本構想案、年度内に実行計画等を公表する予定。

一一月一日

中原区等々力にある「市民ミュージアム」が開館一五周年を迎える。

二六回目を迎えた「かわさき市民祭り」が、富士見公園周辺一帯を会場に、三日間の日程で開催された。開会式では、消防音楽隊が坂本九さんのメドレーを演奏した。

一一月二日

多摩区在住の天文愛好家・大平貴之さんが製作したプラネタリウム用投影機「メガスターII」の公開が青少年科学館で初めて行われた。

一一月五日

四〇代前半の係長級職員を対象に、意欲と能力のある若手職員の登用を目指した課長昇任選考制度（チャレンジコース）の導入に伴い、二日、三日の両日に試験が実施された。

一一月六日

本市の六五歳以上の老年人口が、初めて一四歳以下の年少人口を上回ったことが明らかになった。本市の高齢化が進んでいることが浮き彫りに。

一一月六日

新たな総合計画の策定に向けて、市長と市民が直接意見交換を行うタウンミーティングがスタートした。都内での開催を含め、計四会場で開催され、のべ四五一人の参加者があった。

十一月一日
市は酒気帯び運転で書類送検された交通局職員に、停職六カ月の懲戒処分を行った。

十一月一日
川崎市子どもの権利委員会は、「子どもの権利に関する条例」が制定された以降の子どもの参加の取り組みについて検証を行い、市長に提言を行った。

十一月二日
市は初のミニ公募債「ミューザ川崎シンフォニーホール債」の募集を開始し、即日完売した。利率は年〇・七二〇パーセント。

市民活動推進委員会（委員長・武藤博己 法政大学教授）は、「市民活動の活動資金の確保に向けて」と題した提言書をまとめた。

十一月三日
首都圏サミット（八都府県市首脳会議）が中原区内のホテルで開催された。その中で、八都府市の枠を超えた広域行政のあり方を話し合う検討組織を新設することに合意した。

十一月七日
川崎再生に向けた助言や提言を求める川崎市市政アドバイザーに、慶応大学教授・島田晴雄氏が就任した。

川崎市議会は、一二月から一年間（計三回）、期末手当を二〇パーセント削減することを発表した。

市選挙管理委員会は九日に行われた最高裁判所裁判官国民審査の棄権票をめぐり、高津区内の投票所で回収方法に誤りがあったと発表した。

健闘したが、惜しくもJ1昇格を逃した。

十一月二六日
高津区役所保険年金課が、品質マネジメントの国際規格「ISO9001」を認証取得した。政令市では初、県内では津久井町に次いで二例目。

市教育委員会は授業中に騒いでいた児童の顔に粘着テープをまくなどした教諭に対し、減給三カ月（二〇分の一）の懲戒処分にしたと発表した。

行財政改革検討委員会は「行財政改革の推進と川崎再生に向けて」と題する意見書を市長に提出した。意見書には、行政体制の再整備、市民サービスの再構築などの改革推進等が盛り込まれた。

十一月三〇日
「虹ヶ丘小学校コミュニティルーム」が開設五周年を迎え、記念式典が行われた。同ルームは小学校内の余裕教室を利用したものであり、地域住民により運営されている。

十一月四日
市は市議会代表質問で、二〇〇四年度から市内五一校全校で、中学校給食を本格的に実施する考えを明らかにした。

十一月五日
川崎市文化芸術振興条例検討委員会の初会合が開かれた。二〇〇四年七月をめどに、市長に対し提言が出される予定。

十一月二日
羽田空港の再拡張事業に伴う事業費負担問題について、川崎市、横浜市、神奈川県は、それぞれ一〇〇億円を国に無利子で貸し付けることで合意した。

十一月三日
今年の救急出動件数が、この日昨年実績を上回り、過去最高になった。平均すると一日一五一件、九分三〇秒に一回出動

した計算になる。

十一月五日

川崎駅西口に「ミューザ川崎」（地上八階、地下二階建て）が完成し、この日飲食店などの商業施設が一部オープンした。ミューザ川崎には、二〇〇四年七月に開館予定のシンフォニーホールの他、オフィス棟には新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）など政府系の四機関が入る予定。

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」は、二〇〇三年度中間決算で、創業以来の初めて二〇〇万円の経常利益を確保できる見通しを明らかにした。

十一月六日
市は今年の十大ニュースを発表した。一位には「川崎縦貫鉄道の着工五年度延期」、二位には「図書館・市民館の通年開館」が選ばれた。

十一月九日
市は、第三セクターのかわさき港コンテナターミナルに対し、経営再建築について、経営陣に対し聴聞を行うことを発表した。

十一月二〇日
市税や国民健康保険の滞納対策の一環として、二〇日、二一日の両日、区役所・支所での休日納付のための窓口開設を行った。週末の窓口開設は、本年三月に続いて二度目。

十一月二二日
川崎市と東京都は、地震などの災害時に水道水を相互に融通する協定を締結した。市は一月に住居侵入の現行犯で逮捕された健康福祉局の主査を、停職三カ月の懲戒処分にした。

川崎市都市計画審議会は、JR川崎駅西

口の堀川町地区計画を都市計画決定した。この地区の大部分は、二〇〇〇年に閉鎖した東芝川崎事業所跡地が占められており、この決定に基づき今後、商業施設や、住宅施設が整備される予定。

十一月二四日
台数の把握ミスから防災受信無線機の保守委託料を過払いしていた問題で、市民グループが約九〇〇万円を市に返還を求め市長や担当職員に住民監査請求を行った。

十一月二五日
東芝とキャノンは、東芝が所有する柳町事業所の用地をキャノンに売却することに合意した。



◆「普段着の旅」をキヤッチフレーズとする、とある小さな温泉宿が私の「定宿」である。食事は畑からとってきた季節の野菜が中心で、ちょうどお腹いっぱいになるくらいのご家庭料理。その宿のご主人は先日、「ゆくゆくは「汁三菜」くらいのご飯にして、長く滞在してもらえ宿をめぐりたいんですよ」と話されていた。かつては団体旅行客が中心だった温泉街も最近はずっかり姿を変え、危機感を持つ若主人たちが勉強会を開き、それが改革の道を歩んでいる。

露天風呂付客室の隠れ家風旅館が流行っていたり、食べられるはずもない量の夕食を出したりする宿があったり、また、そうした「特別な旅」を喜ぶ旅人もいたり。価値観の多様化するものを見ると、なにも強く感じない。特別じゃなくまた来週も来たいと思える、普段着のまちがいい、と思う今日この頃である。

（総務局職員研修所 町田智子）

◆「都市の魅力は多様な活動を許容する場所の包容性と、そこでの演者の魅力から生じるといえる。そしてこれらの活動の舞台となるのが自宅や職場に次ぐ第三の場所である。人々が社会性を維持するために、社会的交流を物理的に可能とする空間が必要であるが、女性の雇用が一般的となった今、多くの成人が近隣性よりも大きな圏域を背後に持つ社会的ネットワークを個々に形成しており、第三の場所も地縁的なコミュニティではなくこれらネットワークの結節点に求められる。仮説として地縁コミュニティの時代は終わったと言えよう。社会的により豊かな生活の舞台としての都市とは何かを見極める上でこの仮説を検討する必要がある」最近読んだ或る本で個人的に興味深かった部分です。

（総合企画局企画調整課主査 山田彰彦）

参加者で三人一組を作り、三人に共通する話題を探す、ということを行いました。これは、お互いに共通点を見つけることにより、「層深いつながり（ネットワーク）」ができる、ということを経験的に学ぶことを目的としたものでした。

現在、住民同士の関係が希薄化し、地域力が低下していると言われています。

◆さて私事ですが、まさに地域コミュニティの現場に異動することになりました。これも文化センターという名前が残っていますが、これまでの「文」とは性質が違いますが、「地域運営協議会」の立ち上げが初仕事。そのイメージもモヤッとしたままですが、市民活動センターの事業を考えると、自ずとその役割も見えてくるような感じが、顔の見える、触れ合える距離で、住民みんな何かを創っていきましようか。

（環境局環境調整課 弓田 茂）

◆今年度は「地域」という視点・課題を持ちながら、お仕事をさせていただき、「川崎市民」であった市民の皆さんが、少しずつですが、川崎の中で自分たちの「ふるさとづくり」をしている光景を感じることができました。私事ですが、一六年四月に出産予定です。しばらくは普通の市民として子育てをとおし、「地域」を感じていくことになるかと思えます。この貴重な時間を生かして、仕事では感じる事ができない「地域」に触れてみたいですね。

（港湾局川崎港務所業務課主査 藤井亮輔）

◆「子どもが泣きやまない。助けて、すぐにきてください」と泣きながら訴える母親からの電話が、保健所に頼みがあるというレポートを讀んで、ここまで来てしまっているのかと愕然とした。しかし、保健所を中心に多くの市民が、地域としての子育ての問題に取り組みはじめているという。これからの区のあり方、地域の市民のあり方がこのレポートに示されているように思える。

（総合企画局政策部主幹 海老名富夫）

◆思えば長いおつきあひとなった。「政策情報かわさき」の創刊は一九九六年二月、私は「ものづくり機能の継承と発展」について熱い思いを述べている。第二号では「都市計画マスタープラン」と「総合計画」の関連を執筆させていただいた。一九九七年四月、総合企画局の新設にともない、私は本誌の担当となった。雑誌は所蔵されるものでなく消費されるものである。その使命はその時々課題を切り取り、将来どのような方向に進むべきかを大胆に提示するものである。いま、改めて「政策情報かわさき」を紐解いてみる。政策課題を通じて、時代の雰囲気や懐かしい人々の姿が鮮明に浮かびあがる。それは編集委員の努力でもあり、「書き手」のガンバリでもある。「書く」という営みはつらく苦しい。特に自分の仕事についての課題を描くことはしんどい。組織の中にある私たちは常に無難にすませたい。文章も同じである。だが、それではつまらない。編集委員は「書き手」にギリギリまで書くことを求める。そういうた燥り返しの中から時代をシャープに切り取る。「政策情報かわさき」が誕生する。さらなる発展を大いに楽しみにしている。

（総合企画局政策部主幹 伊藤和良）

◆川崎市の「憲法」ともいえる自治基本条例の検討が進む。先日、昨年一月から検討を続けてきた三〇人の公募市民に四人の学識者による委員会から中間報告が出され、いよいよこれから議論は正念場を迎えつつある。「自治」とは、市民がつくると「新しい公共」とは、そしてそもそも「市民」とは何か、熱い議論が展開されている。これまで川崎は、都市憲章の取り組みをはじめ、新しい自治のかたちを模索するいくつかの先駆的な試みに挑んできた。ある学識者委員は「川崎の自治の記憶をもとに新たなテキストを創造する」という。まちの過去との対話を重ねながら、これからの川崎に相応しい自治基本条例を、市民とともに作り上げていきたいと思う。

（総合企画局政策部主査 中村 茂）

◆最近、「川崎らしさ」という言葉をよく耳にします。二〇〇〇万都市で、かつ南北に細長い地形である本市を、一括りの言葉で表現することは決して容易なことではないし、また、安易にそうするべきではないと考えます。きつと、その多様性が「川崎らしさ」であり、地域での様々な市民活動が新たな「川崎らしさ」を創出していくのではないかと思います。

（総合企画局政策部主査 今村健二）

◆二〇〇〇年の地方分権一括法を中心とする分権改革、その結果として分権型社会の到来への期待、それから五年を経過しようとしている現在、その分権の果実を地域で活動している人たちは実感しているのか。今回の特集では川崎の地域を歩かせていただく中で、地域で様々な活動を行う人々、公共施設の現場で汗を流す市の職員から様々なお話を聞くことができた。地方分権改革は社会・経済システムのごく一部を変えただけで、その影響が私たちを取り巻く制度全体に及んだわけではなく、限定的な改革に止まっているようにも思える。こうした限定的な分権改革の中で、地域で頑張っている人々の活動には様々な制約が課せられている。特に行政の仕組みの制約が大きいようにも感じられた。当然ながら、市の行政も全体の制度から自由ではありえない。中央政府を起点として構築されてきた縦割りの構造をはじめとして、制度の制約をどのように取り扱えば、地域社会に課せられた制約を取り払うことができるのか、制度の壁を越える調整の仕組みをどのように作ればよいのか考えさせられた。

（総合企画局政策部 鈴木洋昌）

投稿をお待ちしています

本誌は職員の皆さんが自由に意見を発表し、討論するの場です。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています（執筆は個人・グループのいずれでも構いません）。応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとまとめて政策部担当までお送りください。



9784905913948

ISBN4-905913-94-2

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価——(本体 600円+税)

第 **16** 号
2004 March no.16

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第16号

2004年 3月31日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-3708 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640